

出口橋 同上北に在り。長さ幅松山橋に同じ。元は板橋なりしが明治四十二年石造に改修す。

〔通信〕 平野郷町郵便局に屬す。村内に郵便投入函一箇あり。集配度數一日二回なり。電話は警察用一箇あるのみ。

水利 本村の灌漑は畑川及溜池に由る。

〔水系〕 畑川 大和川畔五十間樋に起り、中河内郡長吉村・瓜破村を通過して本村に及ぶ。延長九千六百九十五間、幅一間乃至三尺なり。灌漑用と共に悪水排除を兼ね。蒙利地區は喜連村一圓にして面積百三十九町四反五畝二十三歩なり、普通水利組合を組織せざれども、管理者を置き、村長を以て之に當らしめ、別に水利委員二名を置く。大正七年度經費は六百七拾圓を要したり。經費の賦課は水利協議費として反別割を以て地主より徴收す。

五十間樋は大和川の右岸中河内郡長吉村に在り。元來本村の田畠は狭山池の末流によりて灌漑せられたりしが、寶永元年、新大和川成りて水道遮断せられしかば、里人旱乾を憂えたり。時に喜連村は東西中の三村に分たる。西の莊屋増池彌右衛門は大和川を引て灌漑の用に供せんと欲し、東中の二莊屋に謀りしが、三村領主異なりしかば、議容易に纏りがたし。彌右衛門殊に力を調停に盡し、事漸く決し、八月功竣れり。樋長さ六十九間、堤外五十間あり、故に俗に五十間樋と稱す。又別に向樋あり、大和川の水渴れし時の爲に堀川の水を引く。明治十六年四月、戸長服部儀左衛門、議員

と謀りて樋を改修せり。同三十三年七月、増池等三人の爲に、時の村長小林善範等發起となりて、如願寺境内に灌漑長岡紀功之碑を建設せり。

灌漑長岡紀功之碑

攝河之州、田易旱乾、是以尙古實有恩詔、狹山和爾依羅諸池、夙賜開鑿矣、喜連一村亦仰澤于挾山池末流、寶永元年新大和川成、於是水道盡斷、人憂旱乾、一村分爲三、各有里正、彌右衛門君爲西村里正、欲導和川水、以充灌漑、與中正傳衛門、東正重兵衛諸君謀、時地異所領屬、議頗不相容、君盡力調停、事始決矣、乃創工設閘、實歲之八月也、閘長六十九步、其在堤外者五十餘步、故俗呼五十間閘、間邦言謂歩也、村距川二十餘町、導以達村、艱苦可想也、南岸別有一閘、呼爲向閘、引落堀川之水也、蓋大和川水、亦不能無竭、故存此閘、以備之、今作河堰、時或橫斷川幅以取水、亦依此例云、明治十六年、服部戸長與議員謀、而新之、明年又換堤外閘爲木渠、一村之民乃免旱乾、今茲明治三十三年、距寶永元年百九十有七年、村民感君之偉功、作片碑勒之、垂德千疆、乃爲題碑面、君姓増池、正德二年七月十九日歿、年四十有一、

浪華 南 岳 藤 澤 恒 撰

光石内原薰書 大 太田傳吉刻

〔池沼〕 本村の池沼左表の如し

種類	所在地	形状	面積	水深	水質	水草	魚類
西池	池ノ浦二三三六	長方形	八町九步	五尺	淡水	菰	鯉、鯽、鰻、泥鰌等
北池	土井ノ内二三三五	冠形		一丈	淡水	菱	同
南池	山王二三三七	方形		七尺	淡水	同	鯉、鰻、泥鰌等

池水は五十間樋より南池に引き西北兩池に通せしむ、灌漑の用に充つ。維持費は村費より支辨せり。池魚等は入札法によりて毎年競賣せり。入札金高、大正五年度百七拾圓、六年度不詳、七年度參百圓、八年度五百圓なり。

官公衙 喜連村役場 一番地に在り。現在吏員は村長、收入役各一名、書記二名計四名なり。大正七年喜連村巡査駐在所 同番地に在り。平野郷警察分署に屬し、本村一圓を管轄區域とす。駐在巡査一名設置年月詳ならず。

第二村政

沿革 元和六年、本村を分ちて三村とす。東喜連村、中喜連村、西喜連村なり。中喜連村は幕府之を直轄し、東西の兩村は寶永六年、水谷信濃守に給與す。爾來領主屢交迭して土井家領となり、明治維新の後は續いて古河藩治に屬せり。明治五年三月東西中の稱を廢して一村とす。同年、大阪府

第七大區第一區(第五番組)に屬せらる。同十年前の戸長は佐々木英之助(三等)辻野駒太郎、杉本久左衛門、長橋檜藏、服部彦三郎(以上四等)戸長とす。十二年、同一區域を以て一村戸長役場を置く。十七年、今の南百濟村の舊各村との聯合戸長役場に屬す。二十二年、舊に復し、一村を以て町村制を實施せられたり。十一年以後及町村制實施以後の村長は左の如し。

戸長表 (明治十一年以後)

明治十一年	佐々木 英之助	同 十六年	服部 儀左衛門	同 十八年	藤本 繁
同 十九年	青木 一郎	同 二十年	服部 儀左衛門		

(右事務引繼及就職月日不詳)

町村制實施後村長表

職名	就職年月日	退職年月日	氏名
村長	明治二十二年五月二十八日	明治二十七年十一月	服部 儀左衛門
同	同 二十八年四月八日	同 二十九年十一月	長橋 檜藏
同	同 二十九十一月廿七日	同 三十三年十一月廿六日	小林 巳之助
同	同 三十三年十一月廿七日	同 三十五年五月五日	井宮 助之
同	同 三十五年五月十七日	同 三十五年六月十一日	木石 登
同	同 三十五年六月二十日	同 三十七年三月三十日	服部 常吉
同	同 三十七年四月二十三日	同 四十一年五月二日	小林 善範
同	同 四十一年五月十二日	同 四十二年七月五日	水井 佐市郎

有給村長	明治四十二年十一月二日	明治四十四年十一月十日	增池 檢次 郎
村長職務管掌	同 四十四年十一月十一日	同 四十五年二月十九日	東成郡 書記
村長	同 四十五年二月二十日	大正二年四月	服部 勝次 郎
村長職務管掌	大正二年 年 四月	同 二年五月三十日	東成郡 書記
村長	同 二年五月三十日	同 七年三月十六日	杉本 由太 郎
同	同 七年三月二十五日	同 九年十一月十五日	山野 幾次 郎
同	大正九年十一月二十五日	現任	辻野 爲次 郎

村會 議員數一級二級各六名計十二名なり、有権者は衆議員以下左表の如し

議員選舉有権者表

年次	全戸數	衆議員選舉有権者	府會議員選舉有権者	郡會	村		計
					一級	二級	
明治三十五年	二九六	五〇	六八	一	二	六五	七七
同 三十六年	二九六	四六	六三	一	二	六五	七七
同 三十七年	三二七	四七	六六	一	二	六五	七七
同 三十八年	三〇〇	五七	六九	一	二	七一	七七
同 三十九年	三〇〇	六〇	七二	一	二	七一	七七
同 四十年	三〇〇	六一	七六	一	二	七一	七七
同 四十一年	三〇〇	六六	七七	一	二	七一	七七
同 四十二年	三〇〇	六七	七六	一	二	七一	七七
同 四十三年	三〇〇	六七	七四	一	二	七一	七七

年次	全戸數	衆議員選舉有権者	府會議員選舉有権者	郡會	村	計
同 四十四年	三二五	六四	七〇	一	二	八二
大正元年	三二二	六〇	六七	一	二	八二
同 二年	三二二	六一	六六	一	二	八二
同 三年	三二二	六一	六八	一	二	八二
同 四年	三二〇	五八	六七	一	二	八二
同 五年	三二〇	五八	六七	一	二	八二
同 六年	三二六	五八	六五	一	二	八四
同 七年	三二五	五六	六八	一	二	八七

財政 本村の財政は累年經費膨脹すること、他町村の例に同じ。明治三十五年以後、總村稅額及一戸負擔額を擧ぐれば左表の如し。

年 度	戸 數	總村稅額	一戸負擔額	年 度	戸 數	總村稅額	一戸負擔額
明治三十五年	二九六	二、一六八	七・三二五	明治四十四年	三二五	三、六七〇	一一・二九二
同 三十六年	二九六	二、五二二	八・五二一	大正元年	三二二	三、六六四	八・二七三
同 三十七年	三二七	一、七六六	五・四〇三	同 二年	三二二	三、八九五	八・九九〇
同 三十八年	三〇〇	一、六五二	五・五一〇	同 三年	三二二	三、二六八	一〇・一四九
同 三十九年	三〇〇	一、七六三	五・八七八	同 四年	三二〇	三、二三四	一〇・一〇六
同 四十年	三〇〇	一、八二三	六・〇七九	同 五年	三二〇	三、二〇四	一〇・〇一三
同 四十一年	三〇〇	二、〇六四	六・八八〇	同 六年	三二六	三、四八一	一〇・六七八
同 四十二年	三〇〇	三、九七九	一三・二六三	同 七年	三二五	三、八一四	一一・七三五
同 四十三年	三〇〇	三、七〇四	一二・三四七				

舊幕時代の村高は一千六百九十石にして、内譯は西喜連は七百二十石、中喜連東喜連は各六百七十石なり。その納租率は東西兩喜連は田は五つ一分、畑は三つ八分、中喜連は田畑平均七つなり。(石高を十分して右の率を乗したるものを税額とす)納租の方法は土井領は今の平野郷の陳屋に扶持米に要する分を収め、其餘分は金子を以て代納せり。幕府の直領に屬する地は、稅率土井領よりも高し。大阪なる鈴木木代官所に納め、更に此より江戸に廻送せり。貢米の他に御用金あり、身分に應じて徴集せらる。又助郷あり、大名參觀交代及其他の用として入足に召集せられ、或はその雜用として金員を徴集せられたり。明治時代となりて地租制度制定せられて、租税額は減少したりと雖も、其他の雜税は大に増加せり。

本村基本財産は現金を以て之を積立て保管は郵便貯金に由る毎年村經濟の關係上多少の増減あり明治三十五年以後累年の額を擧ぐれば左表の如し

喜連村基本財産表

年 度	全 額	年 度	金 額	年 度	金 額
明治三十五年	二七二・三四三	明治四十一年	六六八・八一	大正三年	八七六・三一
同 三十六年	二七二・三四三	同 四十二年	七八八・八一	同 四年	一、〇八六・三一
同 三十七年	三四二・二八九	同 四十三年	七五〇・〇〇〇	同 五年	一、一三一・一九二
同 三十八年	四一九・二四七	同 四十四年	二二六・三一一	同 六年	一、二七六・一九二
同 三十九年	四六九・二三八	大正元年	四二六・三一一		
同 四十年	五四七・二二六	大正二年	六五六・三一一		

衛生 飲用水 未だ水道の布設なく、凡て掘井を用ふ。井戸の水深は一間乃至二間にして、水質は大正三年九月調査成績によれば計二百三十五個の内、良好のものなく、濾過して飲料に適するもの

四十三個、煮沸して適するもの一個、飲料不適の者百九十一個なり。

隔離病舎 平野郷町田邊町南北百濟村と本村と五ヶ町村の組合を以て平野郷町に設置す。同町條参照すべし。本村負擔額と八種傳染病統計を擧ぐれば左の如し。

年 度	負擔額	患 者				年 度	負擔額	患 者			
		チフス	腸チフス	實里亞	赤痢			チフス	腸チフス	實里亞	赤痢
大正元年	五一	一	一	一	二	九七	一	三	一	四	
同 二年	三〇	一	一	一	一	二四	一	一	一	五	
同 三年	五一	一	一	一	六	三五	一	一	一	四	

衛生組合 明治三十一年六月十七日、喜連村衛生組合規約を定めて組合を組織せり。同三十四年六月及大正三年十月規約を改正す。役員は組長一名、副組長一名、評議員二十三名、書記一名を置く。組合員は平時にありては諸般の衛生に注意し、清潔状態を維持すべく、傳染病發生したる場合はその傳播を防ぎ、且撲滅に努むべきものとす。目下會費を徴せず、又村費の補助を受けず、寄附金を以て經費に充つ。事務所は村役場内に置く。

本村に於ける衛生關係の營業者は醫師二人、産婆一人、按摩四人(大正七年末現在)とす。

消 防 消防組は明治四十年十一月始て組織する所にして其後消防器具一切を備へ附け以て今日に至る。近年は一月四日、恒例として平野郷田邊兩町と聯合出初式を行ひ、春秋二回舉行演習をなす。

又防水事業に従事することあり。役員は村會議員中より組頭一名を選出し、外に小頭一名消防手三十名あり。經費として村費の支出の年額は九拾九圓なり。現在用具は旗一、高張提灯一、弓張提灯五、腕用唧筒及其所屬具一、梯子一、鳶口二にして之をば村役場内に置く。

火災統計

罹災年月日	場所	罹災戸數	罹災年月日	場所	罹災戸數
明治四十年四月三十日	喜連村北ノ町	一戸半燒	大正四年一月十四日	同	南ノ町
同四十五年四月	同 西ノ町	一戸半燒(小火)	同	同	納屋 一戸

兵事 壯丁検査 本村壯丁検査累年成績左の如し

年 度	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
壯丁検査數	一七	二四	二〇	二二	二〇	二四	二七
無教育者	三	二	二	二	三	一	一
眼疾者	八	九	九	九	八	一	〇
花柳病患者	三	二	一	一	一	一	一
合格者	九	一七	九	一三	一三	一	一

帝國在郷軍人會喜連村分會 明治四十四年六月二十六日の創立にして、當時永橋芳藏分會長たり。大正元年の末に増池楠太郎、大正三年の末に井宮敬三、會長となる。本郡の在郷軍人は大正七年末に

於て陸軍々人百六名、海軍 在營軍人は同年末にて海軍四名陸軍八名なり。

戰役戰病死者

番地及氏名	生年月	入營月日及隊名	略 歴	戰 役 地	死 因	勳 功
六五番屋敷 坂口 安 吉	明治五年	明治二十五年十二月 八聯隊	明治二十八年四月日 清役ニ從軍 同三十八年四月日 露役ニ從軍 陸軍歩兵上等兵	盤龍山	戰 死	功七級 勳八等
二〇六七番地 林 末 吉	明治十年	同三十二年十二月 由良要塞砲兵	同三十七年五月日 露役ニ從軍 砲兵上等兵	東北滿陣地	戰 死	勳八等
三八九番地 石橋 常 吉	明治十六年 十月二日	同三十六年十一月 由良要塞砲兵	同三十七年五月日 露役ニ從軍 陸軍砲兵助卒	青泥窪 兵站病院	脚 氣	勳八等
二六三番屋敷 内本音次 耶	明治十四年 三月	同三十七年五月 由良要塞砲兵輪卒	同三十七年五月日 露役ニ從軍 陸軍砲兵輪卒	青泥窪 兵站病院	腸加答兒	
一九五番屋敷 油谷 辰 藏	明治十四年 二月	同三十七年五月 由良要塞砲兵輪卒	同 陸軍歩兵輪卒	廣備病院 鳥	赤 痢	
二三六七番地 大野 定 吉	明治元年 七月	同二十一年十二月 八聯隊	同 陸軍歩兵一等卒	大備病院 阪	脚 氣	勳八等

教 育 喜連尋常小學校 喜連村一番地に在り。明治五年十月の創立にして喜連小學校と稱し一時法

性寺の堂宇を以て教室に充てたり。其後(年月不詳)現今の敷地に三十餘坪の校舎を建築す。明治二十年、喜連尋常小學校と改稱す。明治二十一年校舎を改築す。同年四月、單級とし、同二十七年四月二學級、同三十五年四月三學級編制とし、同三十九年四月裁縫科を設置す。同四十一年四月小學校令の改正に據り、義務年限延長の爲め、児童數頓に増加したるも、校舎狹隘なるを以て、同四十二年度限り五學年の教授を平野尋常小學校に委託し、直に校舎の改築を企劃し、同四十二年三月竣功す。即ち現今の校舎是なり。同年度より四學級、大正六年四月より五學級編制となす。現今も五學年六學年は合級教授をなしつゝあり。校地は五百六十五坪、校舎一百二十二坪七合五勺。職員五名なり。學區域は本村一圓にして、生徒の就學及出席歩合は左表の如し。

年 度	児童數	就 學 歩 合		出 席 歩 合	
		男	女	男	女
明治三十六年	男 七五 女 五四	八八・八一	七〇・七三	八九・七六	九二・二三
同 三十七年	男 八三 女 五二	八八・四四	七一・五四	八七・一三	九三・二四
同 三十八年	男 八九 女 四九	九一・六一	八一・四四	八八・九七	九三・六一
同 三十九年	男 八二 女 五一	九二・八六	八七・六三	九〇・三一	九〇・三一
同 四十年	男 八七 女 五九	九六・六九	八九・四二	九二・一六	八七・六三

年 度	児童數	就 學 歩 合		出 席 歩 合	
		男	女	男	女
同 四十一年	男 八二 女 五六	九九・四七	九一・五九	九三・一八	八五・八五
同 四十二年	男 七九 女 六六	九八・一六	八五・七一	九二・四九	八七・八六
同 四十三年	男 八八 女 六八	九九・三六	九三・七五	九二・九〇	八四・六八
同 四十四年	男 八七 女 七三	九五・〇〇	八七・九三	八九・七〇	八〇・七八
同 四十五年	男 八九 女 九一	九七・三五	八九・二六	八九・九一	八二・〇五
大正二年	男 九三 女 九三	九三・八八	八八・五五	八七・八六	八〇・三一
同 三年	男 九八 女 八〇	九三・七一	八八・四一	八九・八八	八三・七四
同 四年	男 九〇 女 九一	九一・三六	八五・七一	八九・九三	八四・一九
同 五年	男 九二 女 九二	九六・八五	九三・八四	九一・四一	八八・六三
同 六年	男 九三 女 九三	九八・七一	九八・九七	九〇・八七	八七・六九
同 七年	男 一〇三 女 一〇四	九八・八三	九九・三八	八九・六七	九三・四五

歴代學校長

就 職	退 職	氏 名	就 職	退 職	氏 名
明治三十四年四月一日	大正四年十月二十二日	楠林 照道	大正四年十一月一日	大正七年三月十六日	吉田 一馬

大正七年三月十八日 大正九年一月二十五日 森下喜之助 大正九年三月二十六日

桐木榮三郎

喜連村教育會 創立年月詳ならず。事務所は村役場内に置く。會長副會長は村民中より之を選擧す。會事業としては毎月一回小學校内に於て教育談話會を開くのみ、別に記すべきものなし。別に村教育會組合なるものを設け、教育會は組合内の教育普及上進を謀れり。組合員は現在村民中戸主を以てし、十戸乃至二十戸を以て一組とし、全村を二十三組に分ち、役員は組長副組長各一名、小組長二十三名を置く。組合會は新學年度前に一回開會するものとせり。

社會事業 喜連村青年團 大正四年十月の創設なり。義務教育を了へたる者、及之と同年齡以上の男子二十歳未滿を以て正團員とす。健全なる國民、善良なる公民としての素養を得せしむるを以て目的とし、團員修養の爲めに講話會講習會を開き、殖産興業に係る共同作業及び共同事業の卒先實行を實施しつゝあり。會長は村長を以てし、經費は村費及寄附を以て支辨す。事務所は村役場内に置く。

米騒動 大正七年八月、米價暴騰に際し、一部村民の寄附を以て窮民の爲に米廉賣を開始したりしが十三日平野郷町に暴動起り、十五日日本村に傳播して、同夜十一時半頃、暴動等本村巡査駐在所に押寄せ、その他二三家を襲撃せり。是上流社會の寄附の、他町村に比して僅少なりとして不平を抱きしど、一方には小作米納期に際し年々地主と小作人との間に紛擾を醸したりしが、大正六年度の小作米納率を決定すべく委員を選びしに、其選に當りしものは小作人の爲に利ならざりしとて、一般人より嫉視されたる爲め、此機を利用して平素の鬱憤を晴さんと企てたるに因れるものにして、暴動は最初他地方の者ならんと推察されたりしが、却て村民なりしは遺憾なりとす。

第三 産業

本村は純農村なり、故に工業商業に關しては記するに足るものなし。教育に於ても農業本位にして博物教材を重要視し、農業實習の機會を多くし、講習會其他に於ても農業上の智識を與ふることに努めつゝあり。住民の職業別を見るに左表の如し

年 度	農 業	工 業	商 業	年 度	農 業	工 業	商 業	年 度	農 業	工 業	商 業
大正四年	二四九	一〇	九	同五年	二四九	一〇	九	同六年	二四三	一一	一〇

農 業 大正六年度に於ける農戸は專業一八三戸、兼業六〇戸とす。農會は明治三十一年三月の創立にして、會長副會長各一名、評議員五名、幹事一名を置き、經費は村費を以て支辨す。民有地地目別反別左の如し(大正 年末現在)

種別	田	畑	山	林	原	野	宅地
筆數	二、四四一	一四九・二六	二〇・二八	二〇・二八	二・二一	八七・二六	二九・二
一反歩最高見込價格	一三、七九六・〇七	一四九・二六	二〇・二八	二〇・二八	二・二一	八七・二六	二九・二
同見込平均價格	七〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇
本村民所有ノ筆數	五〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇
同 面 積	二、二四七	一四九・一六	二〇・二八	二〇・二八	二・二一	八五・三二	二八・五
本村民外所有ノ筆數	一一、四九一・〇一	一四九・一六	二〇・二八	二〇・二八	二・二一	八五・三二	二八・五
同 面 積	一一、三〇五・〇六	一四九・一六	二〇・二八	二〇・二八	二・二一	八五・三二	二八・五

本村主要農産物の近年に於ける作付反別と、その産額の概算を擧ぐれば左の如し。

主要農産物作付反別年産額概算表

種別	作付反別	年産額	種別	作付反別	年産額	種別	作付反別	年産額
米	一三八・〇	三、四五〇	蠶豆	一・五	二・三〇	茄子	一・〇	二、〇〇〇
麥	五二・八	七三二	菜種	一・〇	一四、〇〇〇	馬鈴薯	三・五	一四、〇〇〇
大豆	一・五	二七	蘿蔔	二・〇	一、〇〇〇			
小豆	〇・一	一	牛蒡	一・〇	一、〇〇〇			

農民の住宅と耕地との距離は五町以内の者最多数を占む。即一町以内の者三〇戸、三町以内の者九

三戸、五町以内の者一一五戸、十町以内の者五戸とす。施肥は油粕豆粕尿を用ふ。農民が労働の供給は他村に於けるが如く、一般に不足の傾向にあり。彼等が耕作田畠の反別は従業者四百二十七人(内男三九〇女三七)にして耕地二百四十町歩(内譯本村領百四十町歩近村領百町歩)の概算なれば、一人宛耕地は五反六畝餘に當れり。農業労働日数は定休日二十八日、臨時休日約七日とす、其他事故休業を通計すれば約八十五日となり、差引労働日数は二百八十日位なり。被雇労働者は日出より日没まで労働し、夏期に於て五月十五日より八月三十一日迄正午より午後二時に至る迄を午睡時間とせり。賃金は次第に昂騰して、日給大正四年には六拾錢、五年には七拾錢、六年には八拾錢のもの七年には壹圓參拾錢となれり。小作慣例は年毎に定めなし、小作料は明治四十四年に改正したるもの、田畑とも一反歩に付玄米にて一等地は一石六斗、二等地は一石四斗五升、三等地は一石二斗三升、四等地は一石乃至一石一斗、等外地は八斗又は九斗とす。庄屋時代の小作料については凶年の際は各庄屋より領主に願ひ出で、領主より實地検見の上、年貢米の引方を定め、その引方通り地主より小作人に小作米の減額を爲したりしかば、嘗て紛擾なかりき。明治五年頃より同四十三年に至るまで、毎年小作人より地主に對して不作を口實として減額を請求し、地主は之を認めず、紛擾絶えざりしが、凶年には一村一部落の爲に村長調停の勞を採れり。明治四十四年に至り、從來の紛擾一掃の目的にて、從來の額より一反歩につき玄米二斗づゝを減して、豊凶に拘らず收納すべ

きことに協定せり。其額前記の如し。以來紛擾漸く減少せり。小作人の過不足については、一般の例に漏れず不足の傾向にあり。

農家の流通資金は各自の資本に據れども、小農にあつては村内の大農より信用融通を受く。最多額にて五拾圓なり。その信用に對しては殆ど證書の差入もなし。その返却方法は勞働の供給にして、元利とも現金を以てするもの少し。本村に於ける農家の収入を見るに大正七年度を標準として大要左の如し。

農家の收支決算

大農二町歩の耕作者

内譯 一町歩二毛作 一町歩は一毛作とす

収入	支出	差引残	摘要
一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	玄米五十石 田二町歩收穫米一反歩二石五斗石二十五圓
六〇	一、〇〇	一、三三〇	粟一千貫 二町歩粟代及俵藁一丁歩代
一〇	一、〇〇	一、〇二七	畦豆一石代
	七三		油粕肥料代及運搬費 一毛作一町歩 二毛作一町歩分代
	一〇〇		田二町歩公課
	八四〇		牛一頭飼育料
	一〇〇		米麥種子代
	二四一		雇人八百四十圓 一人二付壹圓
三三四	五〇	一二七	

収入	支出	差引残	摘要
三三四	五〇	一二七	農具修繕料 二町歩一反二付貳圓五拾錢
	一一〇		麥十八石代 一町歩收穫麥一反二付一石八斗 一石二付十八圓
	一〇〇		自家親子五人 大人四人一日四合 小兒三人一日二合 米四石四斗
	二四一		農具買入及建物修繕費
			一年中一切需用費

中農一町歩耕作者 自己所有地 五反歩
 他人の小作地 五反歩
 此内 一毛作 七反歩
 二毛作 三反歩の割合

収入	支出	差引残	摘要
六二五円	一八二	七二二円	玄米二十五石 田一町歩收穫米一石二付金貳拾五圓
九七	一四六		麥五石四斗代一反二付一石八斗收穫 三反歩一石金拾八圓
	二〇		肥料尿尿代一町歩 外白糞糞は肥料とす
	二五		自己所有地田五反歩 公課一反二付金五圓
	三七		地主へ納むる小作米八石代一反一石六斗 一石貳拾五圓
	二〇〇		牛一頭 二人組合費七拾參圓ノ半額負擔
	三〇		種子代
	二〇		農具修繕費一町歩代
	一四六		自家食料玄米五石八斗一石金貳拾五圓 家族大人三人一日一人四合
	三〇		食用麥 一石一斗代 一日三合宛米と併食す
	一八二	二二	建物修繕費
			一ヶ年需用費 一日金五拾錢

収入	支出	差引残	摘要
三三三 一六二 一五 六	二〇〇 六〇 三 二五 一五 四	四九六	小作五反歩收穫米十二石五斗 一反二付二石五斗 一石金二十五圓 麥九石代 五反歩收穫一石八斗(一反二付) 一石二付十八圓 麥五百貫代 麥藥百貫代 肥料尿尿五反歩代 耕地手借り及耕賃五反歩 一反二付金五圓 種子代 家賃一ヶ年代 一月二付金五圓 地主へ納むる小作米八石代 一石二付貳拾五圓 一反二付一石六斗 自家食料 玄米大人二人 小兒一人 三石六斗五升 需用費 一ヶ年分 一日二付貳拾參錢

村内に於ける家畜家禽は、耕地用飼牛四十八頭、雞及鶩八十九羽(大正七年八月現在)あり。
工業商業 村内の工業として産額の見るべきものあるなし。その種類も農具・藥種・清涼飲料・清酒・煙草盆・檜屋・提灯・疊・炭團等從來のまゝなり。新に興りしものには簾製造あり。最近數年間の従業戸數を示せば左の如し。

年 度	大 工	左 官	鐵 工	燃 糸	桶 職	疊 職	防 水	布 簾	唐 木	職 計
大正三年	三	一	二	五	一	二	一	一	一	一五

年 度	大 工	左 官	鐵 工	燃 糸	桶 職	疊 職	防 水	布 簾	唐 木	職 計
同 四 年	三	一	二	一	一	二	一	一	一	三〇
同 五 年	四	二	三	一	一	二	一	一	一	三一
同 六 年	四	二	二	一	一	二	一	一	一	三〇
同 七 年	四	二	二	一	一	二	一	一	一	三一

右の表中には兼業者をも收めたり、故に前表と合致せざるものあり。燃糸業者の如き全部兼業なり商業は全部小賣業者なり、白米商人の取引法は農家より玄米を五日乃至一ヶ月間の延取引にて買受け、白米賣上げ金を以て支拂を爲す。従つて小資本にて經營せり。其他の商家もさして資本を要する程の營業を爲すものなし。商業戸口は兼業等とも左表の如し。

商業戸數統計表

年 度	戸 數	種 類									
		白米	古物商	金貸	菓子	乾物	貨物	賣藥	清酒	吳服	雜
大正三年	三五	五	四	七	一	一	一	一	一	一	三
同 四 年	三八	五	四	八	二	一	一	一	一	二	三
同 五 年	四四	〇	四	八	三	一	一	一	一	二	三
同 六 年	四四	〇	四	八	三	一	一	一	一	二	三
同 七 年	四二	九	四	八	〇	一	一	一	一	三	四

車輛統計

年 度	荷馬車	牛車	大車	小車	自轉車	年 度	荷馬車	牛車	大車	小車	自轉車
大正元年	六	四	一五	一四九	一三	同 五 年	七	六	一六	二四九	二六
同 二 年	六	六	一三	一六四	一二	同 六 年	六	六	二三	二九三	三一
同 三 年	六	六	一三	一六七	一五	同 七 年	五	七	二三	三八九	四〇
同 四 年	六	六	一三	一六九	一九	同 八 年	五	七	二三	三九〇	四〇

増減の理由に至りては不明なりと雖他町村の所有車多し。

第四 神社及宗教

楯原神社(村社) 西喜連無番地に鎮座す。明治四十年九月十二日許可、村内鎮座の無格社楯原神社、春日神社を村社天神社に合祀し、同日許可、村社八阪神社を境内社に合併し、明治四十二年十二月九日許可を得て楯原神社と稱す。舊村社天神社は菅原道真を祀り、相殿に天照皇大神、熊野大神を祀る。由緒詳ならず、明治五年雜社に列せられ、十二年十二月村社に列せらる。舊無格社楯原神社は式内の神社なり、俗に天神社と稱せり、祭神は〔攝津志〕〔神社叢書〕等に不詳とあり、往古の社址は如願寺域是なりと云ふ、延元の亂に兵燹に罹り、文明十三年春假社殿を造營し、明應二年三月正社殿に改造せり、元和年間暴風の爲め破損せるより、新に地を相して合祀前の地楯原神社(是より先き

は天神社と稱す)として崇祀し、社址は享保年間如願寺域とせり。同寺は本宮の本願寺なり、本社
の末社に兩乞祭の奥宮及媛天神社あり、媛天神社は、元中喜連字山王に鎮座せり、祭神素盞鳥尊、
元龜時代に移し祀れり。舊村社八阪神社は東喜連に鎮座せり、祭神素盞鳥尊、明治五年村社に列せ
らる。舊無格社春日神社は亦東喜連に鎮座せり、祭神春日大神、末社に稻荷神社、祭神豊受媛神な
り。以上の各末社も共に合祀せられたるなり。新楯原神社例祭は九月二日なり。境内官有地一反四
畝十二歩。一村を氏子區域とす。

如願寺 喜連村二一八二番地に在り、眞言宗御室派仁和寺末に屬す。靈峰山と稱す。崇峻天皇元年聖
德太子の創建にして、本尊正觀音も亦太子作なりと傳ふ。弘仁十年、弘法大師再建し、翌春落成す
此時弘法、不動明王毘沙門天の二像を彫り、聖觀音の脇士とす。又舊稱喜連寺を改めて如願寺と號
す。其後幾多の歲月を経過して兵燹震災に遇ひ、寺塔坊舎頹敗し、纔に残る所のは七間四面の靈
場、本尊脇士、彌勒堂たりしと云ふ。現今の本堂五間四面及庫裏は享保三年僧實圓の再建する所な
り。境内二畝官有地に屬す、境外民有地七反歩あり。檀徒はなく、信徒五戸あり。

傳了寺 喜連村二二九六番地に在り。眞宗大谷派東本願寺末に屬す。法輪山と號す。明應七年の創建
にして開基は僧眞觀なり。境内東西十二間七分南北十二間五分、面積六畝、民有地に屬す。堂舎二
棟、檀徒二十七戸。

寶圓寺 喜連村一三六番地に在り。眞宗大谷派本願寺末に屬す。中野山と號す。寛永七年の創建にして僧寛能開基たり。寺域東西十二間八分、南北十五間一分、面積百九十四坪、境内所有地一町五反共に民有地なり。堂舎三棟、檀徒五十戸あり。

專稱寺 喜連村一三五番地に在り。眞宗大谷派本願寺末に屬す。空樂山と稱す。開基及創立の年月詳ならず。寺域東西五間六分五厘、南北拾七間、面積九十六坪、境外所有地三反、共に民有地なり。堂舎二棟、檀徒四十戸あり。

寶林寺 同八〇番地に在り。眞宗本派本願寺に屬す。南輪山と號す。開基及創立の年月共に詳ならず。寺域東西九間六分、南北十六間八分、面積百六十一坪民有地なり。堂舎二棟、檀徒二十五戸。

法性寺 同二五三番地に在り。眞宗本派本願寺末に屬す。十方山と稱す。大永年間の創建にして、僧玄了開基たり。寺域東西五間五分五厘、南北十六間二分、面積三畝六歩、民有地なり。堂舎三棟檀徒三十戸あり。

教西寺 同三五三番屋敷に在り。眞宗本派本願寺末に屬す。梅光山と稱す。享保年間の創立なれども開基不詳。寺域東西十間九分、南北七間九分五厘、面積一反二十三歩、民有地に屬す。堂舎二棟、檀徒十四戸。

專念寺 同一九七番屋敷に在り。融通念佛宗大念佛寺末なり。一向山と號す。慶長二年創立、僧道善開基たり。寺域東西十五間二分、南北十二間九分、面積百四十四坪四分、民有地なり。堂舎二棟、檀徒三十八戸。

法明寺 同一〇六五番地に在り。融通念佛宗大念佛寺末に屬す。遍照山南源院と稱す。本山第七世法明、正平二年四月、弟子興善に法席を譲り、當地に道場を開く。此時歸依の徒四十餘戸、法明と協力して、同年十二月成る。本寺是なり。四年六月、法明遷化す。此に於て一宗末寺中の別道場とし世人は本山大念佛寺住持の隱室と呼ぶ。法明は本郡深江の人なり、俗性清原、道張と稱す。弘安二年十月十日誕生、二十五歳の時高野山に登り、俊賢に師事し、解行兼備の後、兩部の灌頂を傳へ、頗る顯密の淵源を究む。元亨元年十一月十五日夜、石清水八幡宮の靈夢を感じ、切に良忍の遺風を慕ひ、平野郷に來詣して遂に本山第七世の傳燈師となる。一宗の法運を挽回し、専ら融通念佛の一門に依り、大に人天を化益す。故に宗門の中興と稱す。遷化の年七十一歳なり。興善はまた本村の人なり、後本寺に隱栖す。正平十一年十二月二日、五十三歳にて入寂す。本尊は彌陀三尊畫像四尺五寸二尺五寸傳へ云ふ、春日明神筆と。後二條院嘉元元年、東大寺慶祐より琳春に傳へ、琳より法明に相傳したるものなり。寺域東西十五間三分、南北十間五分、面積百六十坪六分、境外所有地三反五畝十四歩共に民有地なり。堂舎三棟、檀徒三十五戸あり。寶物には

寶物

聖德皇太子二八御縫像	四尺	巾壹尺五寸	作者不詳	壹
釋迦涅槃縫像	八尺七寸	巾四尺七寸	同	同
祇地出山釋迦像	四尺六寸	巾二尺二寸	同	同
絹地宅磨風彌陀像	四尺八寸	巾二尺	同	同
芭蕉布地古畫毘沙門天王	四尺	巾一尺五寸	同	同
絹地古畫如來荒神像	五尺五寸	巾一尺六寸	同	同
芭蕉布地古畫彌陀三尊佛	四尺五寸	巾一尺五寸	同	同
融通大念佛龜鏡緣起	巾一尺三寸	延寶八庚申年六月西村作文圃直道書	同	同
法明上人緣起	巾一尺一寸	元和元乙丑十一月道嚴置	同	同
般若心經書寫	巾一尺一寸	大納言藤原基勝書	同	同

妙法寺 同二三二六番地に在りき。曹洞宗永平寺末に屬す、明和四年の創建にして、僧覺門開基たり。境内東西九間、南北七間、面積六十三坪あり。明治十年(月日不詳)北河内郡諸堤村大字諸口に移轉せり。

天理教中河内教會喜連分教會 同三一一番地に在り。明治四十一年八月十五日創立なり。境内五畝八歩、建物は二棟あり。信徒數百二十五人なり。

第五 舊蹟墳墓

伎人隄 喜連村は伎人の轉訛なり。伎人郷は往古は河内國に屬せり、〔萬葉集〕に河内國伎人郷全文北百濟村息長川條とあり。伎人隄は息長川の隄塘なり。息長川の事は北百濟村に其條あり。〔續日本紀〕に天平勝寶二年五月、伎人、茨田等隄、往々決壊したる事を載せたるはこの堤なり。〔三代實錄〕に貞觀四年三月、攝津河内の國人、伎人堤を相争ふ事あり。是より先き古くは天平十三年四月、巨勢奈氏鷹、藤原仲麿其他を遣して攝津河内の河堤を争ふ所を檢校せしめられ、續日本紀又大同元年十月、攝河兩國の堤を定められたり。日本紀略是伎人堤の紛争に係る爲めなるべく、此堤は兩國境に當りし故なるべし。堤の址今詳ならず。

喜連城址 現存せる殘壘は本村西部々落民家の周圍にありて、既に其形を失ひたれども、猶高二尺餘あり、殘壕も處々に存し、大なるは幅二間、深さ數尺に及び、小なる所にては幅數尺、水深を有せざる處もあり。民家の建築物に利用されたるもの多ければ、注意せざれば判明せず。本城は元高屋城の屬城にして、畠山三好鬪争の地なりき。天文初年、細川氏綱之に據り、玉井源秀之を輔けて、畠山氏に抗せしが、同十二年畠山氏の爲に陥れられ、泉州に退きぬ。後桃井氏之に據り、平井氏に及びたりしが、平井氏滅びて城廢せり。

西池 神功皇后征韓の途に上らるゝ時、楯原神社に參拜し給ひ、此地にて手を洗ひ給へりとの口碑なり。

三王塚 本村字山王に在り、面積二十坪の小丘なり、東西凡五間、南北凡四間、周廻十九間あり。往古此に山王權現鎮座せりと云ふ。其西一丁許の所に面積一坪餘の地あり。山王附屬地として之に手を觸れば祟ありと稱す。傳説に云ふ、此塚允恭天皇皇后忍坂大中姫の御陵なり。皇后を此に葬り奉り神靈を陵の西に鎮め祀る。これを媛天神社と稱す。元龜時代に東喜連村社八坂神社境内北側の社殿に移し祀り。其舊址を天神と字す。皇后の此地に居給ひし宮居を忍坂の宮と稱す、今に其舊地を忍坂と稱す。上古此地に住居したるものを忍坂部と稱す。文明時代に忍坂部、田井部、藤部三部を合せて東喜連村を立てたりと。

廣住塚 喜連村民家の西南隅に在り、東西五間餘、南北三間半、面積十餘坪あり。維新前には三畝歩許もありしが、今はかく僅少の地となれり。樗及熊笹一面に繁茂せり。傳説に云、息長眞若中女命の御陵なり、凡四百年前迄は境域大にして、毎然大祭を行ひつゝありしが、何時の間にか民有となり、今日の有様となりしなりと。天正十四年檢地に反別一反二畝歩と改めたり。村民は災の神と稱して笹一本折り取るも祟ありとて恐れ居れり。息長眞若中女命は日本武尊の皇子息長田別王の子此侯長日子王の女なり。仁徳天皇二年に薨去し給ふ。應永二十年六月、一千一百年祭を佛式にて此に修め、丈餘の石塔を建設したりと、今其影だになし。

第六 舊 家

佐々木氏 當家先祖は宇多天皇第九皇子敦實親王より出で後胤佐々木三郎秀義北江州の領主となり、第十二代の孫京極兵庫頭秀高に及べり。其後零落し母方朝倉治部大輔義景の臣服部隼人正重則に寄寓し服部姓を名乗る。七代の孫服部五郎兵衛源道惠の時、慶長元和年間、大阪陣に際し越前の手に屬し、のち山城國綴喜郡普賢寺に潜居し尋で攝津國杭全庄喜連村に郷士として住居す。當代より四代前に本姓佐々木に復す。徳川三代將軍家光の時全國の系圖を選択して寛永諸家系圖を編纂したる時其系譜を収録せり。明治七年士族の待遇を賜ひ當代に至る。

長橋氏 祖先は河野對馬守通有にして文祿年間河野八郎通福の長男通秀、京都長橋局へ任官し、河野姓を長橋と改む。初代より當代まで三十二代なり。當家にては祖先傳來の矢を存し、祖先通有が所持せしものなりと傳へ居れり。尙庭園には廻り一丈六尺餘の楠の大樹あり、凡七八百年を経過したる老樹なり。

第七 風 俗

年中行事

一月一日 早起して元旦を祝し氏神に参拜し、村長始め村民一同役場に集合拜賀式を行ひ、解散後親族知己を訪問す。各戸に國旗を掲げ門松を飾り、神棚佛壇農家の米庫商家の店頭に鏡餅を供へ、舊禮により餅花と稱して柳の大なる枝を伐り、之に二升乃至三升位の餅を數多く巻き付けて天井より釣り下げ、木に餅の成る様家運長久を祝するなり。

一月二日 早起して舊慣により農家は自作小作の別なく我耕地に至り、人間に談話を爲す如く新年の禮を爲し、實際一反歩の米は三石粗米無し、麥は二石岸豆一本腐は無しと收穫を祈り、鋤を以て三鋤耕して復し、歸宅の上藁細工を爲し、飼牛一頭の道具繩一一〇一組を製作す、商家は初賣を爲す

一月三日 村内寺院僧侶は檀家其他へ回禮を爲す。

一月五日 新年宴會、親族知己相集り酒肴を饗應す。

一月十日 戎祭りと稱し神棚には蛭子尊を祠り家運長久を祈り、大阪市今宮若しくは兵庫縣西の宮に参拜するもの多し。

一月十三日 小正月と稱し朝食は小豆粥に焼餅を入れ食す。各神社佛閣へ参拜す。

自一月十九日至一月二十日 舊慣により養父入と稱し、各家に於ては嫁養子奉公人被備職人等相互に家々へ歸り、實父子兄弟相集り樂む。

二月十一日 紀元節役場學校の拜賀式、各戸に國旗を掲げ赤飯を炊きて祝す。以下大祭祝日之に同じ。

二月二十日 祈年祭、氏神楯原神社には神饌幣帛供進の式あり。各戸に献燈して氏神に参拜す。

三月十五日 釋尊誕生會、皆寺院に参拜す。

三月 春季皇靈祭當日は各戸國旗を掲げ、神棚及佛壇には餅を搗きて供へ、大阪市天王寺・京都市本願寺へ参詣する者多し。

四月三日 神武天皇祭、大和神武天皇御陵へ参拜するもの多し。

四月十六日 春事と稱して各戸蓮餅を搗き「すし」の饗應をなし、家族親族知己等と共に野山に出て遊び樂む。

四月十七日 五十間樋祭りと稱して本村耕地灌漑用の水源大和川右岸に設置樋管の記念日なり。農家は業を休み、本村如願寺境内に在る同記念碑に参拜す。

五月八日 釋尊涅槃會、佛壇を飾り皆寺院に参拜す。

五月十五日 午睡始に付農家は午後休業す、此日より七月三十一日迄正午より午後二時迄午睡を爲す

六月二十五日 氏神祭に付各戸に献燈を爲し、餅を搗き、親族知己に贈り皆氏神に参拜す。

七月 半夏生當日は農家に於ては田の植付を終りたる祝として小麦團子と餅を搗き親族知己に贈る

七月三十日 明治天皇祭、青年團長有志者より青年に先帝陛下の御遺徳講話をなす。

たう／＼お寺の道成寺釣鐘おろして身をかくす安珍清姫雷ッヤ／＼。
さん／＼ころりさ戸をあけりや雀がチウ／＼鳴て居る、何か御用と問ふたればおてんさま様を御迎ひにあちらの山へ
里越えて。

振出す旅の繪すころく五十三次さん／＼ころり空に出る日の初日の出ちよつと一かんかしました。

内の隣の赤猫はさかいきそつて契結ふて御白粉塗つて紅つけて紅が足らんさ買ひにいて蟹の橋渡つて下から蟹に挟
まれて上からさんびにせゝられてあいたいこいたいごんべさん千五百もなつたのに山のぐるりに砂まいて、砂の
廻りに松植て松の廻りに砂まいてすゞが鳴らんたら寝てやんせ。

桃栗三年柿八年丁度一かんかしました。

一目二目みやかしよめこいつやの昔七やのやくしこの屋根さまつた。

田植歌

關は山よせ小在所なれど。小歌處や女郎處鳴くや雞未だ夜が明けん明けりやお寺の鐘がなる。

歌の数々八萬四千色のまぜらん歌がない。

箱根八里は馬でも越すが小糖團子は咽喉こさん。

嫁と舅始茶碗と箸は初めちやん／＼後割れる。

奈良の大佛様は行湯しようとおしやる。

小家の節期でたらひで困る。

長瀬は牡丹吉野の櫻立田は紅葉と奈良の鹿。

汽車の笛さへ夫婦さなるに私さあなたさ何時夫婦、

指折り數へて待つつらさ指の手前もあるでしやう。

離れ座敷に目掛も入らん涼し團扇の風ほしい。

田の草取る様な女と見えす二十島田の風呂もどり。

子守歌

坊やはい子だれんれしなれん／＼／＼れんれしなさい御守につれられて何處へ遊びがおすまで山すか感へて
里へ行く里の土産に何貰つた甘いせんべい買て貰たお母のお乳より甘もござる。

子守のつらいのは日暮と朝よ雨の降る日は尙つらい。

あの子良い子や牡丹のつぼみ花に咲いたら尙よかる。

れんれしなさい朝起きなさい朝の御飯の出来るまで。

内のこの子は何で泣くしらん御乳足らんのかれむたいか。

竹になりたい恩智の竹に恩智チヨンサンのさゆ竹に。

第十七編 北百濟村

第一 地理

位置及廣袤 東成郡の中央より稍東南に位し、東は平野郷町中河内郡巽村に接し、西は田邊町天王寺南は南百濟村、北は生野村と相對す。廣袤東西約十三町南北約二十町、面積〇・一二三三方里あり。

地勢 地勢平坦にして中央を南北に貫通する今川堤防あり。其の兩側に流川あり、西なるを今川といひ、東なるを新在家川といふ。地味は乾田多く壤土にして米麥に適せり。細別左の如し

- 1、大字新在家 土色黄黒にして肥沃なり。稻麥桑茶に適す。
- 2、大字桑津 土色赤黒にして細砂を含み、良質なれども稻に適せず、綿麥に宜し。
- 3、大字今林 土色黄黒にして其の質良し、稻桑茶に適す。
- 4、大字今在家 土色黄黒其の質良し、稻綿に宜しけれど、桑茶に適せず。

區劃 本村を分ちて四大字とす。桑津、今林、今在家、新在家是なり。各大字に於ける小字名左の如し。

大字桑津

東浦	北ノ山	北ノ口	芝
至自 三三番	至自 六九番	至自 九七〇番	至自 一九五番
一ノ坪	鹽辛	宮西	西野
至自 一六八番	至自 一九八番	至自 一九九番	至自 二四八番
墓ノ前	大塚	中島	砂河原
至自 三〇九番	至自 三三〇番	至自 三三三番	至自 四四三番
西ノ口	南ノ口	大井	瓜生
至自 四八二番	至自 四八三番	至自 五五〇番	至自 五五八番
桑津			
至自 五七九番			
至自 六七九番			

大字今林

道願切	松本	三輪田	波打
至自 二二番	至自 八九番	至自 一五三番	至自 一五四番
池内	木寅	大別當	芝ノ掛
至自 二〇六番	至自 二二七番	至自 二七二番	至自 三一五番
神子圓	下東河原	上東河原	今林
至自 三八二番	至自 四三九番	至自 四六〇番	至自 四八四番
至自 四三〇番			

大字今在家

島ノ池	無用	狐塚	今在家
至自 三八八番	至自 四八三番	至自 五五九番	至自 六一七番
至自 四五二番	至自 五五八番	至自 六一六番	至自 六八〇番
菩薩ケ池	皿池	サナフリ	
至自 八五番	至自 二八六番	至自 二九七番	至自 二九八番
至自 一八五番	至自 二八六番	至自 三三七番	至自 三八七番

大字新在家

馬 繫 自 四三番
 古 川 自 二四一番 至 二七六番
 高 部 自 四四五番 至 四八二番
 サナフリ 自 六五三番 至 七一六番
 桑津河原 自 七一七番 至 八三〇番
 新在家 自 八三一番 至 九一六番
 野末 自 三二〇番 至 四二〇番
 池ノ内 自 四二一番 至 四四四番
 垣添 自 五九四番 至 六五二番
 樋上 自 七四番 至 七二番
 マブシ 自 七三番 至 百三番
 ニケ池 自 一三三番 至 二四〇番

大字桑津は東は大字新在家と耕地畦を以て境し、西は天王寺に隣し、南は田邊町に接し、北は天王寺村生野村に奈良街道及小畦を以て界す。東西七町十五間、南北七町十間、面積六十町二畝四歩。大字今林は東は平野川の中央を境として中河内郡巽村及生野村に對し、西は大字新在家、北は堤防を以て生野村に隣す、東西二町四十五間、南北八町五間、面積三十五町二段四畝十二歩。大字今在家は東は平野郷町に隣し、西は南百濟村及田邊町と今川を以て界とす。南は平野郷町に隣り、北は大字新在家と界す。東西五町二十間、南北八町五十二間、面積三十五町二段四畝二十一步。大字新在家(寶曆地番平野郷領)は東は大字今林と耕地畦又は用徳水の溝を以て、西は駒川及耕地畦等に依りて大字桑津、田邊町に界し、南は大字今在家平野郷町と耕地畦を以て界し、北は大字今林及生野村と同じく耕地畦を以て隣す。東西六町十五間、南北十町二十五間、面積六十一町二段八畝二十五歩。

戸口 本村の戸口は左の如し。

北百濟村戸口表 (一)

年次	現住戸數	本籍人		計口	現住人		計口
		男	女		男	女	
明治三十五年	二九〇	一、一〇	一、〇三五	二、一四五	一、一四六	一、〇二七	二、一七三
同 三十六年	二九七	一、二二〇	一、〇四〇	二、二六〇	一、一五三	一、〇三八	二、一九一
同 三十七年	二九七	一、二二一	一、〇五〇	二、二七一	一、一四五	一、〇四一	二、一八六
同 三十八年	二九二	一、〇四六	九八〇	二、〇二六	一、一六〇	一、〇五一	二、二一一
同 三十九年	三〇一	一、〇七三	九七〇	二、〇四三	一、一五八	一、〇四七	二、二〇七
同 四十年	二九八	一、一五二	一、〇七六	二、二二八	一、一七一	一、〇五七	二、二二八
同 四十一年	三〇八	一、一五八	一、〇九七	二、二五五	一、一六〇	一、〇五	二、二六五
同 四十二年	三〇五	一、一六一	一、一二二	二、二八三	一、一六一	一、一二二	二、二八三
同 四十三年	三三〇	一、一九七	一、一三四	二、三三一	一、一七〇	一、一五二	二、三二二
同 四十四年	三三〇	一、一三五	一、〇六九	二、二〇四	一、一九九	一、一三七	二、三三六
大正元年	四五四	一、二四六	一、二二四	二、四七〇	一、二七八	一、〇九五	二、三三三
同 二年	四六九	一、一六四	一、一三八	二、三〇二	一、二〇四	一、二七八	二、四八二
同 三年	四六八	一、二七〇	一、二三九	二、五〇九	一、二八五	一、二五六	二、五四一
同 四年	四八九	一、三一一	一、二八七	二、五九八	一、二九三	一、二六三	二、五五六
同 五年	四九二	一、三二二	一、三二三	二、六四五	一、三〇二	一、二七六	二、五七八

同表 (二)

大正六年	五〇〇	一、三二〇	一、二九五	二、六一五	一、三二二	一、三二三	二、六四五
同七年	五一一	一、三七一	一、三五六	二、七二七	一、三二二	一、三二三	二、六四五

年次	入寄留者		出寄留者		出生		死亡		婚姻	離縁
	男	女	男	女	男	女	男	女		
明治三十五年	一四	七	二六	一六	四二					
同三十六年	一四	九	二七	二一	四八					
同三十七年	一四	七	二一	二一	三三					
同三十八年	一四	七	二一	二一	三三					
同三十九年	二二	九	二二	二一	三三					
同四十年	二二	一六	二二	二一	三三					
同四十一年	二七	一九	二六	二一	三三					
同四十二年	四五	三四	四一	二六	四一					
同四十三年	四六	四一	四一	二六	四一					
同四十四年	七三	六一	二四	二五	四一					
大正元年	七九	六二	二一	二二	四一					
同二年	一〇四	一一	二一	二二	四一					
同三年	五一	六七	二一	二二	四一					
同四年	一三〇	一八	二一	二二	四一					
同五年	一六七	一四九	二七	二一	四一					
同六年	一八七	一五九	二八	二一	四一					

交通〔道路〕 本村の道路は縣道一條、里道府費補助あるもの三條、補助なきもの三條、及奈良街道廢道あり。

奈良街道(縣道) 大阪奈良間全延長凡そ十里、明治二十二年開通。本村の北方天王寺村より來りて大字桑津の北端を通り、大字新在家大字今林を貫通して平野郷町に入る。其の長さ十町二十間、荷車の往來繁く、一度雨降らんか泥濘脛を沒す。

百濟街道(府費補助里道) 平野郷町大字馬場より天王寺村に至る街道にして、大字今在家を貫通す。其の延長三百五十間、幅一間半。明治四十一年敷設。大阪府補助費金百圓。

桑津街道(府費補助里道) 本村大字今在家西口より新在家を通り、桑津に入り、奈良街道に終る。明治三十九年來逐次敷設せらる。全長四百間、幅一間半。大阪府補助費金百圓。

下高野街道(府費補助里道) 古く存して大字桑津小字墓前を通ず、即ち田邊町より來り、天王寺村に入る。全長下大和橋より市内天王寺に至る。管内の長さ百二十間、幅一間半。府下附金五拾圓なり。北八尾街道(里道) 大正四年之を設け、中河内郡巽村より本村に入り、大字今林より大字新在家に入り、奈良街道に合す。村内延長三百五十間、幅一間半、交通に資するもの大なり。

今川堤防(里道) 今川堤防上を南百濟村界百濟橋より奈良街道に通ず。全長凡そ十二町、幅一間乃至

一間半。

住吉道(里道) 大字今在家より百濟橋を通じて田邊町に至る。幅一間乃至五尺、長さ四百二十間。

奈良街道(舊道) 大字新在家小字垣添、馬繫を経て平野郷町に至る。全長凡そ四町、幅五尺乃至一間

〔鐵道〕 院線關西本線、天王寺村より來りて本村大字桑津・新在家・今林を貫し平野郷町に入る。本村

内延長三十三鑽四節なり。大字新在家奈良街道交叉點に停留場あり。柏原湊町間の特設停留場なり

明治四十三年十二月一日の創設にして、恰も電車停留所の如し。乗客は乗車後切符を購入するもの

とす。一日往復八回、貨物手荷物は取扱はず、乗客一日平均百九十六人なり。隣驛は上り平野驛、

下り天王寺驛にして、各驛間距離各一哩二分とす。

〔橋梁〕 本村に於ける府費支辨の橋梁左の如し。

名稱	所在地	構造	延長	幅
杭全橋	奈良街道にかゝりて新在家川に架す大字新在家にあり		平行四邊形 二間	三間
今川橋	奈良街道今川に架す大字新在家		二間	三間
奥村橋	奈良街道にかゝりて胸川に架す大字桑津にあり		二間	三間

府費補助橋梁左の如し。

名稱	所在地	構造	延長	幅
桑津橋	桑津街道胸川に架し大字新在家にあり	石造	二間	一間半
中橋	桑津街道今川に架し大字新在家にあり	石造	二間	一間半
新在家橋	桑津街道新在家川に架す大字新在家にあり	石造	二間	一間半
新今川橋	百濟街道今川に架し大字新在家にあり	石造	二間	同半
今西橋	百濟街道今在家の西の溝にかゝり大字今在家にあり	石造	二間	同半
乾橋	桑津街道大字今在家の溝に架す	石造	二間	同半
今東橋	百濟街道小字今在家の東の溝に架す	石造	二間	同半
西展橋	北八尾街道澤ノ川に架し大字今林にあり	石造	二間	同半
今橋	北八尾街道平野川に架し今林の東にあり	石造	二間	同半

〔通信〕 郵便局なし。郵便投函、大字新在家に一、大字桑津に一都合二あり。通信は平野郵便局區域

に屬し、郵便物一日平均九十二通ありて、午前午後の二回集配す。電信亦平野郵便局直配區域に屬

す。電話は本村役場内に大阪市内の公設電話一箇あるのみ。

水利〔水系〕 新在家川 一は西南方大字今在家小字サナフリより、一は南方大字新在家サナフリ

より來り、西南方に這ひ上り、西方を北流して北方鳴戸水門尻無水門より生野村へ悪水を瀉下す。全

長十四町三十八間一尺、幅最大三間、最小一間三尺、平均二間。水質泥水にして能く通し、灌漑に使

あり。鮎、鯉、モロコ、ドグロ、鯰、鰻等生殖し、夏季水藻繁茂す。

今川 大和川より分れ、西南方田邊町南百濟村界より來り、大字新在家を貫通して大字新在家小字桑津川原にて駒川と合し、更に北流して生野村にいたる。長さ十一町十七間、幅二間にして廣狹の差殆んどなし。水質、状態新在家川に同じ。

駒川 依羅池に起り、南方田邊町より來り、大字桑津の東方を北流して大字新在家小字桑津川原にて今川に合す。其の長さ五町三十九間、幅最廣三間、最狹一間半なり。水質、状態殆ど新在家川に同じ。

平野川 大和川井手口樋より起り、平野郷町界より來り本村の東端を北流して生野村に入る。長さ五町二十間、幅最廣二間四尺、最狹二間、水質薄濁。状態新在家川に似たれども水藻繁茂せず。

澤ノ川 水源は大字今林小字波打より起り、北流して大字新在家尻無門樋より悪水を瀉下す。長さ七町四十間、幅一間。水質、状態新在家川に似たれども水の通し悪し。

溝 一は平野流口より大字新在家に入り、悪水を瀉下して新在家川に入る。次は平野郷町より大字新在家小字今在家の周圍を巡りて西し、新在家川に入る。次平野より小字今林の周圍を巡りて澤ノ川に入る。小字桑津より小字桑津を圍繞して駒川に入る。

樋 鳴戸樋は駒川支流の所に在る小さき樋にして今は用をなさず。尻無樋は今川堤防北の端に在りて大字新在家大字今林田畑凡五十町歩の灌漑に利す。

〔池沼〕 丸池大字新在家の南方小字垣添にあり。今は全く埋れて灌漑の便なし。今僅に存するものは東西十一間南北十二間半、周圍三十九間に過ぎず。

〔水利組合〕 青池井手口普通水利組合 本組合は組合内の田畑に灌漑の便を與ふるを以て目的とす。而して議員三十一人を選出し、常設委員三十一人を置く。又役員若干名を置く。組合は南河内郡中河内郡東成郡の十四ヶ町村よりなる。事業としては井手口の樋を設け、之が保護修繕をなす。組合費及現品の賦課は各組合町村に入費を分擔して課す。而して本村は大字桑津を除くの外三大字之に加入す。其の本村の蒙利面積百八町五反三畝二四・六歩、此租額參千六拾六圓六拾錢、負擔額地租一圓につき九錢貳厘九毛、全負擔額貳百七拾九圓參拾貳錢、本村の議員は各大字に一人、都合三人なり。

官公衙 村役場 大字新在家九〇〇番地に在り。建物は建坪二十坪の木造家屋一棟なり。吏員は村長助役、収入役、書記二名の五名なり。

北百濟村巡查駐在所 大字新在家七十四番地に在り。吏員一名。管轄區域は北百濟村一圓なり。平野郷分署に屬す。

第二 村 政

沿革 大字今林・新在家・今在家は元來は平野郷と同一行政區域なりき。然は今に氏神を同じくして平野郷杭全神社の氏子たり。明治五年、區制の布かるゝや第七大區第一區（後に第一小區に屬し、大字桑津は第十番組、大字今林・新在家は第九番組たり。當時番組毎に戸長を置き、十年九月小區戸長と改め戸長の下に各村に一名づゝの用掛あり。十番組の戸長は仲田小左衛門（自明治五年七月至同十三年八月）九番組の戸長は岩井武右衛門（同上）なり。區制廢して一村戸長となる。今林・新在家は岩井武右衛門（自明治十七年七月至同十五年二月）なり。桑津は不詳。同十七年七月、桑津他三村の聯合戸長役場を置き、以て町村制實施に至る。其間の戸長左の如し。

辰巳爲三郎 （自明治十七年七月至同二十一年四月） 福井榮三郎 （自同二十一年四月至同二十二年十一月） 土橋 保愛 （自二十一年十一月至同二十四年四月）

同二十二年四月、町村制實施せらるゝや、同聯合村を以て本村とす。百濟村とは往古の百濟郡の地なるを以てなり。町村制實施後の村長は左の如し。

村 長 名	任 期	村 長 名	任 期
奥村太三郎	自明治二十二年五月二十七日 至同二十三年六月十四日	辰巳爲三郎	自明治三十三年五月二十六日 至同三十五年五月二十六日
辰巳爲三郎	自明治二十三年六月十四日 至同二十七年四月二十日	日下陽一	自明治三十五年六月五日 至同三十九年十一月二日
藤本繁	自明治二十七年四月二十七日 至同三十年六月三日	河井信一	自明治四十年三月 至同四十四年二月十四日
日下裕三	自明治三十年十二月五日 至同三十二年十二月五日	仲田泰治郎	自明治四十四年二月十四日 至大正四年二月十四日

仲田泰治郎	自大正四年四月二十五日 至同五年四月二十五日	仲田太三郎	自大正九年九月十七日 現任
仲田泰治郎	自大正五年六月十四日 至大正九年六月十三日		

村 會 議員は一級六名、二級六名（定員）にして、選舉有権者数は左表の如し。

村會選舉權有権者表

年 度	戸 數	有権者數	年 度	戸 數	有権者數	年 度	戸 數	有権者數
明治三十五年	二九〇	八四	明治四十一年	三〇一	九八	大正三年	四六八	九三
同三十六年	二九七	八五	同四十二年	三〇五	九九	同四年	四八九	八五
同三十七年	二九七	八六	同四十三年	三三〇	九三	同五年	四九二	八九
同三十八年	二九二	八五	同四十四年	三三〇	九二	同六年	五〇〇	九三
同三十九年	三〇一	九〇	大正元年	四五四	九三	同七年	四九八	九二
同四十年	二九八	九八	同二年	四六九	九三			

財 政 本村の財政は明治維新以前は村高二千三百三十七石四斗餘。取箇は七ツとす。即ち村高の十分の七を納めしむ。その額一千六百三十六石八斗餘となる。田は上中下三等に分ち、石盛は一反につき上田一石五斗、その納租額一石五升、中田一石四斗、その納租額九斗八升、下田一石三斗、その納租額九斗一升なり。上納法は大字桑津は米にて上納し、その他三大字新在家・今林・今在家は時に金にて上納せしも大體は穀納なり。明治維新後、地租制定せられて、昔日に比すれば人民の負擔

は輕減せらる。

一般狀況、財政は年と共に漸次膨脹を來し複雑となれり。その原因、一、戸數人口の増加、二、時勢の進運に伴ふ財政膨脹、三、物價の騰貴等にして、一戸負擔額大正七年に於て一ヶ年拾參圓八拾五錢九厘なり。これが對應策として一、各種階級を通じて收入の増加に努め、二、産業副業を獎勵し、三、勤儉貯蓄の美風を養成しつゝあり。

本村に於ける明治三十五年以降歳入出決算額左の如し。

年 度	歳 入	歳 出	年 度	歳 入	歳 出	年 度	歳 入	歳 出
明治三十五年	二、一五四 ^円	二、〇五〇 ^円	明治四十一年	五、一九六 ^円	四、四四六 ^円	大正三年	七、六九四 ^円	五、四一四 ^円
同 三十六年	四、〇〇三	二、一九四	同 四十二年	六、一七二	三、八九一	同 四年	八、五五七	六、七一六
同 三十七年	二、四七八	二、四七八	同 四十三年	五、六三九	四、二六一	同 五年	八、三三八	六、四六八
同 三十八年	二、六六九	二、六六九	同 四十四年	五、六三九	五、六三九	同 六年	八、一三八	六、八八七
同 三十九年	三、六七七	二、三二七	同 四十五年	七、六一六	五、〇三八	同 七年	七、九二四	六、九〇二
同 四十年	四、四一七	二、七三二	大正二年	六、八八八	四、六七八			

町村基本財産は大正七年末土地八百十五坪、この見積價格四千七十五圓にして、建物二百二十六・三坪、見積價格千參百拾圓〇四錢なり。又國庫債券壹千參百圓と別に現金貳拾八圓あり。

小學校基本財産造成 大正四年十一月今上陛下御大典記念として爾來米麥收穫期に兒童より各一升

を限りとし、これを寄附せしめ、その賣却金を以て小學校基本財産に充て、之が蓄積につとめつゝあり。爾來毎年平均五拾圓宛増加し、目下百九拾參圓五拾八錢の貯金をなせり。

衛生消防 本村は從來衛生に關する思想乏く従つてその機關等も備はらざりき。然るに大正四年八月衛生組合會を設備し、衛生思想の普及を企圖せり。その組織は組長一名(村長兼任)役員七名を以てす、會員五百名あり、經費は會費一ヶ年十五錢計七拾五圓、村費補助五拾圓を以て支辨す。

トラホーム豫防、明治四十四年學校兒童の洗眼を獎勵し、現今も繼續しつゝありて漸次該患者減少に傾けり。又例年夏季に清潔法を施行し、毎年一回衛生談話會を本村小學校に於て開催しつゝあり又避病院を有せず、隔離者は平野郷避病院に入らしむ。

傳染病患者は本村は八種傳染病中唯、大正元年に二名同三年に二名同六年に三名腸窒扶斯患者大正六年に一名のチフテリア患者を出したるのみなり。又衛生に關する營業者は、桑津に醫師出張所あるのみ。本村には消防に關して未だ何等の設備なし。

飲用水 凡て井水を用ふ。其の數三百五十三あり。其の深さ三間餘、其の最も深きものは桑津の西部にして、五間餘あり。桑津村は殆んど全部良水なれども、新在家・今在家は赤色にして金氣を帶び今林は黒味を帶べる金氣あり。各戸大抵一箇を有するが故に惡疫の之れが爲め傳播すること稀なり大正三年大阪府調査左の如し。

大字	新在家	桑津	今林	今在家	計	大字	新在家	桑津	今林	今在家	計
良 井 ニ適シテ飲用スルモノ	一八	九六	二二	一五	一五〇	悪井	一五	一七四	三	二	二〇
	三二	七八	四二	三二	一八三	計	六四	一七四	六六	四九	三五三

兵事 壯丁検査累年成績左の如し。

種別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
受檢者	三五	二三	三三	二二	二六	三六	三一
無教育者	一	一	一	一	一	一	一
花柳患者	一六	七	五	一	一六	一六	一
花柳患者	一	一	二	一	一	一	一
合格者	二三	一七	二二	二二	一五	一五	一四
不合格者	一二	六	一一	一〇	一一	二一	一七

帝國在郷軍人會北百濟村分會 帝國在郷軍人會の設立に伴ひ、明治四十三年、本村分會を設立したり。從來事業の成績は新入營兵の豫備講習、青年の指導、青年夜學の督勵等の外に、大正七年夏の米暴動に際し、之を未發に防ぎたるは功大なり。依て寺内在郷軍人會長より賞狀を授けらる。現在會員百六十一名(大正七年十一月現在)、事務所を村役場に置く。經費は會費の外、村費補助(大正七年度七拾圓)を受く。

戰役戰病死者

本籍地	官等	氏名	生年月日	戰死	死年月日及場所
大字今在家 二十二番屋敷	歩兵上等兵	上田市郎兵衛	慶應二年五月二十五日	病死	明治二十八年十月二十九日廣島兵站病院ニ於テ
大字今在家 六百三十一番地	歩兵一等卒	北野重治郎	明治十三年五月二十九日	戰死	明治三十七年五月二十六日清國南山ニ於テ
大字桑津 三十三番屋敷	歩兵一等卒	柏原仙三郎	明治十五年五月二十四日	戰死	明治三十七年九月二日清國遼陽附近ニ於テ
大字新在家 五百二十一番地	歩兵上等兵	花咲龜吉	明治十三年四月五日	病死	明治三十七年九月十九日清國青泥窪兵站病院ニ於テ
大字桑津 六百三十三番地	歩兵伍長	仲田一三	明治十五年二月一日	病死	明治三十八年三月二十二日清國奉天西停車場第四師團第四野戰病院ニ於テ

教育 北百濟尋常小學校、明治八年五月、平野小學校より分離して一校を新在家に設置し八番小學

校と稱す。同九年四月新在家小學校と改稱す。同時に桑津小學校を創立す。同十六年二月、桑津小學校を合併す。二十年四月、新在家尋常小學校と改稱す。二十一年四月、新在家簡易科教場と改め二十四年四月、北百濟簡易小學校と改む。同二十五年五月北百濟尋常小學校と改稱す。二十六年五月、新在家五二二地に校舎を新築す。二十八年四月、從來二學級編制を三學級にし、教員三名を置く。四十一年義務教育年限延長の爲め三教室を増築す。大正三年三月十日、西隣地及南部接近地を購入し、大正四年二月十五日、増築落成し、大正四年より七學級とせしが、大正七年四月より一學

級を減じ以て今日に至る。現在職員六名、創立以後卒業児童男四〇一、女二六〇、計六六一なり。現學區域は北百濟全村にて、校敷地八百十五坪、校舍建坪二百三十四坪あり。學校は本村の中央に位せるを以て通學道程上大なる偏頗なく、且つ道路は平坦、通學便利なり。就學歩合は大正六年度に於て、男九九・九二、女九七・七〇なり。

種別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
就學児童(男)	一一八六	一一九一	二二二〇	二二〇二	二二二二	二二四八	二二五八
不學児童(男)	八七	一一三七	一七五	九四	四一	七二	一一
學齡児童(男)	二〇九三	二二〇八	二二三五	二二〇六	二二二二	二二五〇	二二六〇
百分比(男)	九六・〇七	九三・八三	九二・七七	九八・〇六	九九・五五	九九・二〇	九九・六三
男女計(男)	九六・一八	九二・八二	九五・一一	九七・一一	九八・九一	九八・一八	九九・四二
百分比(女)	九六・〇七	九三・八三	九二・七七	九八・〇六	九九・五五	九九・二〇	九九・六三
男女計(女)	九六・一八	九二・八二	九五・一一	九七・一一	九八・九一	九八・一八	九九・四二

歴代校長左の如し

校長名	就職年月日	轉退職年月日
奥野了猛	明治八年五月	明治十五年三月三十日
橋元之助	明治十五年四月二十日	明治十六年三月三十日

姓名	就任年月日	退任年月日
中山修重	同二十六年一月十日	同二十年六月十五日
橋元之助	同二十年七月二十日	同二十四年十二月十五日
服部良顯	同二十四年八月一日	同二十八年十一月三十日
橋元之助	同二十四年十一月三十日	同三十八年三月三十日
永戸爲美	同二十八日四月十七日	同三十八年五月十七日
田澤爲美	同三十一日八月三日	同三十八年十一月二十九日
野崎爲美	同三十四年四月二十日	同三十四年四月二十七日
永戸爲美	同三十四年四月二十六日	同三十七年四月一日
馬場爲美	同三十七年四月一日	同三十八年二月二十四日
東捨三郎	同三十八年二月二十四日	同三十九年四月九日
滿谷昇旭	同三十九年三月三十一日	同四十二年九月三十日
渡邊源太	同四十二年九月三十日	同四十二年九月三十日
山文仲	同四十四年九月十二日	同四十四年八月三十一日

北百濟村教育會 明治四十五年一月十九日の創立にして現在會員數九一名あり。事業として講演會、

通俗談話會、青年夜學會を開催し、學齡児童の就學に際し、相當の補助を爲し、其他地方風儀の矯正振肅を圖る。經費は一ケ年四百〇六圓を要し、會費として年額金拾錢を徴收し、村費補助年額金貳百圓を受く。

社會事業 北百濟村青年團 本村には夙に青年會と稱して青年の團體あり。夜學を起して各自の修養に努め、且は風俗の矯正等に資し來りしが、大正五年十一月、東成郡より表彰されて金拾圓を賞與

せらる。六年四月、組織を變更して北百濟青年團と改む。團員たるべきものは年齢十四才以上二十
 五才までとし、團長には村長、副團長には小學校長を以て之に充つ。農閑時に於て毎月例會を、毎
 年四月總集會を開催し、以て青年の指導と改善とを圖る。又公共事業に力を盡し、道路水路等の修
 繕に當る。經費は會員が會費の他に、村補助、及寄附金を以て之に充つ。現在會員二百五十名(大
 正七年四月現在)、事務所は村役場内に置く。

貧民救助 大正七年八月、米價暴騰に際し、本村上流民は貧民救助の目的を以て、相當金額を醸出し
 實施して爲に村内暴動の行爲あるを見ざりき。當時寄附金總計參千貳百餘圓なり。

第三 産 業

本村は古來純農村にして今に農業は本村の大部を占む。古來工業と目すべきものなかりしが、近時
 硝子製品二戸、貝卸加工二戸を出せり。商業は農家の副業的に經營する者多く、常に店舗を張るも
 のは少數に限れり。職業別戸口を示せば(大正七年未現在)

農 業 專 業	二四〇	兼 業	一五八	計	三九八
工 業 硝子製造	二	貝卸製造	二		

商 業 白米、煙草、屎尿、製薬者各三 青物菓子各五 木綿、土、古物、酒各二

薪炭樹木、桶、石油等各一 其地は雜業者なり。

大正七年末に於ける本村車輛は、荷積用馬車七二、牛馬三、中小車三七四、自轉車九〇、計五三九
 あり。

農 業 本村民有耕地宅地は左表の如し

民有農業及宅地表 (大正 年現在)

地 目	田	畑	山	林	原	野	宅 地
筆 數	九八二	三〇二					五三四
面 積	一二六町八九二六	五二町九九〇〇					五町五四〇〇
一 筆 平 均 面 積	一反六弱	一反四畝強					三〇坪弱
最 高 見 込 賣 買 價 格	一坪金拾貳圓	一坪金拾貳圓					一坪金拾貳圓
平 均 見 込 賣 買 價 格	四圓	四圓					八圓
本村民の所有する筆數	七八〇	二六三					四八〇
同 面 積	一一〇町強	四七町七反					五町
本村民以外所有筆數	一〇二	三七					五四
同 面 積	一六町三反	五町二反					五反四畝強

農業戸數は前に擧げたるが如し、之を耕作反別、廣狹に由て見るときは、

五反未満	二五二	五反以上	一二五	一町以上	一五	二町以上	五	三町以上	二	五町以上	一	計	三九八
------	-----	------	-----	------	----	------	---	------	---	------	---	---	-----

かくの如し。その自作小作の反別は又左の如し。(大正七年)

自作	田	畑	計	小	田	畑	計
七六二、四二八	二五三、八二六	一、〇一六、三二四	五〇八、三〇二	三六九、七〇〇	七七八、〇〇二		

本村の主要農作物は米麥とす、蔬菜の收穫亦少からず。

農産物表 (大正七年)

種別	作付段別	收穫高	一段歩收穫高	價格	平均單價
大豆	八反	一三五	一、六〇	三二五	二五
小豆	七反	一〇	一、五	二六〇	二六
蠶豆	五反	七	一、五	一四〇	二〇
菜種	三反	六	二、五	二〇七	二三
漬菜	四反	三、二	一、五	一一四	一九
計	七	二、八〇〇	〇、四〇〇	三六四	一三

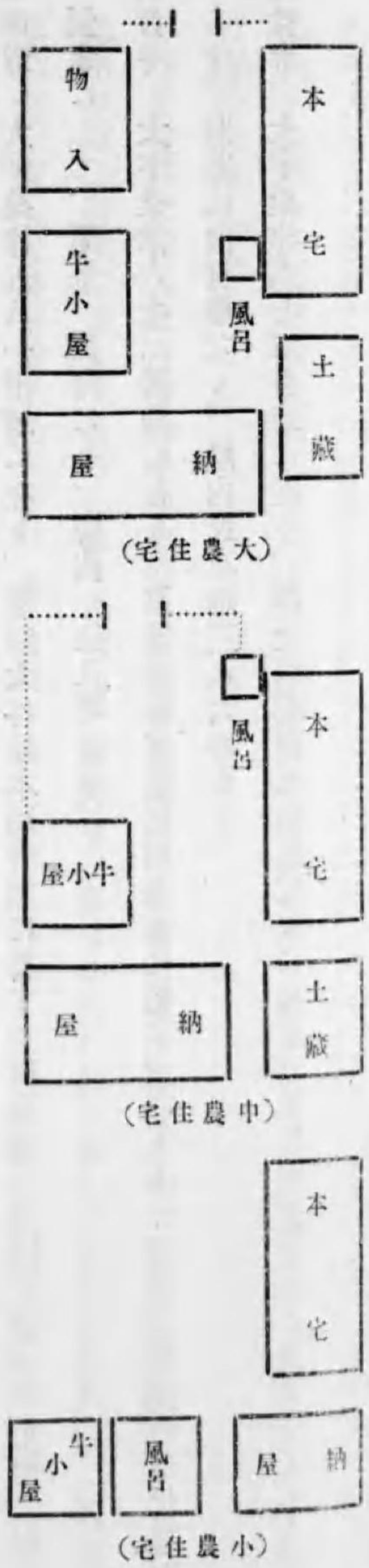
種別	作付段別	收穫高	一段歩收穫高	價格	平均單價
葱	三反	九〇〇	〇、三〇〇	一六二	一八
蘿蔔	四反	八〇〇	二〇〇	一一〇	一五
燕麥	五反	三、五〇〇	七〇〇	五二五	一五
胡瓜	五〇	三、二五〇	六五〇	四二三	一三
白瓜	二六	一六、九〇〇	六五〇	二、五三五	一五
甜瓜	九	五、八五〇	六五〇	七〇二	一二
茄	六〇	五七、〇〇〇	九五〇	八、五五〇	一五
米	一二八五、〇	二、五七一	一〇二、八四〇	八、六八五	一
米	九六六	一九三	一一、五二五	四、九四八	一
合	一三八一六	二、七六四	一	一	一
計	二〇六	三〇九	一	一	一

大字今林にては明治四十一、二年頃より草花の培養盛なり。現今其作付反別は撫子夏秋菊各一町歩、金線花二町歩、ダリヤ五町歩等(二三年來變化なし)にして、ハボタン、桔梗、百日紅等も僅少の作付反別あり。又現今は自家の栽培よりも梅松を買ひ來りて、手入して市内に行商する方利益多き爲め、この方法に依るもの増加せり。花菖蒲は大正三年頃、今林の人關口彌三郎、中河内郡足代村より普通のものを買ひ來りて、自家耕作地の傍なる溝中に植ゑ置きしに、一ヶ月半許も早く咲きしかば、直に切りとり大阪に持ち行きしに、一本貳拾五錢餘に賣れ行きしかば、大に喜び、その早咲の所以を考へしに、平野なる日本紡績會社の捨湯の流れ來れるによりてなることを會得し、之を自家

の田に植ゑつけ、工夫を凝して、大正八年度には一反歩につき四百圓の産額をなせり。村民亦之に倣ふて栽培に注意しつゝ、あれども、未だ二三の栽培者あるのみ。

農民住宅と耕作地との距離は一町以内一三〇戸、三町以内二八五戸、五町以内五〇戸、十町以内三三戸とす。農業被雇労働は日雇と年取とあり。日雇は食物を給して一日八拾錢乃至壹圓參・四拾錢。年取は所謂下男下女にして、食物衣服を給與して年額貳拾圓乃至百圓の給金を給す(大正七年現在)明治初年頃は下男一人前の者にして僅々三四圓なりしと云ふ。又一家を有せるものにして、月に十日被雇労働に従事し、二十日間は自家の耕作をなすものあり。此場合にも一年乃至二三年の契約をなすものあり。小作は年取の定めなし。小作料は田一反歩につき年額米一石五斗、畑は同八斗とす。野菜の作地は換算して金納するを例とす。過去に於て地主小作人間に於て、多少の紛擾なきにしもあらざれども、常に交渉圓滿に解決せり。

本村に於て大農と目すべきは耕地八町歩以上を有するものとすべし。耕地は自作せず、皆小作に託す。中農は四町歩以上の所有者とす、大部分は小作に附し、自作地は約五反歩許のもの多し。其他を小農とすべし。此等の居宅は大農にて宅地二百坪、建坪五十坪前後なり。新築に係るものは瓦葺とす、舊きものは藁葺なり。中農の宅地は百五十坪建坪三十五坪許とす。瓦屋藁葺屋相半せり。小農は宅地約百二十坪、建坪二十坪前後とす、藁葺多し。彼等居宅の様式は大略左の如し。



本村は蔬菜作付販賣の利多き爲め、下層民には往々遊惰の者あれども、中流以上は勤勉力行の風あり、蓄財の心がけある者尠からず。爲に財産ある者の亡ぶ者少し。

小農が副業としては青物行商、野菜苗栽培、草花栽培及行商、肥料商等なり。副業として淡水漁業に従事する者あり、僅に三戸のみ。(大正七年 月現在)漁期は夏より秋に至る間にして、附近の小川水田に於てす。産額の計上に足る者なし。

本村農會は明治三十九年二月十三日の設置にして、爾後毎年稻作立毛品評會等を開催しつゝあり。

第四 神社及宗教

天神社(村社) 大字桑津に鎮座す。祭神は少那彦名命なり。境内社八王子大神、八幡宮二社あり。大阪陣の時兵燹に罹り、舊記を失ひ由緒詳ならず。境内一反三畝十七歩、社殿等は本殿木造檜皮葺建坪十四合四勺幣殿一坪一合五勺拜殿同建坪三坪八幡宮本殿木造檜皮葺建坪二合社務所木造瓦葺建坪六坪三合等なり。八幡宮は元金蓮寺境内に在りしを、明治維新後、神佛分離の際、此に移す。猶金蓮寺條参照すべし。明治四十一年三月許可、生野村大字新家字久田鎮座林神社を本社に合併す。氏子區域は大字桑津及生野村大字新家なり。

源光寺 大字新在家七六番地に在り。眞宗本派本願寺末に屬す、安井山と號す、慶長八年創建にて、開基は僧玄祐なり。境内民有地四四坪あり。

光津寺 大字桑津五九七番地に在り。眞宗佛光寺派に屬す、歡喜山と號す。應永年間の創建にして、開基は僧觀明なり。境内三一四坪三合二勺あり。

光琳寺 大字桑津五八一番地に在り。眞宗大谷派本願寺末に屬す、城南山大通院と號す。正徳二年の創建にして、開基 圓海なり。境内一三八坪あり。

京善寺 大字桑津六七二番地に在り。眞言宗御室派仁和寺末に屬す、心王山と號す。草創の年代詳ならず。開基は僧實譽なり。境内民有地三八六坪あり。

見性寺 大字桑津六七四番地に在り。淨土宗鎮西派知恩院末に屬す。無生山施藥院と號す。天平八年勅願によりて伽藍を建立し、行基を以て開基とす。其後何時代にか廢頽したりしを、明暦三年、二世

阿念再興し、延寶八年、三世惠秀再建す。明治十四年頃、火災に罹りて建物及寶物全く焼失せり。境内五百四十三坪、内除地三百六十坪、年貢地百四十五坪、借地三十八坪なり。今の堂宇は金蓮寺のものたりしなり。

本寺施藥院と云ふは百濟大寺の中の一宇たりし施藥院の名の残れるなりと。又施藥院は天平二年、光明皇后の發願によりて置きしなりと傳ふ。百濟寺の事は今詳に知り難し。〔日本書紀〕曰、敏達天皇六年、夏五月癸酉朔丁丑、(五日)遣大別王與小黑吉士、宰於百濟國、冬十一月庚午朔、百濟王村還使大別王等、獻經論若干卷、并律師、禪師、比丘尼、呪禁師、造佛工、造寺工六人、遂安置難波、大別王寺と、大別王の系今詳ならず。見性寺所傳にては、桑津に邸ありしとし、是を後の百濟寺とせり。難波百濟寺の事は〔日本靈異記〕上曰尺義覺者本百濟人也、其國破時、當後岡本宮御宇天皇之代(齊明)入我聖朝、住難波百濟寺矣とあり。百濟寺址は〔攝津志〕には廢百濟寺、在天王寺東舊百濟郡。〔攝津名所圖會〕には百濟寺。百濟野の中にあり、今字を堂が芝といふ。或云、船場久太郎町は百濟町の訛なりと、末勘とあり。堂が芝は鶴橋町大字天王寺に屬す。〔日本地名辭書〕には舍利寺を以て其址ならんとせり。

榮行寺 大字今林五〇九番地に在り。眞宗大谷派本願寺末に屬す。南向山と號す。創建年代開基共に詳ならず。境内民有地二〇七坪あり。

正念寺 大字今在家六二四番地に在り。眞宗佛光寺派に屬す。國母山と號す。創立年代及開基共に詳ならず。境内民有地八〇坪あり。

金蓮寺(廢) 其址大字桑津五八六番地に在り、淨土宗なれども無本寺なり。境内に八幡宮ありき。その本地堂と稱す。境内除地四百九十三坪、建物は本堂梁行三間 桁行四間五尺、八幡宮本殿梁間一尺七寸五分 桁行一尺四寸、檜皮葺、同雨覆梁間桁行各一間、瓦葺、石鳥居高一間四尺四寸 馬踏五尺四寸なり。無住の爲め明治六年廢寺となり。本堂は見性寺に移せり。八幡宮は明治初年神佛分離の際天神社境内に合祀し、その址に一碑を建てたり。傳へ云ふ、この宮址は髮長姫舊棲の址にして、後人宮を立て、八幡宮と崇めたりと。髮長姫は日向諸縣君牛諸井の女なり、應神天皇その國色あるを聞き給ひて、日向より召されて桑津の邑に置かれたり。後仁德天皇の妃となりて、大草香皇子幡梭皇女を生ませり。〔日本書紀〕曰、應神天皇十一年庚子、是歲有_レ人、奏之曰、日向國有_二孃子_一、名髮長媛、即諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者、天皇悅_レ之心裏欲_レ覓、十二年春三月、天皇遣_二專使_一、以徵_二髮長媛_一、秋九月中、髮長媛至_二日向_一、便安_二置於桑津邑_一、爰皇子大鷦鷯尊、及_レ見_二髮長媛_一、感_二其形之美麗_一、常有_二戀情_一、於是天皇知_二大鷦鷯尊_一、感_二髮長媛_一而欲_レ配、是以天皇宴_二于後宮_一之日、始喚_二髮長媛_一、因以上_二坐於宴席_一、時鴛_二大鷦鷯尊_一、以指_二髮長媛_一乃歌之曰、伊裝阿藝、怒珥比蘆菟彌珥、比蘆菟彌珥、和餓噲區瀨智珥、伽思破志、波那多智、那、辭豆曳羅波、比等未那等利、保菟曳波、等利委餓羅辭、瀨菟恩利能、那伽菟曳能、府保語茂、利、阿伽例蘆鳴等昨、伊裝佐伽麼曳那、於是大鷦鷯尊、蒙_二御歌_一、便知_レ得_二賜_一髮長媛、而大悅之報、歌曰、瀨豆多摩蘆、豫佐瀨能伊戒珥、奴那波區利、破陪鷄區辭羅珥、委思比菟區、伽破摩多曳能、比辭餓羅能、佐辭雞區辭羅珥、阿餓許居呂辭、伊夜子古珥辭氏、上境内に植髮太子と稱する石佛の毛髮を植ゑたるありき。里人、夕に結髮するも、且に至り見れば散髮になれりと。今はなし。百餘年前に河内國太子堂村勝軍寺に移せりと。

天理教中河内大教會平野分會宣教師 大字今林五〇八番地に在り。大正二年七月の設立にかゝる。訓導稻葉熊吉、信徒數三十人。

第五 名所舊蹟墳墓

髮長姫栖址 金蓮寺内八幡宮は其址なりと傳ふ。宗教金蓮寺(廢)條參照すべし。
百濟寺址 今詳ならず。宗教見性寺條參照すべし。

息長川 今川の舊河身なり。今川、舊河内川と稱せり、河内丹北郡より流れて喜連村に入りて息長川と稱せり。今の河身は、往古の流域と頗る異なるが爲に、今川と稱するなり。

〔萬葉集〕 天平勝寶八歲丙申、二月朔乙酉二十四日戊申、天皇、太上天皇、皇太后、幸_二行於河内離宮_一、經_二信々_一以_二壬子_一傳_二幸於第十七編 北百濟村 第五 名所舊蹟墳墓 一三六三

難波宮一也、三月七日、於河内國伎人鄉馬史國人之家宴歌、

には鳥の息長河は絶えぬとも君に語りむ言つきめやも

馬史國 人

桑津今川堤 平野郷の西平野川に従ふて行けば長堤あり。榎樹を植ゆ。之を今川堤といふ。昔は奈良街道に當り、輿影馬聲、日夜往來して絶ゆる間なく、名物桑津新饅は行く人の疲を慰めたりき。且つ十月霜風の頃に至れば、榎樹紅葉を染め出し、頗る景趣あり。依て都下の子女來りて茲に秋一日の樂を盡すもの多かりしが、爾來變遷して奈良街道も他に更められ、榎樹は枯死するに任せて今や昔の面影を存せず。今川堤は北百濟村大字今林小字大別當より初まり、今川に沿ふて大字今在家小字皿池に至る。この間凡三十餘町あり。老樹の數七八十本中三分の一は枯死せり。榎樹は徳川三代將軍家光の時代當附近を所領せし土井大炊頭が、水害豫防の爲めに堤防を築き、その後榎樹を植ゑて、一つは防水のため、且つは國益をはかる爲に植ゑたるものなり。桑津新饅の由來は今より凡八百年前桑津の里に一老媪あり、この老媪天王寺五重塔の階段に因みて糰餅を作り出したるものが何時かは名物となり「桑津のしんこ」の名を博するに至れりと傳ふ。又一説には五重の塔再建の際の足場をかたごりて捨ちたるなりともいふ。明治初年頃には新饅店五六戸もありしが、追々其家絶えたり。新饅の本家とも言ふべきは本村桑津辻谷巳之助の祖先なりと。これも今より凡二十五年前迄は店を開き居たるも關西線の敷設せられてより、車馬の客も追々少なくなれるにつ衰れ微せり。

古塚(赤塚、大塚、饅子山) 赤塚は大字桑津小字大塚三百七十五番地にあり。形略圓形をなし、全部一畑地となる。廣さ三畝、今は民有地となる。

大塚は大字桑津小字大塚三百五十一番地にあり。その形圓形をなす。近時塚を開き土塊を大阪市附近に運ぶ。廣さ三畝十歩。今は全く古き遺蹟の面影を存せず、同上元村有地なりき。

饅子山は大字桑津西野々二百九十五番地にあり。略圓形をなし、小高き丘にして、松を植ゆ。廣さ五畝二十一步。赤塚大塚と共に今は民有地なり。

第六 風 俗

民情は温厚篤實質朴なり。風紀はさしたる惡風なし。貧富は甚しき懸隔あるを認めず。近年大阪市の膨脹につれ本村に入込む者あり、従て之に感染して農業を厭ふ傾きあり。信仰は一般に佛教を信じ、祖先の祭祀を重んぜり。又本村の一部には迷信の存するあり。そは病魔の板として住宅の入口に草木の葉花根等を釣し置き、家族に病人あれば祖先の祟として僧を招待して佛事を營む。若し眼を患ふ者は毎年月見の夜、無言にて桑津の駒川に行き、川水にて眼を洗ふ。又死者の骨を三ヶ月家に祭れば新佛出づとて、三ヶ月を経過せざる間に骨納めをなす。遊藝は人民の氣風質素なりと雖も

兒童が小學校卒業後は家庭に於て琴・插花・茶湯等を習はしむる者漸次増加しつゝあり。一般としては謡曲・淨瑠璃・三味線及近代的の者を好む者ありと雖も、其數は至て僅少なり。家屋は一般木造にして棟數五百五十一ノ内葺葺百十二あり。又住宅は四百五十二棟にして、其他は納屋土藏等なり。

方言

地方訛

見て下さいー見さうし、見てんか、
お出なさいーお出えし、おいでえわ、お居で
なさいますーぬて、だす、ぬちやばります、
貸して下さいー貸しとおく、貸してえわ、
行きなさいーいきんか、いきいし、いきいわ、

誤言

藥 鐘ーちやびん 急 須ーきびしよ
水 瓶ーつ ぼ 釣 瓶ーつ ぶれ 龜 ーへつ、い
筵 ーみ しる 徴 苗ーか べ 鳥 居ーさ り げ
大 根ーだ い こ 牛 旁ーこ ん ぼ 蛙 ーが いる
葱 ーね う か 元 結ーも っ て ん 胡 蘿 葡ーれ ん じん

俚謠

田植歌

松にまつむし、青田にいなこ、女郎にかむろは、つきものや。
箱根八里は馬でもこすが、死出の山路をどうして越す。
庭のせきちく朝日をまつが、米や麥なら入日待つ。
一人取りやるか五反田の草を、心長うそれなげの根を。
枯た枯た世間の噂、水に浮草根は枯れん。

田草取

麥搗歌

朝のか、りにこれはと思ふた、これでしまいのがんぞらがら。
からさがちして手に豆できて夜さりや俵を見てなほす。

手毬歌

桑津のしんこお手についてお膝についておつもについて一つ。
一合蒔いたその種は一萬一千一百石一斗一升一合までこれではかりおさめた。

地口

以下二合より九合迄同様のことを言ふ。
天王寺のさうく念佛十を申したら佛になるさいな(幾回も繰返す)

第十八編 南百濟村

第一 地理

位置及廣袤 本郡の東南に位し、東は平野郷町及び喜連村に接し、南は中河内郡矢田村、西は長居村、北は田邊町並に北百濟村に連る。東西十三丁南北十四丁、面積二百九町五段二步、形狀不正五角形をなす。

地勢地味 村の中央を南北に走る高地は東西に向ひて傾斜す。最高は大字湯谷島字矢ノ浦に於て十米最低は同大字湯谷島字辰巳代に於て六米あり。地味は砂質壤土にして肥沃なり、畑地は蔬菜に水田は米作に適す。

區劃 本村を分ちて中野・湯谷島・鷹合・砂子の四大字とす。各大字に於ける、小字名左の如し。

大字 中野

天堂川原 自 三三番 至 三三番
 小久保 自 一四四番 至 二〇八番
 川島 自 六四番 至 六九番
 南長池 自 二七〇番 至 三二二番
 平等 自 一九一番 至 二四三番
 中野 自 三三番 至 三三番

大字 湯谷島

川原 自 一三番 至 一三番
 于トナダ 自 一四一六番 至 一四一六番
 東ノ浦 自 二〇八番 至 二〇八番
 北沼 自 三〇三番 至 三〇三番
 五反 自 三七一三番 至 三七一三番
 中 自 五四三番 至 五四三番
 茶園 自 三九番 至 三九番
 井路川 自 一四二番 至 一四二番
 山添 自 二一七番 至 二一七番
 川崎 自 三〇四番 至 三〇四番
 湯谷島 自 三九四番 至 三九四番
 北 自 五八〇番 至 五八〇番
 辰巳代 自 九〇番 至 九〇番
 松ノ下 自 一八〇番 至 一八〇番
 北浦 自 二七九番 至 二七九番
 葭池 自 三三三番 至 三三三番
 下湯谷島 自 四九五番 至 四九五番
 池ノ原 自 五八二番 至 五八二番
 井路川 自 五八三番 至 五八三番
 池ノ下 自 一九一五番 至 一九一五番
 四反 自 二〇七番 至 二〇七番
 沼 自 二八〇番 至 二八〇番
 外沼 自 三三九番 至 三三九番
 矢ノ浦 自 五二二番 至 五二二番
 井路川 自 五八三番 至 五八三番
 砂子前 自 一七三番 至 一七三番
 北田 自 二八五番 至 二八五番
 鷹落 自 三八五番 至 三八五番
 清水 自 五〇三番 至 五〇三番
 左門堂 自 六六番 至 六六番
 北川 自 一九四番 至 一九四番
 川西 自 二八六番 至 二八六番
 更池 自 四〇四番 至 四〇四番
 中内 自 一〇七番 至 一〇七番
 平塚 自 二〇三番 至 二〇三番
 辻内 自 三三九番 至 三三九番
 千代田 自 四四二番 至 四四二番
 堤ノ下 自 一七一番 至 一七一番
 北口 自 二八八番 至 二八八番
 今池 自 四七五番 至 四七五番

大字 鷹合

西代 自五三九番 至五六二番
 八段田 自六三三番 至六六三番
 山村 自七六一番 至七九二番
 砂子前 一 番
 大字 砂子

橋結 自五七三番 至五七七番
 六段田 自六六四番 至六九三番
 土井ベリ 自七九三番 至八二五番
 鷹合 自三〇番 至三〇番

川原 自五七八番 至五九四番
 石橋 自六九四番 至七二四番
 鷹合 自八二六番 至九四〇番
 砂子 自九四二番 至九四二番

池原 自五九五番 至六三三番
 玉上 自七二五番 至七六〇番
 砂子 自九四二番 至九四二番

駒子 自三八番 至一八八番
 越前 自七三七番 至一八九番
 堤開新田 自二一〇番 至二一〇番
 波打 自一七四番 至一七四番
 南東川 自二二四番 至二二四番
 桶尻 自一八八番 至一六二番

大字中野は東は平野郷町と用悪水耕地畦畔を以て界し、西は大字砂子、南は大字湯谷島と堤塘道路用悪水溝にて界し、北は平野郷町及北百濟村大字今在家と耕地畦畔用悪水溝を以て界す。東西七町六間、南北六町五十八間、總反別三十一町二反九畝十歩とす。

大字湯谷島は東は喜連村と今川を以て界し、東北隅は大字湯谷島字五反箴を以て同村に接す。西は大字鷹合、南は中河内郡矢田村大字矢田部と住吉道を以て界し、北は大字中野と八尾街道の一部堤塘用悪水溝を以て界す。東西四町五十一間、南北七町、總反別五十四町九反二畝二十九歩あり。湯谷島出郷は湯谷島小字湯谷島の北端に大字中野に隣接して、湯谷島のもの、何年代よりか此に住

宅を構え移り住みしより稱するなり。

富田新田は住吉天堂川畔たりしか、流脈を大和川に轉じてより寶永元年、大字湯谷島の人、官の許可を得て川床を開拓し、初めて富田新田と稱す。當時無人家なりき。東は大字湯谷島同中野と耕宅宅地等を以て接し、西は大字砂子同鷹合と道路並に耕地畦畔を以て界す。

大字鷹合は、村の西南に在り。東は八尾街道を以て大字湯谷島と界し、西は長居村大字堀及大字砂子に耕地を以て接し、南は中河内郡矢田村と八尾街道を以て界し、北は大字砂子及田邊町大字南田邊と耕地を以て界す。東西八町、南北八町四十五間、總反別九十一町七反八畝二十六歩あり。

大字砂子は東は大字鷹合及中野に接し、西は田邊町大字南田邊に、南は大字鷹合に、北は田邊町大字南田邊に、各耕地又は悪水溝を以て界す。東西二町十五間、南北五町四十間、總反別十三町四反五畝一歩あり。

戸口 本村戸口統計左の如し。
 戸口表 (一)

年次	戸數	人		口計	年	度	戸數	人		口計
		男	女					男	女	
明治三十五年	二九四	八九〇	八七三	一、七六三	同	三十六年	二九七	八六五	八六四	一、七二九

年次	本籍人口		出寄留		入寄留		結婚離婚	出産		死亡		差引現住人口
	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	
同三十七年	三〇五	二九八	八八九	八〇二	一、六九一	一、七二四	同二年	三三三	九五九	八六四	一、八二三	
同三十八年	二九八	二九八	九〇七	八〇七	一、七二四	一、六四九	同三年	三三一	一、〇二二	八六一	一、九一三	
同三十九年	二九八	二九八	八四三	八〇六	一、六四九	一、六四九	同四年	三三六	一、〇五七	九二〇	一、九七七	
同四十年	三〇七	三〇七	八五三	八〇八	一、六六一	一、六六一	同五年	三三八	一、〇三七	九二五	一、九六二	
同四十一年	三〇九	三〇九	九六七	八五六	一、八二二	一、八二二	同六年	三四一	一、〇四二	九四三	一、九八五	
同四十二年	三一二	三一二	九七〇	八六五	一、八三五	一、八三五	同七年	三五〇	一、〇五〇	九五七	二、〇〇七	
同四十三年	三一五	三一五	九七五	八六四	一、八三九	一、八三九		三八四	一、〇四一	九五八	一、九九九	
同四十四年	三一五	三一五	一、〇〇三	八六四	一、八六七	一、八六七						

戸口表 (二)

年次	本籍人口		出寄留		入寄留		結婚離婚	出産		死亡		差引現住人口
	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	
大正四年	二〇三七	一九五	一、九六三	一、九四	二、三	二、	同二年	二七	三	三	一九八	
同五年	二〇四	一九三	二、九	二、五	三、	三、	同三年	二	三	三	一九八	
同六年	二〇〇	一九七	二、四	二、二	三、	三、	同四年	二	三	三	一九八	
同七年	二〇一	一九八	二、三	二、一	三、	三、	同五年	二	三	三	一九八	

備考 出産ノ欄ノ左書ハ死産數

交通 (道路) 八尾街道(縣道) 平野郷町より大字中野の南部を通過し、南下して湯谷島の西部を

過ぎ、大字鷹合の中央を南に走りて大字鷹合の南端より西に折れ、長居村に入る。幅員平均二間延長大凡二十町なり。

下高野街道(府費補助里道) 田邊町より來り村の中央大字鷹合を北より南に貫通し中河内郡矢田村に至る。延長約十二町、幅員平均九尺。明治三十四年より府費の補助を得、其の當時六割なりしも、現今は率一定せず。人馬の往來頻繁なり。

庚申街道(府費補助里道) 田邊町より來り、本村の北端より大字中野同湯谷島を南下し中河内郡矢田村に入る。延長約十五町、幅員平均九尺。明治三十四年より府費の補助を得、其の當時五割なりしも現今は率一定せず。車馬比較的多く通行するも、大字湯谷島字中樫内は雨天には泥濘著しく、歩行困難なり。

中野里道 中河内郡矢田村より本村大字湯谷島に入り、大字中野を経て庚申街道に至る。延長約十五町、幅員平均六尺。人馬の通行頻繁なり。中野里道は庚申街道と大字湯谷島字天堂川原に於て會す田邊里道 本村大字砂子字砂子の東部に於て中野里道より分れ、西南に向ひ更に西に折れ田邊町界に至る。延長約三町幅員平均六尺。

住吉里道 本村大字湯谷島に於て中野里道より分れ、喜連村界に至る。延長約五町幅員平均六尺。人馬通すべし。

北口里道 大字鷹合字鷹合より同大字字北口を経て下高野街道に至る。道中車馬往來少なし。延長約三町、幅員平均六尺。

神之口里道 大字鷹合より同大字の素蓋鳴尊神社の南を経て下高野街道に至る。延長三町幅員六尺、人の往來のみ。

右里道は何れも改修よく行はれて交通の便を助くる大なり。修繕は請負工事とし、必要に應じて其都度速に行はる。近年改修の必要に逢ひたることなし。其の他無名の小里道凡そ十餘條ありて、延長約二十町。

〔軌道〕 南海電車平野線は田邊町より來り、大字砂子中野を横ぎり、平野郷町に抵る。本村内の延長三町許あり。停留所は中野(小字天堂川原七ノ五)にあり。乗降客數一日平均八百人、貨物の出入なし。

〔橋梁〕 本村に於ける橋梁は左の如し、何も府費補助無し。

橋梁名	所在地	街道名	川名	兩端	構造	幅	長
清水橋	大字中野	中野里道	今川	東端北百濟村大字今在家 西端大字中野	石造	一間半	三間
更池橋	大字中野	中野野通 <small>七</small> 路	今川	東西兩端共大字中野	木造	五尺	二間半

渡所橋	大字中野	中野野通 <small>七</small> 路	今川	東西兩端共大字中野	木造	五尺	二間半
土頭橋	大字中野	八尾街道	今川	東西兩端共大字中野	石造	二間	三間半
座頭橋	大字湯谷島	住吉里道	今川	東端喜連村 西端大字湯谷島	石造	五尺	三間
砂子橋	大字砂子	田邊里道	駒川	東端大字砂子 西端田邊町大字南田邊	石造	一間	二間
鼠橋	大字鷹合	鷹合野通 <small>七</small> 路	駒川	東西兩端共大字鷹合	木造	五尺	一間半
死人橋	大字鷹合	北口里道	駒川	東西兩端共大字鷹合	石造	一間	一間半
茶園橋	大字鷹合	八尾街道	駒川	東西兩端共大字鷹合	金及土	二間	二間半

水利〔水系〕 今川 本村の東南方中河内郡矢田村より來り、村の東端大字湯谷島を北流し、大字

湯谷島字沼より西折し、西北方北百濟村に至る。長さ十八町幅平均二間半。平水三尺、堤塘あり。

天堂川(廢川) 本村大字湯谷島字川原より北流し大字湯谷島字中樞より大字中野に入り、大字中野字天堂川原より北百濟村に入りしものなりといふ。流長大約二十町、幅員平均二十間。

〔溝及び堤防〕 イシコ溝 字中野の中央小字川原より今川の水を注入し、東南に進み東方平野郷町界に至る。長さ五町半幅四尺。用惡水路を兼ね。舟は通せず。

代ダイの溝 東方平野郷町界より來り、村の東端を北流し、北百濟村大字今在家との界に至る。長さ七町三十七間、幅二間、用惡水路。

畝二歩、畑五町四段二畝二十七歩。負擔金大正五年度貳拾五圓六拾四錢、同六年度貳拾參圓六拾九錢、同七年度參拾五圓八拾壹錢、同八年度參拾五圓七拾九錢にして、大正八年度賦課率は地租壹圓につき九錢三厘なり。此組合は南河内・中河内・東成の三郡十三ヶ町村三十一大字よりなる大組合にして、本村の如きも往時より加入し、代議員一名を選出せり。近年用水の利益を蒙ること甚だ少なし。

官公衙 村役場 大字湯谷島小字中樫五五四ノ一に在り敷地百二坪三合建坪十六坪二合五勺現在吏員村長名譽助役兼收入役及書記二名計五名なり。

南百濟村巡査駐在所 大字湯谷島四百九十一番地に在り。鶴橋警察署平野郷分署に屬し、南百濟村一村を管轄區域とす。創置詳ならず、元は南百濟村尋常小學校内に在りしが、明治二十二年十一月、覺林寺内に移し、同四十年十月三十日、現今の地に移せり。町村制實施以來大正七年末に至る取扱犯罪數百四件なり。最近數年間の統計を擧ぐれば左の如し。

年次	横領	業務	衆議院選舉法違反	賭博	騒擾	窃盜	同上未遂	傷害	計
大正四年中	—	—	五	—	—	—	—	—	—
同五年中	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六年中	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七年中	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第二 村 政

沿革 徳川時代より明治初年に涉りて庄屋は應合村・富田新田・砂子村は元和年間より房本孫太郎家代々之を勤め、湯谷島村は山野正啓家にて勤め來りしも、後には澤田佐兵衛之を勤めたり。中野村は明治初年には木村市兵衛なりき。明治四年十一月、府縣設置に際し、湯谷島・富田新田・應合・砂子の各村に事務所を置き、中野村は平野郷町に屬せり。同五年五月、第七大區第一區に屬し、各村に事務所あり。同八年七月、應合村を第三番組、其他を第四番組とし、各番組毎に一戸長役場を置く。同十二年三月、應合村・富田新田の戸長役場を、翌十三年八月湯谷島・中野・砂子の各村に戸長役場を置く。此時富田新田を湯谷島村に併合せり。同十七年七月一日、聯合戸長役場の設置に際し以上の四ヶ村及喜連村の五ヶ村聯合役場を中野村二十九番地に設置す。二十二年三月九日、南田邊と砂子村と飛地を交換す。翌月、町村制實施に際し、湯谷島・應合・中野・砂子の四ヶ村を併合して南百濟村とし、村役場を湯谷島一番地に設置せり。明治五年以後の戸長及村長左の如し。

○ 明治五年より同十年番組廢止まで番組戸長時代

住吉郡第七大區第一小區

第三番組 應合村戸長 佐々木 英之助(自五年五月至八年六月)

淺村 與治兵衛(自八年七月至十年二月)

第十八編 南百濟村 第二 村政

第四番組 湯谷島村戸長 山 野 正 啓(自五年五月至十年九月)
 同 中野村戸長 木村吉左衛門(自五年五月至八年三月)
 同 砂子村戸長 樋口茂兵衛(自五年五月至八年三月)
 同 砂子村戸長 吉村幾太郎(自八年四月至十年九月)

○ 明治十年九月より同十二年二月用係時代
 應合村用係 増 田 清 助(自十年十月至十二年三月)
 中野村用係 角野 興治兵衛(自十年十月至十二年二月)
 砂子村用係 吉村幾太郎(自十年十月至十二年二月)

○ 明治十二年二月より明治十三年七月分割戸長時代
 應合村戸長 増 田 清 助(自十二年三月至十三年七月)
 中野村戸長 角野 興治兵衛(自十二年三月至十三年七月)
 砂子村戸長 吉村幾太郎(自十二年三月至十三年七月)

本村村長名及び其の任期左の如し。

藤 本 繁 明治二十二年五月十八日就職
 同四十四年十二月四日退職
 中野 新吉 明治四十二年八月二十五日就職
 大正五年三月二十四日退職
 橋本兵太郎 大正五年五月二十四日就職
 大正八年二月五日退職
 作本宗次郎 大正九年四月九日就職
 現任

二人なり。本村大正元年以後選舉有権者を表示すれば

年次	衆議院議員選舉有権者	府會議員選舉有権者	郡會議員選舉有権者	村會議員選舉有権者	年次	衆議院議員選舉有権者	府會議員選舉有権者	郡會議員選舉有権者	村會議員選舉有権者
大正元年	七六	一〇〇	一〇〇	一四八	同五年	六六	九九	九九	一四八
同二年	七七	一〇二	一〇二	一四四	同六年	六九	九九	九九	一三九
同三年	七五	一〇四	一〇四	一四九	同七年	七四	一〇一	一〇七	一三九
同四年	七二	一〇二	一〇〇	一五八					

財政 本村の財政は世の趨勢に従ひて年々多少の膨脹を告げ、明治三十五年度と大正七年度とを比較するに倍額を超過せり。其内明治三十六年、同四十二年に於ける増加は、小學校々舎新築の爲めなりき。左に明治三十五年以降歳入歳出決算額を表示すべし。

明治三十五年以降歳入歳出決算額表

年度	歳入	歳出	年度	歳入	歳出
明治三十五年	二八三	二〇六	同三十四年	三〇四	二四四
同三十六年	六三三	三〇七	同三十五年	三〇四	二四四
同三十七年	三〇〇	三〇七	同三十四年	三〇四	二四四
同三十八年	三〇三	三〇七	同三十五年	三〇四	二四四
同三十九年	三〇三	三〇七	同三十六年	三〇四	二四四
同四十年	三〇三	三〇七	同三十七年	三〇四	二四四
同四十一年	三〇三	三〇七	同三十八年	三〇四	二四四
同四十二年	三〇三	三〇七	同三十九年	三〇四	二四四
同四十三年	三〇三	三〇七	同四十年	三〇四	二四四
同四十四年	三〇三	三〇七	同四十一年	三〇四	二四四
同四十五年	三〇三	三〇七	同四十二年	三〇四	二四四
同四十六年	三〇三	三〇七	同四十三年	三〇四	二四四
同四十七年	三〇三	三〇七	同四十四年	三〇四	二四四
同四十八年	三〇三	三〇七	同四十五年	三〇四	二四四
同四十九年	三〇三	三〇七	同四十六年	三〇四	二四四
同五十年	三〇三	三〇七	同四十七年	三〇四	二四四
同五十一年	三〇三	三〇七	同四十八年	三〇四	二四四
同五十二年	三〇三	三〇七	同四十九年	三〇四	二四四
同五十三年	三〇三	三〇七	同五十年	三〇四	二四四
同五十四年	三〇三	三〇七	同五十一年	三〇四	二四四
同五十五年	三〇三	三〇七	同五十二年	三〇四	二四四
同五十六年	三〇三	三〇七	同五十三年	三〇四	二四四
同五十七年	三〇三	三〇七	同五十四年	三〇四	二四四
同五十八年	三〇三	三〇七	同五十五年	三〇四	二四四
同五十九年	三〇三	三〇七	同五十六年	三〇四	二四四
同六十年	三〇三	三〇七	同五十七年	三〇四	二四四
同六十一年	三〇三	三〇七	同五十八年	三〇四	二四四
同六十二年	三〇三	三〇七	同五十九年	三〇四	二四四
同六十三年	三〇三	三〇七	同六十年	三〇四	二四四
同六十四年	三〇三	三〇七	同六十一年	三〇四	二四四
同六十五年	三〇三	三〇七	同六十二年	三〇四	二四四
同六十六年	三〇三	三〇七	同六十三年	三〇四	二四四
同六十七年	三〇三	三〇七	同六十四年	三〇四	二四四
同六十八年	三〇三	三〇七	同六十五年	三〇四	二四四
同六十九年	三〇三	三〇七	同六十六年	三〇四	二四四
同七十年	三〇三	三〇七	同六十七年	三〇四	二四四
同七十一年	三〇三	三〇七	同六十八年	三〇四	二四四
同七十二年	三〇三	三〇七	同六十九年	三〇四	二四四
同七十三年	三〇三	三〇七	同七十年	三〇四	二四四
同七十四年	三〇三	三〇七	同七十一年	三〇四	二四四
同七十五年	三〇三	三〇七	同七十二年	三〇四	二四四
同七十六年	三〇三	三〇七	同七十三年	三〇四	二四四
同七十七年	三〇三	三〇七	同七十四年	三〇四	二四四
同七十八年	三〇三	三〇七	同七十五年	三〇四	二四四
同七十九年	三〇三	三〇七	同七十六年	三〇四	二四四
同八十年	三〇三	三〇七	同七十七年	三〇四	二四四
同八十一年	三〇三	三〇七	同七十八年	三〇四	二四四
同八十二年	三〇三	三〇七	同七十九年	三〇四	二四四
同八十三年	三〇三	三〇七	同八十年	三〇四	二四四
同八十四年	三〇三	三〇七	同八十一年	三〇四	二四四
同八十五年	三〇三	三〇七	同八十二年	三〇四	二四四
同八十六年	三〇三	三〇七	同八十三年	三〇四	二四四
同八十七年	三〇三	三〇七	同八十四年	三〇四	二四四
同八十八年	三〇三	三〇七	同八十五年	三〇四	二四四
同八十九年	三〇三	三〇七	同八十六年	三〇四	二四四
同九十年	三〇三	三〇七	同八十七年	三〇四	二四四
同九十一年	三〇三	三〇七	同八十八年	三〇四	二四四
同九十二年	三〇三	三〇七	同八十九年	三〇四	二四四
同九十三年	三〇三	三〇七	同九十年	三〇四	二四四
同九十四年	三〇三	三〇七	同九十一年	三〇四	二四四
同九十五年	三〇三	三〇七	同九十二年	三〇四	二四四
同九十六年	三〇三	三〇七	同九十三年	三〇四	二四四
同九十七年	三〇三	三〇七	同九十四年	三〇四	二四四
同九十八年	三〇三	三〇七	同九十五年	三〇四	二四四
同九十九年	三〇三	三〇七	同九十六年	三〇四	二四四
同一百年	三〇三	三〇七	同九十七年	三〇四	二四四

本村、公租總額と一戸平均負擔額とは左表の如し。但大正七年度村税一戸負擔額は十四圓四十九錢なり。

年次	國稅	府稅	村稅	均一戶擔平	年次	國稅	府稅	村稅	均一戶擔平
明治三十三年	三、三九一	一、八六二	一、五六三	二、三〇〇	同六年	四、八九九	二、四九〇	四、五八一	三、四一九
大正四年	四、九五三	二、四〇六	三、八二九	三、三〇〇	同七年	四、九九三	三、七五八	四、九四二	三、五五九
同五年	四、八六六	二、四二八	三、八〇〇	三、二五三					

村基本財産は大正六年度現在土地價額一千三百〇五圓、建物價額五千一百二十二圓にして、大正七年度未現在収益財産は公債七百九十圓、株券三百圓、現金一千七百四十九圓なり。

衛生及消防 明始三十八年六月衛生組合を組織してより以來、本村の衛生状態良好にして、傳染病患者の如きも殆ど無く、大正元年以降に於て見るに、僅に一名の腸チブス患者を出したるのみ。消防に於ても數十年來火災なかりしを以て、その設備なきなり。本村に於ける衛生關係業者は大正元年以降醫師一名鍼治一名、同四年以降賣藥製造二名請賣人六名(四年以前不詳)あるのみ。鍼治中野家は大字中野に於ける舊家にして、桓武天皇時代より此に住し、弘法大師より鍼治の法を受け、今に傳へて四十一代なりと云ふ。中野のはりの名附近近國に聞え、日々治療を受くる者數百人に下らず。

飲用水 掘井を用ふ、一般に水質不良なり。大正三年九月、水質検査成績左の如し。

區別	砂子	中野	湯谷島	鷹合	計	區別	砂子	中野	湯谷島	鷹合	計
適するもの	二	二二	八	三	三四	不適	一八	三七	五八	八五	一九八
溢過して適す	一	一	一	二	三	計	二〇	五九	六六	九〇	二三五

兵事 壯丁検査 本村に於ける壯丁検査累年統計左の如し。

年 度	受驗者數	甲		丙	丁	無教育	眼	疾	花柳病	備考
		第一乙	第二乙							
大正元年度	二〇	一〇	一〇	一	一	一	一	二	一	三
同二年度	二一	五	五	三	一	一	一	四	一	二
同三年度	一八	五	三	八	一	一	一	三	一	四
同四年度	一九	一	二	五	一	一	一	三	一	四
同五年度	一六	七	一	三	一	一	一	三	一	四
同六年度	二一	一	一	四	一	一	一	三	一	四
同七年度	二六	六	一	三	一	一	一	三	一	四

備考欄ニアルハ不受驗者數

帝國在郷軍人會南百濟村分會 明治四十一年八月一日、始て南百濟軍人會を組織し、當時の村長藤本繁を會長とせり。同四十四年八月三十一日、帝國在郷軍人會分會に組織を變更し、歩兵上等兵増田久慶、砲兵上等兵助田久吉、歩兵上等兵寺本忠嗣相つぎて分會長となり、現今は騎馬軍曹西野峯松

分會長たり。大正六年十月、三島郡大冠村堤防破壊せし時、會員二十名之が罹難者救助に従事せり。大正七年度現在會員正會員六十四名、特別會員百九名にて、村費補助金五十一圓なり。戦役戦病死者 明治以後、本村民の軍事にて斃れたるもの左の如し。

氏名	生年月	本籍	位勳階級	所屬部隊	戦病死地	戦病死年月日
助田安次郎	明治十年十二月十八日	大字鷹合九百七番地	陸軍歩兵二等卒 勳八等功七級	歩兵第八聯隊	青泥窪兵站病院	明治三十七年十二月三十日病死
森口藤吉	明治十六年三月一日	大字中野十三番屋敷	陸軍砲兵一等卒 勳八等	深山重砲兵	清國盛京省煙臺兵站病院	明治三十八年四月一日病死
西川龜藏	明治二十五年七月十八日	大字湯谷島七十五番屋敷	陸軍歩兵二等卒 勳八等	歩兵第八聯隊	臺灣サラマオ戦患者宿泊所	臺灣討伐参加負傷大正二年八月二十八日死

教育

小學校開設以前は雲莖寺、林覺寺の僧侶につき所謂寺子屋教育を受けしのみなりしが、明治七年小學校を創設せり。然れども社會的方面の刺戟少なきためか、現今に於ても教育思想充分に發達せず、就學の督促に寧日なき状態にあり。

南百濟尋常小學校 大字湯谷島五四一、五四二、五四三番地にあり。學區域は南百濟村全部とす。明治七年六月湯谷島・中野・砂子三ヶ村の聯合にて中野村林覺寺本堂内に假教場を設け住吉郡四番小學校と稱し、同時に、鷹合村亦一村獨立にて村内舊倉廩（大字鷹合字鷹合九百九番地にあり。記録存せず、古老の言によれば年貢米を收納貯藏し置く目的たりしもの、如し。その大さ間口七間半、奥

行三間半。蓋し本倉廩の存せし鷹合は、徳川代官の支配にして、年貢米は熊野路により江戶に輸送し、或る年間のこと八丈島へ吹き流されしこともあり、と言ひ傳へ居れば、此の年貢米の一時の貯藏所にあらざりしか。従つて明治維新後不用となり、明治七年小學校を開校するに當り、住吉郡三番小學校假教場としたるなり。を假教場とし住吉郡三番小學校と稱す。四番小學校は明治八年十月校舍を湯谷島五百四十一番地、五百四十二番地に新築す。明治十年十二月校名に番號を附すること廢せられ、村名を附して一を住吉郡湯谷島小學校、一を住吉郡鷹合小學校と稱せり、明治十二年二月、鷹合小學校々舎を鷹合八百六十四番地の一に新築し舊倉廩の假教場より移る。明治十六年一月鷹合小學校を湯谷島小學校に合併し住吉郡豊小學校と改稱す。明治二十三年十一月勅語謄本拜受。明治二十七年五月一日南百濟尋常小學校と改稱す。明治三十四年三月四間に三間半教場を南方に増築す。明治三十七年一月第五回内國勸業博覽會場内にありし府教育會參考品出品の校舍拂下を受け新築落成す。明治四十二年十月北隣の大字湯谷島五百四十三番地畑地八畝二十歩を買ひ入れ道路を北端に變更し、舊來の地所に合せて現今の校地となす。明治四十三年三月一棟増築。大正六年四月一日大阪府天王寺師範學校附屬第二部となり、同年十月三十日御眞影拜受。大正七年三月本村役場を北隣に移轉しその家屋を校舍に充つ。現在校地五百二十三坪にて、校舍建坪二百二十五坪あり。通學狀況は村の中央にあるを以て遠きも五町内外なり。就學歩合、學級數、兒童數、經費、累年統

計左の如し。

年 度	就 合 學	就 學 兒 童 數	學 級 數	經 費	年 度	就 合 學	就 學 兒 童 數	學 級 數	經 費
明治二十七年	三五・〇〇	九九	一	一八九	大正元年	九五・〇一	二三四	五	一、四七一
同 三十一年	六四・〇七	一一七	二	三五三	同 二年	九三・六六	二一六	同	一、四四四
同 三十五年	—	一五六	三	六〇七	同 三年	九五・一三	二〇八	同	一、五六五
同 三十九年	—	一四二	三	五五三	同 四年	九五・三六	一九五	同	一、六七二
同 四十一年	九〇・八〇	一五九	簡易一四	一、二〇五	同 五年	九六・三三	二一三	同	一、七〇〇
同 四十二年	九一・一八	一九一	同	一、八〇九	同 六年	九四・六四	二六七	同	二、〇〇〇
同 四十三年	九三・七七	一九八	同	一、二一〇	同 七年	九七・八五	二六三	同	二、〇〇〇
同 四十四年	九三・九〇	二〇七	同	一、三一二					

明治四十一年、本校に簡易就學の學級を編成す。本村は純農村なれば、農事手傳の爲め永久缺席する兒童多く、又家庭の事情就學し能はざる者あり。此等兒童の爲に簡易就學の方法を講ずるに至れるなり。其施設は二十名内外の兒童を以て一學級を編成し、各學年相當の修學をなさしむ。其期間は農繁期を除き、十月より翌年五月に至る夜間二時間就學せしむるなり。又他の時期に於て晝間時々出席する兒童あり。此等に對してはそれ相當學年擔任者に於て適宜授業をなす。卒業生は殆ど全部家業に従事せり。高等小學中學教育を受けしものは少數なり。高等教育を受けしものは僅々一名あるのみ。

本校創立以來の校長名左の如し。

明治九年頃より明治十年頃まで	阪口芳之助	明治十年頃より明治十四年頃まで	奥野了猛
明治十五年頃より明治十六年頃まで	山口省三	明治十六年頃より明治十七年頃まで	山口八三郎
明治十七年頃より明治二十七年頃まで	金井常三郎		(以上古老の言により記す)

就 職 月 日	轉任又ハ退職月日	氏 名	就 職 月 日	轉任又ハ退職月日	氏 名
明治二七、四、三〇日	明治二八、九、九日	豐買了照	同 三四、七、一九日	大正 六、三、三〇日	土橋季三
同 二九、四、四日	同 三三、九、九日	今井錠太郎	同 大正 七、三、三一日	同 八、二、二八日	小畑三郎
同 三三、四、二日	同 三三、一〇、二四日	田中米四郎	同 八、三、二〇日	現 任	田中熊市
同 三三、一〇、二五日	同 三四、七、二日	村岡太郎			

社會事業 南百濟村青年團 明治四十年一月大字中野に一會を組織して共進會と稱し、翌年二月互樂會と改稱す、以て青年指導の道を開く。爾後他の三大字も青年會を設けしかば、御即位御大典記念として之が統一を謀り、大正五年一月十五日全村青年會成立す。同年四月、南百濟村青年團と改稱す。會員は十五歳以上二十一歳迄の青年を以てし、役員には會員以外の者を選擧す。毎年農閑期の十二、一、二、三の四ヶ月を以て、會員の爲に補習教育を行ひ、又毎月講話會を開く。事業として

は悪水路の浚深、道路修繕、田畑の開墾等の請負を爲す。現在會員百五十六名、大正八年一月 中野新吉會長たり。村費より毎年二十五圓の補助を受く。

本村には勤儉貯蓄と風紀改善の目的を以て南百濟村互樂會、砂子矯風會、積塵會、應合礎正會あり南百濟村互樂會 本村には若中講と稱する一團體ありて社會の進連に背馳する行動ありしかば、明治二十三年、時の村長藤本繁は村會の同意を得て之を解散したりしが、青年の風紀は依然頹敗の傾向なりしかは、更に青年團を組織して勤儉貯蓄の氣風を養成し、風紀の改善を謀る目的を以て、明治四十一年二月、本會を組織せり。爾後目的遂行の爲に中野に互樂會文庫を設け、毎日集會して智徳を研き、春秋二季に見學旅行を爲す。又會の從來行ひたる事業には悪水路浚深（十五回）田畑開墾（四回）道路樋管橋梁の修繕（六回）其他の事業（十二件）あり。大正八年十一月現在會員百六十八人、貯金狀況貯金累計五、六六二圓五七錢、支出合計二、九一〇圓一〇錢五厘、差別現在二、七五二圓四六錢五厘なり。桑野秀松會長たり。事務所を文庫内に置く。

砂子矯風會 大字砂子には從來特別の慣例ありて種々の弊害を醸すより、之が矯正の爲に伊勢參宮團體を基礎として親有會と稱する一會を設け、情實纏綿せる舊慣を一掃せり。（その年月不詳）三十五年四月、組織を改め、神武講と改稱したりしが、參宮團體には名實相適せずとの故を以て、四十五年一月、矯風會と改稱せり。爾來互樂會の如く事業に従事し、又夜學を起し、公衆衛生を重じ、殊

に風紀の改善に意を致し、賭博の如き根絶するを得たり。大正八年一月現在會員五十七人、貯金總額一、五三六圓七〇錢なり。樋口次郎吉管理者たり、事務所を同人方に置く。

積塵會 事務所を大字湯谷島出郷中野方に置く、松本豊吉管理者たり。大正七年一月の創立なり。勤儉貯蓄を目的とす。老年部青年部の二部に分てり。大正八年一月現在會員五十一人、貯金額老年部一二八圓七〇錢、青年部五八圓一〇錢なり。

應合礎正會 大正八年一月の創設なり。増田久慶管理者たり、事務所を同人方に置く。目的は貯金の實行と風紀の改善とにあり。大正八年一月現在會員三十四人、貯金額三圓五〇錢なり。

第三 産 業

本村は今に純農村なり。工業に於ては紺木綿の産額の多少見るべきものありと雖も、従業者は僅に一戸のみ。商業に於ては日用の需用を充すに過ぎず。今本村住民の職業別戸数を擧ぐれば、大正六年末に於て、農業二八九戸（内四一兼業）工業六戸、商業三〇戸、自由業一三戸、無職一四戸、計三五二戸なり。自由業者の多數は僧侶六戸とす。

農 業 米麥を主要作物となせども、近時蔬菜の栽培に従事する者増加せり。大正六年末現在戸数は

自作七二戸、自作小作兼八六戸、小作一三一戸、計二八九戸なり。耕作田畑及其他の地目反別を擧ぐれば

筆数	田	畑	宅地	山林	本村民の所有	
					本村民の所有する	本村民以外の所有する
一、四〇七	一、三三〇	四〇・三九	三八一	五七	一、七三〇	六二五
一三四・二一	一〇・七八	一〇・〇六	一四四・七二	一〇・〇六	四一・八一	四一・八一

備考、山林の大部分は竹林なり耕地買買價格一步につき最高六圓最低壹圓參拾錢。(水田となり得べき畑地)

年度	米		麥		其他農産物	計
	同	價額	同	價額		
明治三十三年	一八、七五九圓	二、六七三圓	一九、三四五圓	四〇、七七七圓		
大正四年	三、一一〇石	一三、六三九圓	二四、二一四	七九、〇二四		
同五年	四一、一七一圓	三、一一八石	二〇、五八石	九八、二一六		
同六年	五、〇九一圓	二、〇四二石	二四、五〇四圓	一三五、三〇八		

施肥は大坂市の人糞を主とし、魚肥又は人造肥料をも使用せり。耕地と農民住宅との距離は遠きものも五町以上に及ぶものなし。農業労働の供給は電車開通以來、村外に出稼する者多く、農業の繁開によりて其數一定せずと雖も、常に男子五十餘名、女子七八名の出稼者あり。従て村内の労働者は不足を告ぐ。然れども自作者は成べく備入るゝことなく、自作し得るだけを耕作するに止め居れり是備入を爲す時は利益あらざるが爲なり。被備労働も日備のみにして、賃錢は大正七年の調査にては農繁期に於て最高二圓最低一圓五十錢、農閑期に於て一圓乃至一圓五十錢、女子は其半額とす。小作契約は年期は一定せず。小作料は一反歩につき田は一石三斗乃至一石七斗、畠地にては八斗乃至一石なり。又本村は小作人多くして小作土地不足の状態なり。

農家の副業は揚子の毛植に従事する者頗多し。農業閑散の時季には全村の八割に及ぶ。又副業として淡水漁業に従事するもの二戸あり。漁具はモンドリを用ふ。大正五年の漁獲高は鮎二百貫八十圓縮五十貫三十一圓なり。其他は大坂市及其附近に野菜行商をなす者少からず。

工業及商業 大字中野に紺木綿の織物業に従事する者一戸あり、大正六年末調に據れば力織機十四臺職工十四名を使用し、一ヶ年の産出高一六、八〇〇反、價額二一、八四〇圓なり。販路は大坂市を主とし、東京へも移出す。其他に於ては齒揚子製造四戸、齒揚子植職二戸、大工四戸、金網職二戸印材職一戸、表具師一戸、桶屋一戸なり。揚子製造は農家の副業として従事する者多きが故に、其産額紺木綿に亞く。大正六年の産額は五九、四〇〇打、價額一三、六六二圓、專業二戸なり。商業戸數は大正六年三月調に據れば米穀一〇戸、菓子果物九戸、呉服五戸、古物四戸、乾物三戸、煙草三戸、酒、油、雞、學用品各一戸、計三八戸兼業者共なり。米穀商は村内のみならず大坂市及附近

の町村に顧客を有すれども、其他は村内の顧客のみにして、注目すべき者なし。村内の車輛は同年十二月調によれば小車一七六輛、牛車六四輛、四輪車一四輛、自轉車三一輛、計二八五輛なり。自轉車は明治二十五年頃より流行せり。

第四 神社及宗教

中井神社(村社) 大字中野字中野にありて庚申街道に接して鎮座す。祭神素盞鳴尊なり。創立年紀詳ならざるも(三代實錄)に田邊東神とあるは本社なり。伴信友(神名帳考證)に式外舊社田邊東神田邊西神共に住吉郡にあり、三代實錄、貞觀四年十一月十一日、攝津國正六位上田邊東神、田邊西神、並授從五位下云々、田邊東神在平野中野村今稱天王、田邊西神在田邊村稱山阪明神、住吉郡に北田邊南田邊の二村ありて、この社を氏神と稱す。古の東西今の南北に轉せるか或は國史文字の誤かと見えたり。境内に古色を帯へる石燈籠一基あり、又貞觀四年十一月田邊八丁東神祠の四字を刻せり。元は牛頭天王社と稱せしが、明治五年村社に列せられ、天王號を廢して現社號に改めたり。現在境内官有地面積八十三坪に過ぎざるも、明治維新迄は字長池二百八十一乃至二百八十三番地全部は宮地として除租地なりしが、當時誤て民有に歸し、今日に暨べるまで憂てき。社地は此

く狭小なれども四邊の風光明媚にして、試みに社殿の後方に立ち東向すれば、攝河の平野を隔て、葛城金剛の翠峰遙かに天空に聳ゆるを仰視すべく、境内の樹木は老幹森々として枝柯を交へ、幽靜俗塵を脱す。拜殿背後の榎は日通り周圍十一尺高大約八間樹齡五百歳を超え、古來古老の談に、世に凶變あらん時は必ず夜間鳴動すと傳へたり。本社殿は權現造にして桁行三尺六寸梁行四尺、西向し雨覆は一間四方なり。拜殿は流造にして桁行三間二尺梁行一間四尺五寸、幣殿は桁行一間一尺五寸梁行一間一尺、門は桁行一間二尺一寸梁行三尺七寸なり。本殿及幣殿は明治十六年十一月の再建拜殿及門は弘化三年の再建に係る。此他神具庫社務所あり。祭祀は祈年祭(二月十八日)大祓(六月三十日)夏季祭(七月十四日)御祓祭(七月三十日)例祭(十月十七日)鎮火祭(十一月三十日)月次祭(毎月十三日)等なり。明治維新迄は例年秋祭には本大字字中野三百三十八番地の御旅所に神輿渡御の式ありしが、其の地民有に歸したりしより遂に廢絶せり。又十二月二十八日氏子の若者集合して、周圍大凡四尺長三間半の大注連繩を綯ひ、新年十五日まで拜殿に飾著くるを常とす。本社は又古來より婦人の安産を護り給ふ神徳ありと稱し、神前の鈴緒を請ひ受け、妊婦の腹帶と爲し、解胎の後には報賽の爲め、別に新緒を捧げて謝恩の意を表するもの多し。其由來未だ詳なるを得ざるも、妊婦といひ鈴といひ、夫のフェーラス崇拜の遺風なるにや。氏子區域及戸數本大字八十餘戸なり。

住吉神社(村社) 大字湯谷島字湯谷島無番地に鎮座す。祭神中筒男命なり。創祀の年代詳ならず。明

治五年村社に列せらる。境内は大字部落の中央庚申街道に沿ひ土塀を以て區域とす、其面積官有地第一種百坪、民有地第二種八十九坪、合百八十九坪あり。文祿三年大島久兵衛檢地帳及び延寶七年九鬼和泉守檢地帳共に除地の旨記載せり。境内廣からざるも樹木繁茂し幽寂たる一區を爲す。社殿は其再建年代社記の紛失に依り詳にするを得ずと雖も、住吉造の精巧古雅なるは殊に神威の著しきを感せしむ。本殿(桁行梁行竝五尺六寸)は東向し、幣殿(桁行一間五尺)拜殿(梁行一間四尺)權現造(桁行三間半)其他繪馬所、井戸屋形、境内社殿二、門及社務所等あり。祭祀は祈年祭(二月十)夏祭(七月十)御祓祭(七月三)境内社竹生島社祭(九月十)例祭(十月十)新嘗祭(十一月二)鎮火祭(十一月三十)月次祭(毎月朔)等あり。境内社竹生島神社(祭神市杵稻荷神(同字賀)御魂命)の二あり。氏子區域は本大字一圓、戸數大約百七十あり。

本社は中古以來住吉神社二の宮と稱したり、是官幣大社住吉神社の第二神中筒男命が奉祀せられあるに因れるなり、而して維新後は現社名に改む。傳説に據れば尙古氏神須牟地神社と唱へしと云へば元住道郷住道氏の産土神にして住吉大神を奉祀せしものならむか。本社の古名が氏神須牟地神社又は住吉第二宮と稱せることが下掲長居村神須牟地神社が第三の宮と呼ばれし事に想到して、本社及下記の三社との間に何等かの關係ありしを認めしむるが如し。本社の古名と類似の神社は〔神名帳〕に記せる住吉郡須牟地會根神社、中臣須牟地神社、神須牟地神社の三座にして、第一の須牟地會根神社は俗に勝手明神と稱し、今の和泉國泉北郡五ヶ莊村大字花田に在り、住吉大社宮司解に「天

平元年依託宣移(徒河内國丹治比郡椿原里、故號住道里住道神)云々又〔和泉志〕に「蓋住吉別宮也」云々と云へるものなり。第二の中臣須牟地神社は今河内國中河内郡矢田村大字住道に在りて、住吉神社と云ふもの也。第三神須牟地神社は長居村大字寺岡に在り。明治初年迄は三ノ宮と稱し、村の産土神なり。明治五年村社に列せられたり、祭神は不詳なるも社傳は長居村神社條に註す。蓋し住吉神なるべし素盞鳴尊神社(村社) 大字鷹合字居村に鎮座す。祭神は社名標する所に同じ。本社創祀の年次詳ならず

天正年中武田信玄の臣沼田重光と云へる者僧となりて此地に來り住し、村民の信賴を受け、此社務一切を委任せられ居りしが、數年の後大阪に移去せし際、本社に關する舊記を携へ往きたりと云へり。舊時は地名に因み鷹飼堂と稱し、祭神は元より牛頭天王にして、明治維新以前は御神體として木像を奉置したりと云ふ。明治五年村社に列せらる。境内官有地八畝二十四歩ありて老樹枝を交へ蒼々たり。舊社地は本大字の東部神所と云ふ地點なりしが後年現地に移祀せしなりと傳ふ。社殿本殿(建坪七合)東面す、拜殿(同上六坪)幣殿(同上四坪)其他神器庫、繪馬所、手水屋形、社務所あり。神寶には「勅許□□牛頭天王宮□□如々老翁」と題せる古額を藏す。祭祀は祈年祭(二月十)夏季例祭(七月十)秋季例祭(十月十)鎮火祭(十一月)月次祭(毎月一日)等あり。氏子區域は大字鷹合一圓、戸數百二十餘戸なり。鷹飼堂に關し、古書に散見する所を摘記すれば左の如し。

「舊書持傳へたる民家中頃絶えて散亂する所住吉神社舊神官青蓮寺と申家の記録の内に延徳元年八

月云々、一昨十三日應合の祭也、應合堂別當分ノ膳持來、饗一ハイ、柿あり、三升盛はかり哉と云五盛の餅五ハイ、菜汁各小カワラケ、ダンゴ等、白酒一升、當年得□(一字)の經營なり、使に頼足四文出^{良佳}なり、幸千代に祝はせ□(一字)又其外家中上下祝ふ是は應合堂別當職分一膳、毎年今日持來、幼少の間近年所務等是へ納、後々成仁の時は加様の物も坊へ可納、上古も自然幼少の時は是へ納由なり、於以後も自然童形等の時は萬事爲此家可取事也云々。應飼堂□(一字)按舊記在「應飼村」此堂置別當職、以知寺事、今無此堂、明應年中、白洲彌次郎、伯父源周爲此堂別當、源周猛力剛強介白洲氏而恣慘毒於住吉、其行跡無狀不可勝矣、實當社之神敵也、斬其棺、瀦其宅者、於源周乎見之、事詳騷亂部也。

淨賢寺 大字鷹合村八百二十七番地にあり。眞宗京都本願寺派末なり。海本山と稱す。創立は正保元年、本山第十三世良如上人の時なり。明治六年本堂修理。寺域東西十八間二分五厘南北十一間四分三厘民有地第一種面積二百九坪、

雲莖寺 大字鷹合八百七十七番地にあり。眞宗京都本願寺派末なり。住江山と稱す。明曆四年良如上人の眞弟僧知應開基創立。寺域東西十二間一分五厘南北十四間民有地第一種面積百八十四坪大字の南方にあり。蓮如上人眞筆の六字名號の掛軸を藏す。

養善寺 大字鷹合八百五十一番地にあり。眞宗京都本願寺派末なり。龍合山と稱す。天和二年七月開

基惠了創立なり。寺域東西八間二分三厘南北十一間民有地第一種面積九十坪大字の南方にあり。

覺林寺 大字湯谷島四百十六番地にあり。眞宗京都本願寺派末なり。湯谷山と稱す。開基創建不詳。元和元年の兵火に罹り堂宇燒失せるを以つて寛永二年僧尊了再建す。寺域東西十八間七分南北八間一分五厘民有地第一種面積百八十九坪大字の中央にあり。

佛願寺 大字中野三百三十三番地三百三十一番地にあり。眞宗京都佛光寺派末なり。天臺山と稱す。創立開基年月不詳。寺域東西十七間南北九間二分民有地第一種面積百五十六坪大字の中央にあり

林覺寺 大字中野三百二十八番地にあり。眞宗京都本願寺派末なり。高林山と稱す。開基は照性字林覺と稱し、近江國野洲郡玉津村大字荒見開光寺の人なり。照性が遠祖(源氏)は新田左中將義貞四世の孫石原新左衛門信晴(南北朝平和の後新田を改めて石原氏と稱す、是外戚の氏を用ひしなり)と云ふ。此人は天性弓馬に達し、武略人に超え、本願寺第八世蓮如(慧燈大師)に深く歸依し、遂に武門を退き僧となる。依て蓮如は性妙と法名を賜はる。性妙より六世の孫を趣圓と云ふ、其弟即照性なり。諸宗の學に通曉せしを以て本願寺第十四世寂如に愛せられ、寂如同腹の連枝利生院の師範を命ぜらる。老年に及びて隱遁の爲め、延寶八年秋七月、中野に一字を建立し、其字を以て寺號とせり是林覺寺創立の由來なり。寺に蓮如濟度の大蛇骨を所藏す(大蛇の骨の一節らしく三味線の胴位の大さにして、左右の各一本の骨出でたり、箱に藏して表に大蛇骨と書せり)寺域東西四十三間八分

南北十六間六分面積二百二十二坪民有地第一種に屬す。

五 舊蹟、墳墓

應甘邑 日本書紀仁德天皇の卷に應甘邑とあるは、大字應合を云へるなり。仁德天皇四十三年、依羅の阿弭古あびこが異鳥を捕へて天皇に献れり。天皇、酒君を召してこれを見せしめ給へば、酒君は、此鳥は多く百濟にあり、能く人に馴れて飛ぶこと捷く、諸鳥を掠む、百濟人は俱知と云ふと對へ奉れり此に依て酒君をして之を養はしめらる。やがて馴れしかば九月、百舌野に幸して遊獵し給ひ、雌雉數十を獲させ給へり。是月、應甘部と定めらる。その鷹を養ひし處を應甘邑といふ。

應甘部墓 大字應合字應合二百三十五番地にあり。封土東西十八間、南北十八間、面積一反二十四坪あり、民有地第一種に屬す。里俗の口碑に百濟王の孫酒君の墓なりと云ふ。周圍の田より高きこと周圍に於ては二尺中央に於ては一丈。雜草生じて植樹は新しきも、松、杉、楡合せて百本許あり。中央に碑あり、酒君の墓と刻す。高さ高さ五尺巾三尺、明治三十四年三月建立せしものなり。〔攝津志〕舊應甘部墓、應合村今稱平塚。

鏡池 大字應合二百三番地にあり方五尺許の小池なり、人皇十七代仁德天皇御宇百濟の王孫酒名、鷹を放ち其行跡を失せり、時に椎の梢に鷹の止まりたるが池中に映るを見て即ち其鷹を捕へたり、故に鏡池と名づくと傳ふ。官有地に屬す。椎樹は今尙存して周圍一丈餘、朽ちて中空となり、高さ二間位存す。周圍より出でたる新芽多く大なるは四尺位の大きさあり。池邊より五間位の所に存す。

第六 風俗

信仰 住民一般に眞宗を信じ居るも唯習慣的形式的に歸依するのみ。

遊藝 一般住民の好尚下卑にして文學・美術・音樂等に趣味を有するもの少し、地方上流の娛樂としてしは男子は圍碁・謠曲等を樂しむものあり、女子にはかゝる方面の趣味全くなし。

衣食住 近時市部の影響を受けて稍々向上し來りしも、尙本郡としては質素と云ふべし。農民は一日四食するもの多し。起きて直ちに粥食を爲し、十時に麥飯を食し、午後二時と夕食は共に粥食なり副食物は野菜を主として魚類の乾物等を混用す。肉食は月に三四回とす。住宅は木造にして藁葺多く瓦葺はその半に過ぎず。大正八年六月現在數を擧ぐれば左の如し。

大字名	藁葺	瓦葺	土藏	合計	大字名	藁葺	瓦葺	土藏	合計
湯谷島	一〇二	四四	三九	一八五	鷹	八四	五六	二八	一六八

砂	中	野	五二	一七	一三	八一	計	二五九	一二五	八九	四七三
子			二二	八	九	三九					

年中行事 寄講 各部落に二十戸内外よりなる組合ありて、組合員の不幸に對しては葬送萬端の世話を引き受く。尙組合にては各組合員順番に當番となりて一年間組合の世話をなし、其の當番に當るときは組合員一同を招きて精進料理にて饗應することとせり。是を寄講と稱す。抑も寄講は寺院にて説教を聞きて後慰勞懇親の目的にて開催せしものなりしも、近來は飲食するのみにて寺院へは代參することゝなれり。その期日は應合は一月二十日、湯谷島は十二月三日、砂子は一月九日、中野は十二月六日(林覺寺門徒)、十二月八日十日(佛願寺門徒)、湯谷島出郷は十二月二十日(林覺寺門徒)なり。

春事 四月十六日大和川改修記念日に於て、全村休業し餅を搗き、壽司を造り、酒肴を携へて野に出で以て一日を祝福す。

報恩講 冬季に於て中流以上は各戸に於て之を行ひ、參詣者に赤飯副食物(野菜)を供す。

方言

あるでせう	おまつしやろ	いきませう	いきまひよ	いたづら	てんご
おぢさん	おつさん	こいぬ	いぬころ	ごちそう	ごつご
しりません	しりまへん	ですから	さかいに	だめだ	あかん

なぐる	どやす	にんぎょう	いちま	じょうちやん	ちいちやん
です	だ	ですよ	だつせ、らつせ	もち	あも
ちようしにのる	いちびる	まつかさ	ちんちろ、ち、りん	むかばらがたつ	けつたくそわるい
なんな	どべた				

訛語

ラ行ミダ行ミは全部取違へて發音しなれり

くだらーくら、 から だーか だら かなだらーいかなら、い う らーう づ し え り り ざーえ だーえ だ

えんごうーえんろう

ラ行ミザ行ミは一部取違へて發音せるものあり

かざるーからる めいじーめいり まるやきーますやき かんざしーかんらし

じばんーりばん ぢしんーりしん しざいーじらい じかんーりかん

じまんーりまん じんぐうーこうりんぐーこうこう ねすみーねるみ

つ じーつ り ぞうきんーるうきん

ぞうりーぢよりの如くザ行ミダ行ミ取違へたるものあり。ヅミズミの區別等は全く出來ず。

み づーみ すーみ る つ づ みーつ す みーつ る み

俚諺

羽子歌 一め二めみやこし、四めご五つやの六かし七なやの八くし、九つ十を、豆腐屋のきれさん、子三人生んで一人の子をお茶屋へやつて、茶のべと着せて、茶茶と泣いた、一人の子は漆屋へやつて漆にまかれてふぎや／＼と泣いた、一

人の子は紙屋へやつて紙半帖買ってお父さんの前で、いろはを書いて、さんごにあげてさんごの道で喧嘩が出来て、えーじよりかたし、わるいじよりかたし。

手毬歌

さーのほーのお猿さんは、赤いおペロが大すき、で、ちやん昨夕おしこに、よばれて来たのは鯛の吸物、小鯛の焼物一杯おす、で、すうく二杯おす、で、すうく三杯目には、ながしの奥さん魚がないさて、お腹立てはてな〜はて〜はてな〜、桃栗三年柿八年柿は九年で花盛り丁度一貫かしましたよ〜一貫かしました。

盆踊歌

半黒節。そりや踊の子はやし、あー何じやいなー又私が貰たーはやし、やれこれせえーのどつこいせー「貰た私

がーそら聲がないえや、へえー、へえー」やつこせえーのよーいやせえー。」

田植歌

五萬石でもよう岡崎殿は玄關先まで舟がつくちよいささいて後へよれ。

木遣歌

神社の御前で「ようやしえー」わしや扇ひろた「よーいさこせえー」扇目出度や末繁昌「そらやーこせえーえ、よーいやな、うえー、あれはいないこれはいない、そらよーいさこせー。」

船頭歌

こちらのお父つたんば、お舟の船頭、よされ寒かる川風で。

俗諺

梅の香を櫻に持たせ親の心を子に持たせ。
白よまばれよ白上げにはよぶぞ芋さ大根のこもく飯。
親の意見と茄子の花は千に一もあだはない。
愛し男子は五段田に一人人目かまはな私も行かう。
腰の痛いのには此の町の長さ五月六月日の長さ。
模様は紅葉で何故腹が立つ紅葉色づきや秋が来る。
いやじや〜と知の芋ばかりふり〜子が出来た。

第十九編 田邊町

第一 地理

位置及廣袤 田邊町は本郡の中央より稍々南部に位して、大阪市南區天王寺の南端を距る二十餘町に

當り、東は北百濟村に、北は北百濟村及天王寺村に、西は北百濟・天王寺・及住吉村に、南は長居及南百濟村に連る。廣袤、南北十五町、東西十町、面積二百四十七町四畝三步あり、其形東西短く、東北より西南に互りて斜に長く、殆ど四角形をなす。

地勢 地勢概平坦なれども、町の西南に高く、東方に進むに従ひて低地の不毛田となる。然ども特に顯著なる高低あるにあらず。西方の高地には所々に樹林ありて風光明媚なり。

地味 地質及土性は概ね砂質壤土(砂三分、粘土七分)にして重に第四紀古層に屬し、東部僅かに第四紀新層に屬するものあり、表土は第四紀新層にありては、深さ一尺以上に達す。西部は排水や、良好なるも新層部は不充分なり、地味概して肥沃にして農作物の生育に適し、米・麥・豆類・綿・甘藷・蔬菜類の農作物よく生育す。

區劃 全町を北田邊・南田邊・松原・猿山の四大字に大別す。是等各大字に屬する小字名及地番は次

に擧ぐるか如し。

大字北田邊 東及北は北百濟村と境し、北より西にかけて天王寺村と相接し、南は大字南田邊に接す。東西八町二十間、南北七町五十六間、地勢一般に平坦にして高低なしと雖も、概して西方高く東北に進むに従ひて低し。小字二十九あり、其の名稱及び地番左の如し。

東口	至自 一八番	十ツ	至自 四〇番	二階堂	至自 一〇二番	新堀	至自 二四九番
見行堂	至自 八三番	小山	至自 一四一番	大井堀	至自 一八六番	脇田	至自 六九七番
北良	至自 一四〇番	前田	至自 二〇五番	池尻	至自 三〇九番	嶋畑	至自 八四〇番
尻屋	至自 一〇七番	藤田	至自 二八七番	山堂	至自 五四四番		
北裏	至自 二六三番	野	至自 四二〇番	山堂	至自 五九三番		
五反田	至自 三七〇番	南側東口	至自 七二七番	脇川	至自 七四一番		
山	至自 四七三番	南口	至自 六四〇番	川	至自 八〇三番		
戌亥堂	至自 五九四番	南口	至自 六六九番	川	至自 八〇三番		
坊上	至自 七二六番	南側東口	至自 七二七番	川	至自 八〇三番		

以上の内北柏はもと南百濟村湯谷島の所屬なりしが、明治八年北田邊領に組込みたるものにて、狭山池の悪水抜と傳説せり。

大字南田邊 北は大字北田邊に、西は天王寺村に境し、東は南百濟村に、南は長居村に接す。東西十町三十三間、南北九町三十五間。一般に地勢平坦、四境開豁にして、東部に比すれば西部は稍々高地を有す。小字二十二あり、其の名稱及地番左の如し。

永富	至自 一六八番	東口	至自 一六九番	尾才田	至自 三九一番
金子	至自 二六九番	南口	至自 三二八番	尾才田	至自 三九一番
北東川	至自 四七五番	南口	至自 三九〇番	尾才田	至自 三九一番
南東川	至自 五八七番	南口	至自 三九〇番	尾才田	至自 三九一番
石橋	至自 六三三番	南口	至自 三九〇番	尾才田	至自 三九一番
草道	至自 七四九番	南口	至自 三九〇番	尾才田	至自 三九一番
中山	至自 八五五番	南口	至自 三九〇番	尾才田	至自 三九一番

麥 山 自一九七七番 至一〇五四番
 多治見開 自一〇七六番 至一〇八七番
 猿ヶ山 自一〇八七番 至一二七七番
 千代畑 自一三〇二番 至一三〇七番
 西 代 自一三九番 至一五六番
 脇 自一〇八八番 至一一〇五番
 池 自一二七九番 至一三〇九番
 宮ノ前 自一〇七五番 至一三二一五番
 一三四七番

以上の内舊小字にて大井堀(自六四六番至六六二番)ありしが、現今小字笹原に入れり。

大字松原 東、北、西の三方は大字南田邊に接し、南は長居村と境す。東西一四十六間、南北四町二十間、地勢平坦にして一圓高燥、概ね畑地なり。田邊大根の主なる産地はこゝなり。小字六あり、其の名稱及地番左の如し。

濱 田 自一九九番 至一三六番
 山ノ下 自一八五番 至一八八番
 白子 自一三七番 至一三三番
 奥山 自一三四番 至一三五番
 山ノ上 自一四〇番 至一四四番
 大畑 自一八九番 至一一五番
 一三七番
 一三八番

大字猿山 東北は用水池により大字南田邊と境し、西南は長居村と境す。東西三町三十間、南北十町三十間、地勢平坦にして四圍開豁なり。小字十八あり、其の名稱及地番左の如し。

東池田 自二四四番 至二〇六番
 北芝 自七〇番 至五九番
 麥野 自一一八番 至一一三番
 小山 自一五五番
 西ラ脇 自一六六番 至一六六番
 柳ヶ原 自一七一三番 至二〇三番
 阿部野 自七二番 至七二番
 五反田 自一四〇番 至一四三番
 二階堂 自一五七番 至一五七番
 中林 自一五五番 至一五五番
 マンダラ 自八二番 至八二番
 池尻 自一四二番 至一四二番
 山堂 自一五八番 至一五九番
 尾才田 自一六八番 至一六八番
 石ヶ橋 自一七〇番 至一七〇番
 前田 自一八三番 至一八三番
 山 自一八三番 至一八三番
 北良 自一五三番 至一五三番

以上の内阿部野・マンダラ・西ラ脇・尾才田・石ヶ橋の五小字は大字南田邊領内に飛地となりて散在し山・麥野・五反田・池尻・北良・小山・二階堂・山堂・柳ヶ原の九小字は大字北田邊領内に飛地となりて散在す。

戸口 本町は年を追ふて戸口の増加を見る。是れ大阪市との交通益々頻繁となり、加ふるに市民の郊外生活と共に住宅を經營するもの多きを加へたるに依るものなり。今左に明治三十五年以降の戸口統計を表示せん。

年 度	戸 数	本 籍 者 人 口		計	現 住 者 人 口		計
		男	女		男	女	
明治三十五年	四六五	一、四五一	一、三五二	二、八〇三	一、五〇一	一、三五三	二、八五三
同 三十六年	四六四	一、四五二	一、三四六	二、七九八	一、四七〇	一、三八一	二、八五七
同 三十七年	四六四	一、四七二	一、三六七	二、八三九	一、五二四	一、三九五	二、九一九
同 三十八年	四六八	一、四九七	一、三八九	二、八八六	一、五二六	一、四〇四	二、九四〇
同 三十九年	四六八	一、五一五	一、三九七	二、九一二	一、五六三	一、四二三	二、九八六
同 四十年	四七〇	一、五四二	一、四〇三	二、九四五	一、五七八	一、四三三	三、〇一六
同 四十一年	四七三	一、五九二	一、四二〇	三、〇一二	一、六〇〇	一、四五三	三、〇五三
同 四十二年	四六二	一、六〇七	一、四二五	三、〇三二	一、六一一	一、四六八	三、〇八九
同 四十三年	四六二	一、五七七	一、四三二	三、〇〇九	一、六〇三	一、四五三	三、〇五六
同 四十四年	四六三	一、六〇七	一、四四七	三、〇五四	一、六三五	一、四七三	三、一〇八
同 四十五年	四八九	一、六四三	一、六七一	三、三一四	一、六八〇	一、四九四	三、一七四
大正元年	四九三	一、六九二	一、六三六	三、三二八	一、七〇四	一、五五八	三、二六二
同 二年	六一七	一、七七五	一、六一五	三、三九〇	一、七八七	一、六三八	三、四二五
同 三年	六五七	一、八八四	一、七四八	三、六三三	一、八八二	一、七四九	三、六三一
同 四年	六五七	一、八八四	一、七四八	三、六三三	一、八八二	一、七四九	三、六三一
同 五年	六五七	一、八八四	一、七四八	三、六三三	一、八八二	一、七四九	三、六三一
同 六年	七〇六	一、九五六	一、八二一	三、七七七	二、〇一二	一、八六七	三、八七九

又人口動的状态を示せば左の如し。

年 次	出 寄 留		入 寄 留		生 出 産		死 産 産		死 亡	結 婚	婚 離	婚 嫁
	男	女	男	女	男	女	男	女				
明治三十五年	一六五	一一三	一一一	一七	五四	六一	一一	三	二一	二五	一一	一一
同 三十六年	一七一	一一二	一二三	二七	六三	六三	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 三十七年	一七三	一一三	一二三	二七	七三	七三	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 三十八年	一七三	一一三	一二三	二七	八五	七三	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 三十九年	一七三	一一三	一二三	二七	九〇	九〇	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 四十年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 四十一年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 四十二年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 四十三年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 四十四年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 四十五年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
大正元年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 二年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 三年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 四年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 五年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一
同 六年	一七三	一一三	一二三	二七	九二	九二	二二	四	二四	二六	一一	一一

交通 道路縦横に開通し、南海軌道本町を斜断し、殊に大阪市を距る僅かに二十町餘なるを以て交通運輸上不便を感じる事なし。道路は平坦にして坂路なく、車馬の交通自在にして、農産物の販出

肥料其他物貨の移出入に便なりと雖も、雨天の際には排水良からずして泥道となるに至りては聊遺憾なきにあらず。

〔道路〕 府費の補助を受くる里道は左の如し。

下高野街道 もと狭山街道と稱し、明治二十二年、村費金七百九十有餘圓を投じ田畑宅地八反一畝二十歩を購入し、人家二戸を取拂ひ、從來五尺幅のものを二間餘のものに改修せり。蓋し當時世人未だ交通が如何に産業に影響するかを知らざりしに、本町は率先之を行ひ大に交通の便益を圖りたるものなり。越えて明治二十四年に至り、之を下高野街道と稱し、一等補助道路に編入せらる。本街道は北方北百濟村界より大字北田邊に入り、南進して大字南田邊を通り南方、南百濟村に至る、延長一千七百七十六間、道幅二間半乃至一間半、平均二間を有す。然して府費補助金は工費の十分の五とす。本町道路中人馬の往來最も頻繁にして、本町交通の便を與ふる蓋し甚大なりと謂ふべし。庚申街道 本町の西北方天王寺界より大字北田邊の中央を横斷して東南方に進み、南百濟村に入る。延長八百五十八間、道幅二間半乃至一間、平均一間七分を有す。明治三十一年、府費の補助道路となり、工費の十分の四の補助金を受く。下高野街道につぎて交通頻繁なる道路なり。

百濟街道 本町の東南方南百濟村界より大字南田邊に入り、一旦下高野街道に合し、南進して山坂神社前にて分れ、更に南進し大字松原を横斷して南方長居村に入る。延長九百四十三間、道幅二間乃至一間、平均一間半を有す。明治三十二年、府費の補助道路になり。工費の十分の四の補助金を受く。交通前兩街道に比し閑なれども、大字松原唯一の重要な要路なり。

津守街道 百濟街道の分岐にして、大字南田邊、山坂神社の南にて分岐し、大字南田邊より西方に向ひ、大字猿山を経て西方住吉村に入る。延長四百二十間、道幅二間乃至一間、平均一間半を有す。明治三十四年、府費の補助道路となり、工費の十分の四の補助金を受く。交通閑なれども大字猿山の唯一の重要な要路なり。其の他主なる里道は左の如し。

天田街道 庚申街道の分岐にして、大字北田邊股ヶ池の西池畔より西方に向ひ天王寺村に入る。延長二百間、道幅二間二分乃至一間七分、平均二間を有す。本街道は修繕工費に付きては府費補助無しと雖も、改修工事に於て補助を受く。交通簡なれども天王寺村に通ずる上に於て必要な通路なり。南田邊街道 北方北百濟村より大字北田邊に入り、南方に進みて大字南田邊を経て南方長居村に入る。延長一千二百間、道幅一間半乃至五尺、平均一間を有す、改修工事に限り府費の補助を受く。

阪口街道 本街道は前田邊村長阪口貞治が本町の發展を計るため開設せるものにして、大字南田邊法樂寺前より西方に進み、天王寺村界に至る。延長一千二百間、道幅一間あり。大正六年、田邊町の管理に屬す。大正三年十一月陸軍特別大演習の砌、今上陛下蹕を桃山中學校に駐めさせられ、大飾

を本町大字南田邊に進めさせ給ふに當り、本街道を御通輦遊ばされ給ひし名譽を負へる街道なり。里道延長幅員及勾配表を表示せば左の如し。(大正六年十二月末現在)

種別	坪數	延			合計	平均幅員	勾配
		申一間以上	申一間未満	合			
町費補助の規定あるもの	七、二九九	三、九九七	四、六八〇	三、九九七	一、五〇	無	
支辨あるもの	六、九八〇	三、二二二	四、六八〇	七、九一二	一、〇	無	
同上無きもの	一四、二七九	七、二二九	四、六八〇	一一、九〇七	一	無	
合計							

〔軌道〕 南海鐵道株式會社軌道平野線あり、大阪市惠美須町に起り、天王寺村を経て本町を斜斷し南百濟村に入り、平野郷町に達す。本町内延長一哩一分一厘。本町に於ける停留場は股ヶ池(大字猿山字池尻一五ノ三)及田邊(大字北田邊南の境界)の二ヶ所あり。一日の乗降客各平均九百人なり

〔橋梁〕 駒川橋、本町大字北田邊を通る庚申街道にあり。駒川に架したるものにして、長さ四間、幅七尺、高さ五尺、石造なり。

上駒川橋 本町大字南田邊を通る百濟街道にあり。駒川に架したるものにして、長さ四間、幅二間、高さ五尺、石造なり。

〔通信〕 郵便は全町平野郵便局の集配區域に屬し、町内大字北田邊に一個大字南田邊に一個の郵便投入函及同大字に、各一ヶ所宛郵便切手類賣捌所あり。集配回數は明治六年六月開局當時は午前一回なりしが、明治三十六年九月より午前、午後二回となり、大正四年四月より北田邊・南田邊の二大字にて一日三回(午前十二時、午後四時、午後七時)となれり。

今参考の爲大正元年以降の郵便統計を示せば左の如し。(本表は該年十月分一ヶ月間の總計とす)

大字別	種別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
北田邊	引受數	五三三	六三七	二三七	一九三	一八四	四七二
	配達數	五三一	九八八	五七六	五四三	六八七	一、二〇一
南田邊	引受數	四二三	四三七	三四五	三二三	三二七	六一八
	配達數	六五七	九八七	七五五	七八四	九一八	一、〇六七
松原	引受數	二九	三七	三四	五七	四五	六九
	配達數	五三	二〇	八四	六三	五一	八〇

電報は北田邊・南田邊の二大字は平野郵便局に、松原・猿山の二大字は住吉郵便局の配達區域に屬し電報の取扱所は町内に無きを以て頼信者は遠く平野又は住吉郵便局に赴かざるべからず。其の不便想ふべし。

今参考の爲電報に關する統計を示せば左の如し。(本表は該年十月分一ヶ月間の總計とす)

大字別	種別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年
北田邊	〔發〕	一五四	九一	二〇二	二四三	三〇二	四〇五
	〔着〕						

南田邊	松原	猿山
一三一	二一	一
一〇二	一一	一一
一四三	二一	一一
一五二	三二	一一
二七六	三二	二一
四一〇〇	四一	一一

電話は平野特設電話區域に屬し、加入者大正二年十二月末現在大字北田邊二戸、大字南田邊一戸、大正七年十二月末現在大字北田邊二戸、大字南田邊三戸なり。又警察専用電話は鶴橋警察署平野郷分署より北田邊巡查駐在所及南田邊巡查駐在所に通せり。

水利 用水は殆ど溜池に依りて灌漑せられ、河水の利を受くるは僅かに全町の二割に過ぎず。然して畑地に於ける灌漑は概ね井水なりとす。

〔水系〕 駒川 上流東南方南百濟村大字鷹合と同村大字砂子との間より來り、本町大字南田邊の東方を北流して大字北田邊に入り、同大字の東方を北流して北百濟村の界に至る。長さ十六町三十四間五分、川幅三間乃至二間五分、平均二間七分を有す。水深五尺乃至二尺。薄濁緩流にして舟筏を通せず、亦堤塘を有せず、本町東部の灌漑に便を與ふること甚だ大なり。

悪水 本町は土地平坦にして排水困難なり。唯僅に小溝にて緩々と排水することなれば悪水の停滞すること屢々なり。此れ等は主として駒川に流入す。

〔池沼及井戸〕 池は二個の他は溜池なり。

股ケ池 阪口街道によりて二つに分れ、北なるを北股ケ池、南なるを南股ケ池と稱す。

北股ケ池 大字北田邊字股ケ池八百八十一番地ノ一にあり、大字北田邊の共有にして、面積六町五反七畝四歩、東西一町四十間、南北四町、周回十一町二十間。水深二十尺乃至二尺平均九尺あり。泥水にして池岸に蓼、池中に鬼蓮、菰、菱等を生ず。盛に養鯉、養鮒を行ひ、又鰻、鯰等多く生棲す。年四拾圓を以て町民に貸付け、春夏期は釣用の船七隻を浮べ、一日五拾錢以上壹圓を以て釣せしむ。本池の用水は耕地四十餘町歩を灌漑す。

南股ケ池 大字南田邊字猿ケ山一千二百七十六番地ノ一にあり。大字南田邊の共有にして、面積四町三反十五歩、東西一町三十三間五分、南北三町四十六間三分、周回十二町三分、水深二十尺乃至五尺、平均九尺あり。泥水にして水草魚類北股ケ池に同じ。年五拾圓を以て町民に貸付け、養魚を行ふ。釣用の船七隻あり。本池の用水は耕地三十餘町歩を養ふ。

本池は其の開掘古く推仁天皇の十二年頃なりと云ふも詳ならず。**〔攝陽群談〕**に「股ケ池は東生郡南田邊村にあり。所傳に云へり、昔此池に大蛇ありて人民の愁あり、于時聖德太子、使人池に入らしむ。淵底深しと雖も漸く脛に及んで易く退治して愁を止しむ。因て號之。廣さ四百畝」とあり。

池田池 大字南田邊字麥山一千五十四番地にあり、南田邊の共有にして面積三町八反四畝四歩、東西

三十四間五分、南北五町二十四間五分、周回十一町五十八間、水深十三尺乃至三尺平均九尺あり。水草魚類股ケ池に同じく。年參拾圓にて町民に貸付け、養魚をなす。本池の用水は耕地三十餘町歩を養ふ。

溜池 灌溉一覽左の如し。

大字別	溜池數	同上面積	田一反歩に對する配當	大字別	溜池數	同上面積	田一反歩に對する配當
南田邊	二	九一、四三五 ^坪	四五、三四二 ^坪	松原	一	二〇一 ^歩	五、三七〇 ^坪
北田邊	一	五二、八五六	四三、七二六	合計	六	一四八、四〇一	
猿山	二	三、九〇九	二三、八六五				

備考 本表の配當は田一反歩に對し坪を以てせり

井戸 灌溉一覽左の如し。

大字別	畑地		田		大字別	畑地		田	
	個數	一個に對する反別	個數	一個に對する反別		個數	一個に對する反別	個數	一個に對する反別
北田邊	二五〇	二、〇一九	一一〇	三、九〇八	松原	三五	三、五〇二	二〇	三、二一一
南田邊	二〇〇	二、〇一一	一〇〇	六、五一七	合計	五六〇	一、九〇九	二五〇	四、八〇三
猿山	七五	一、二二四	一〇	一、一一一					

備考 本表の井戸個數は灌溉用のみを示す

〔水上ポンプ〕 南田邊水上ポンプ 本町大字南田邊駒川の上流にあり。大字南田邊の共有物にして大正元年十月起工し大正二年五月竣工す。六馬力の石油發動機により五時のポンプにて駒川の水を吸上げて灌溉用水となす。養田五六町歩なりしが最近に至り其の使用漸次減少せり。

北田邊水上ポンプ 本町大字北田邊新池にあり。大字北田邊の共有物にして明治四十一年七月竣工す。廣さ三百六十坪の溜池(新池と稱す)の中央に五時の水上ポンプを設置し、七馬力の石油發動機により吸水す。養田八町歩なりしが、其の使用は設置後三ヶ年のみ、目下使用せず。

股ケ池水上ポンプ 本町大字北田邊股ケ池の西北にあり、大字北田邊の共有物にして明治四十二年十月竣工す。五馬力、石油發動機により五時のポンプを以て股ケ池の水を吸上げて灌溉に供す。

〔水利組合〕 各大字に總代ありて水利に關する事項を協議す。即ち水利用水に關し修繕其他必要なる工事をなしたる場合は、其都度農民集合して地價に割當て、經費を負擔するものなり。

官公衙 本町に於ける官公衙は左の如し。

町役場 明治二十二年、町村制施行に際し、田邊村大字南田邊字永富一千三百五十五番地恩樂寺本堂を借受け田邊村役場を設置す。明治二十九年十月諸事務益々繁雜となりたるを以て大字南田邊字東口百七十四番地に新築し之れに移轉す、現今の町役場即ち是なり。敷地總坪百十二坪、木造瓦葺平屋にして建坪四十四坪、事務室、町長室、會議室の外附屬建物、使丁室等あり。現在職員町長、助

役、収入役各一名、書記四名なり。

田邊町南田邊巡查駐在所 大字南田邊百七十五番地にあり、明治三十年四月平野郷署設置當時田邊村駐在所として存在し、大正七年所轄を分ちて北田邊駐在所を設置するに當り、南田邊駐在所と改稱せり。管轄區域南田邊・松原・猿山の三大字にして巡查一名なり。

田邊町北田邊巡查駐在所 大字北田邊九百五十四番地にあり、大正七年四月の設置にして、管轄區域は大字北田邊、巡查一名なり。共に平野郷分署に屬す。

大阪府米麥原種育成場 事務所は田邊町大字南田邊二十番地に在りて、農場を大字南田邊字金子及東口に有せり。米麥原種の研究、品種の比較試験、新種の育成を主なる事業とし、技師二名を置く。

第二 町 政

沿革 本村は上古の住吉郡田邊郷の地なり。貞觀年間東田邊・西田邊あり。後には南田邊村・北田邊村となる。名義の起因は詳ならず。田邊史、田邊宿禰などの姓氏は地名に負へるなるべし。大字松原は元南田邊村の地に屬したる原野なり。寛文三年、南田邊村農濱田五兵衛、徳川幕府に請ひて開墾し、翌四年青山因幡守の檢地を経たり、松原新田と稱す。大字猿山も元北田邊村と寺岡村との堺

なる芝地なりしを、同寛文三年に奥田市兵衛開墾したるものにして、猿山新田と稱せり。明治五年五月、第七大區第一區に編入せられ、北田邊村猿山新田を同區第一番組、南田邊村松原新田を同區第二番組とす。一番組の會所は北田邊村字田邊一千二十九番地に設け、戸長は三杉義良自明治五年七月至同十年九月。第二番組の會所は南田邊村字永富一千三百五十番地大念副戸長は西田勘右衛門自明治五年七月至同十年九月なり。第二番組の會所は南田邊村字永富一千三百五十番地大念寺本堂を借受け之に設け、戸長は橋美仁自明治五年七月至同十年九月。副戸長は濱田佐兵衛自明治五年七月至同十年九月。及阪口伊右衛門自明治六年九月至同十年九月なり。明治十年九月に至り、番組を廢して區戸長となる。即ち本町は第七大區第一小區に入る。區長は佐々木政行(喜連村)戸長三杉義良(北田邊村)藤岡利右衛門(平野郷町)佐々木榮之助(喜連村)にして、別に各村に村用掛各一名を置く、即ち松原新田は濱田佐兵衛、南田邊村は橋美仁、北田邊村は三杉義良、猿山新田は奥田龜吉就職す。明治十二年二月小區を廢し、町村分割を以てし、一分割に戸長一名を置けり。即ち南田邊村・松原新田・猿山新田を一分割とし阪口伊右衛門自明治十二年四月至同十三年七月之れが戸長となり、北田邊村は桑津(現今の北百濟村大字桑津)と聯合して一分割をなし、三杉義良自明治十二年二月至同十三年七月戸長となる。明治十三年七月又廢し一村戸長となる、即ち南田邊村は橋美仁自明治十三年八月至同十七年六月。北田邊村は三杉義良自明治十三年八月至同十七年二月。三杉長兵衛自明治十七年三月至同十七年六月。猿山・松原新田は濱田佐兵衛自明治十三年八月至同十七年六月戸長となる。明治十七年六月に至り、北田邊・南田邊・猿山・松原の四ヶ村合併し聯合戸長役場を復大念寺本堂に置く。其の戸長氏名左の如し。

淺村與治兵衛 自明治十七年六月至同二十年一月
 三杉長兵衛 自明治二十年十二月至同二十二年三月
 明治二十二年町村制施行に際し從來の聯合村なる南田邊・北田邊・猿山・松原の四ヶ村にて一村となし田邊村と稱す。大正三年四月一日土地發展に伴ひ村を改めて田邊町と稱す。歴代町村長の氏名左の如し。

村長 三杉長兵衛 明治二十二年四月就職
 同 四十二年一月退職
 町長 阪本藤藏 大正三年二月就職
 同 九年十一月八日退職
 町長 橋 興一 現任
 大正九年十二月二日就職

町會 田邊町會は議員定員十二名にして、一級二級各六人とす。今明治三十五年以降に於ける選舉有権者數を示せば左の如し。

年次	村會議員		府會議員	衆議院	年次	村會議員		府會議員	衆議院
	一級	二級				一級	二級		
明治三十五年	二七	二五	六六	五六	同	三二	一七二	二〇三	一一九
同 三十六年	二七	二七	五六	五一	同	三二	一七五	二〇七	一一〇
同 三十七年	二六	二八	五九	五七	同	三二	一七七	二〇九	一一〇
同 三十八年	二八	三〇	一五八	九二	大正二年	三四	一八二	二一六	一一三
同 三十九年	二九	二二	一二六	一一二	同	三四	一八六	二二〇	一一一
同 四十年	三一	一七〇	一四一	一二四	同	三四	一九三	二二七	一一〇
同 四十一年	三三	一七三	一四九	一二〇	同	三五	一八七	二二二	一〇八
同 四十二年	三二	一七三	一四八	一一五	同	三七	一八八	二二五	一一〇

財政 町勢の膨脹に伴ひ、各般の施設經費を要すること多くして、歳計は年一年其の額を加ふ。今

大正六年度歳出決算額による一戸の負擔額を見るに、戸數六百五十七戸に對し町稅九千五百三十四圓、即ち一戸平均十四圓五十一錢なり。然して之れが對策策として大正元年には不動産移轉稅を課し、大正六年度の如きは實に一千六百五十圓の多額に上れり。然して年々住宅の増加を見るを以て、大正三年從來の戸數割を家屋稅に變更せり。明治三十五年度以降の歳出額を示せば左の如し

年次	歳出高	年次	歳出高
明治三十五年	二、九五六 ^円	同 四十一年	三、五三三 ^円
同 三十六年	三、三二二	同 四十二年	五、一〇〇
同 三十七年	二、五七六	同 四十三年	四、三七三
同 三十八年	三、四五八	明治四十四年	四、六二一
同 三十九年	二、六六三	同 四十五年	七、八一六
同 四十年	三、二四八	大正二年	六、〇九四

本町民の負擔に屬する公租及組合費總額と、其戸口當は左の如し。

年次	負擔總額	戸當	口當	年次	負擔總額	戸當	口當
明治十二年	五、八〇三・三六〇 ^円	一二・七五六	二・六三七	大正四年	一五、六八五・六〇〇 ^円	二三・八七五	四・七五二
同 三十四年	九、四八三・四二二	一七・八七九	三・六二二	同 五年	一七、七〇八・六八〇 ^円	二六・九三二	四・九七五

明治維新前の上納法は年代に依り一定せず、多くは米を以てし、取米の二分乃至七分を上納せるものなり。然して後年に至り上納米の一部を銀にかへたることあり。今参考のため本町の舊石高及維新の際の石高を示せば左の如し。

字名	舊石高	明治初年石高	字名	舊石高	明治初年石高
南田邊	八八七、四〇七	九八九、〇八一	松原	二五、六四五	二五、六四五
北田邊	八六一、六二七	八三〇、四六二	猿山	五五、三〇六	九七、八八六

基本財産 町の基本財産現金二百圓にして、田邊尋常小學校は現金二百五十圓、公債證書二百圓を有するのみ。大正年現在町財産及各大字部落財産を示せば左の如し。

町財産表 (大正年 月現在)

種別	位置	坪数	價格	使用の目的	種別	位置	坪数	價格	使用の目的
敷地	大字南田邊一七四番地	三三二	一、一二〇	役場敷地	同	一七四番地	四六	九二〇	役場建物
同	一七五番地	三、六〇三	一〇、八三〇	小學校敷地	同	一七五番地	三三七	一三、四八〇	小學校々舎
畑	同八〇六番地	一二七	二八五	御野立所					

各大字有財産 (大正年 月現在)

大字南田邊は宅地五十一坪、畑地十四坪、雜地八反九畝三步、溜池八町八反一畝十二歩、溝敷九畝十歩、用排水路敷六畝七歩、墓

地一反一畝二十三歩を有し、其他に木造住宅三十一坪二合、木造雜建物四坪八合、木造馬廐六坪、木造倉庫四坪あり。大字北田邊は田一畝三步、雜地三反八畝二十七歩、宅地百二十一坪、溜池六町五反九畝十一歩を有し、他に木造住宅六十二坪、同雜建物五坪三合、現金貳千五百圓あり。大字松原は現金貳百圓、大字猿山は木造住宅三十六坪五合、現金百圓あり。是等は各大字が里道の修繕、溝渠用悪水路の修繕、墓地の修繕費其他臨時に各大字に於て必要の生じたるまきに支出せり。

衛生 全町衛生状態頗る佳良にして、住民個々の自衛加はれると、町當事者の周密なる注意により、傳染病の發生偶ま之なきにあらざるも、曾て甚しき蔓延を來したる事例なし。今大正元年以降七年に至る間の八種傳染病、數を擧ぐれば、大正二年に實扶的利亞一、猩紅熱一、腸チブス一、四年に腸チブス一、コロブ一、五年に疑似コレラ一、六年に天然痘二あるのみ。

飲用水 本町の飲用水は専ら掘井を使用す。西南方は概ね良好なれども、東方に進むに従ひ不良となる。大正三年十一月陸軍特別大演習の當時、井水調査の結果、大字南田邊六十三番屋敷阪口貞治の井水を御用水に供したり。今掘井に關する調査事項を左に示さん。

年 月	箇 數	水の深さ		水の質	
		東 部	西 部	飲料に適す	飲料に適す
大正三年八月	四二五	一間餘	三間餘	一四七	二七六
同七年十一月	五二五	一間餘	三間餘	二二五	二九〇

隔離病舎 本町外四ヶ町村組各にて平野郷町にあり。傳染病患者を入舎隔離す、今本町負擔經費額を

示せば左の如し。

大正二年度	一六六・二六	同三年度	一五〇・六〇	同四年度	一五〇・六〇
同五年度	一六七・一〇	同六年度	一八二・一〇		

衛生組合 町村制實施さるゝと共に、早くも衛生組合を設け、本町を八組に分ち、各組に組長副組長各一名宛を置き、町内住民を以て組織せしが、大正五年九月、從來の組織を變更し、八組を解きて一組となし、衛生組合規約を設け、組合區域を本町内とし、町内の清潔につとめ、法定傳染病疾患の豫防撲滅を期し、兼ねて一般公衆衛生に關する事業を助長し、一面組合員の衛生思想を啓發し、以て公私衛生の普及を圖りつゝあり。又町内居住農家以外の人家より、一定の料金を收納し、塵芥を集取す。其料金は一ヶ月普通家屋五錢、裏長屋三錢、特別家屋十錢とす。衛生に關する職業者は醫師二名、獸醫一名、看護婦一名、助産婦三名なり。(大正七年末現在)

兵 事 壯丁検査の成績左の如し。

壯丁検査成績表

年次	合格		不合格		合計	疾者	花柳病者
	甲種	乙種	丙種	丁種			
大正元年	七八	三五	一九	〇四	一一四	一〇	四
同二年	七	三	九	一	一一四	一〇	四

同三年	九	四	五	一	一三九	一一	二
同四年	四	三	二	一	一〇四	一	二
同五年	八	六	三	一	一八四	一	一
同六年	八	七	二	一	一八四	一	一
同七年	一〇	三	二	一	一五六	一	一

兵役に關する調査事項左の如し。

年次	現役	補充兵	兵役免除	徴兵免除	徴兵延期	國民兵編入
大正元年	一一	九九	一一	一一	一一	四
同二年	七	九	一	一	一	四
同三年	〇	三	一	一	一	四
同四年	四	三	一	一	一	九
同五年	一	六	二	一	一	四
同六年	七	二	一	一	一	九
同七年	二	二	一	一	一	九

大正七年九月末現在現役兵として入營せるものは歩兵十一人、騎兵一人、砲兵四人、輜重兵一人、機關兵一人、水兵二人、計二十人なり。

帝國在郷軍人會田邊町分會 本分會は帝國在郷軍人會設立の趣旨に従ひ明治四十五年四月七日發會式を擧ぐ。會務は創立以來年を逐うて整備し、規定及規約事項よく履行せられ、會員團結して青年の

指導町内悪習の打破に勉めつゝあり。事務所を田邊町役場内に設け、現分會長は陸軍歩兵少尉正八位勳六等辻田松太郎にして、其の他の役員数は分會長一名、分會副長二名、理事二名、監事三名、評議員六名なり。現在會員二百九名。内帶動者勳八等旭日章十一、勳八等瑞寶章七、計十五名あり（大正七年未現在）本會の經費は會員より會費として一人一ヶ月金五錢の徵集金の他に町費補助金及有志者の寄附金を以て之に充つ、町費補助金は自明治四十五年度至大正三年度毎年一ヶ年金五十圓、自大正四年度至大正六年度毎年一ヶ年金七十圓、大正七年度金百圓なり。こゝに特筆すべきは大正三年十一月、攝河泉平野に行れたる特別大演習の際、御野立所を大字南田邊の南方眺望絶佳なる畑地に設けらるゝに當り、會員は晝夜兼行政修に従事したりき。

戰役戰病死者

戰病死場所	同上年月日	賞勳位階	氏名
臺灣大甲	明治二十八年九月十五日	陸軍歩兵二等卒勳八等	阪上淺吉
青泥窪兵站病院	同 三十七年八月三十日	陸軍砲兵一等卒勳八等	西野馬太郎
臺灣於宛里患者宿泊所	同 二十八年九月十三日	陸軍歩兵二等卒勳八等	恩知房吉
大阪豫備病院馬場分院	同 三十八年三月十二日	陸軍歩兵二等卒	元野末吉
北緯三十八度六分東經百十二度十三分ノ地點	同 三十七年五月十五日	海軍水兵三等卒	阿部岩治郎
臺灣林圯埔病院	同 三十年十一月十三日	陸軍歩兵二等卒	古田慶次郎

消防

從來本町には消防の機關あらざるのみならず、器具すら無かりしため、火災あれば若中（青年團員）又は郷軍人等により、農具其他自家用具にてからも鎮火に務めたるに過ぎざりき。然れども當時家並疎にして類焼の恐もなかりしが、町の發展に伴ひ人家稠密となり、且大阪市民の移住日に多きを加ふるに至り、消防組織の必要を感じ、大正七年五月二十七日、大阪府令第四十八號により消防組を組織し、大正七年六月一日より愈々實施せり。組織は組頭一名小頭二名消防手三十二名計三十五名より成り、大字南田邊百七十四番地に器具置場を設け、之に旗一、高張提灯一、弓張提灯三十五、腕用唧筒及附屬品一、梯子二、釜口三十五、刀附手斧二、喇叭一を藏す。大正七年度經費左の如し。

雜給 百二十三圓
修繕費 二百二十圓

需用費 一千五十二圓
總計 一千三百九十五圓

大正元年以降の火災統計左の如し。

年次	火災別	原因	全戸焼失戸數	半焼戸數	焼失建坪	損害見積高
大正三年	失火	灰	一	一	二、五	二、〇〇〇
同五年	失火	不明	一	一	二、〇	一九、三四〇
同六年	失火	不明	二	一	三八、〇	九五〇

備考 大正元年二年四年七年四ヶ年には火災無し。

教育 本町の教育は年を逐うて發達し、學校教育のみならず、町青年團はその事業の一として青年夜學を設け、在郷軍人分會は又其事業の一として壯丁夜學を起し、各教育の普及に努めつゝあり。従て一般に教育の觀念盛にして、毎年尋常小學卒業生中、高等小學及中學校に入學するもの年と共に増加せり。

田邊尋常小學校 大字南田邊百九十番地にあり。明治六年五月の創立にして當時南田邊村外七ヶ村の組合を以て、南田邊村一千三百五十二番地法樂寺庫裏を借受け教授を始め、南田邊小學校と稱せしが、同八年五月該組合を解き、同村八十七番地に移轉して松原新田・南田邊村二村の設立とし、明治十一年六月、兒童増加の結果、同村宇永富百六十七番地に敷地九十六坪七合五勺建坪五十八坪の校舍を新築これに移轉し、永富小學校と改稱す、同二十二年四月、自治制の實施と共に、全村を學區域とす。同二十六年四月、小學校令に依り永富尋常小學校と改稱す。明治三十二年一月、大字南田邊に敷地四百三十九坪を買入れ校舍を新築して之に移轉す、即ち現今の所在地なり。同三十四年六月田邊尋常小學校と改稱す。爾來兒童の増加に伴ひ明治三十八年四月前記敷地の東端接續地百八十二坪を買収し、同三十八年十一月建坪五十坪の増築を行ひ、同四十四年七月敷地四百七坪を買収し之れに四教室の増築を行ひ、再び校舍の狹隘を告げれば大正五年十一月敷地百六十坪を買入れ、同六年三月更に四教室の増築を行ひ、今日に至る。本校創立以來の學校長左の如し。

氏名	就退年月日	氏名	就退年月日	氏名	就退年月日
内山 淑	自明治六年五月	野口 虎二	自同二十一年六月	隈元 清治	自同三十八年四月
岩橋 録三郎	自同七年一月	中山 修重	自同二十八年七月	兵動 政六	自同三十八年四月
和田 洗除	自同九年二月	森安 三郎	自同三十四年五月	藪田 夏吉	自同三十九年五月
橋元之助	自同十二年二月	高倉 常國	自同三十五年十月	伯井 貞治	自同四十年四月
東野 愛三郎	自同十四年十二月	中谷 豊治	自同三十六年三月	天野 正儀	自同四十七年四月
生駒 正義	自同十六年三月	高橋 誠	自同三十七年三月		大正七年五月就任

町村制實施以後の本校兒童及學級數左の如し。(簡易就學兒童を省く)

年 度	兒 童 數	學 級 數	年 度	兒 童 數	學 級 數	年 度	兒 童 數	學 級 數
明治二十二年	一六四	二	同二十九年	一八三	三	同三十六年	二一五	四
同二十三年	一七〇	三	同三十年	一八七	三	同三十七年	二三七	四
同二十四年	一八二	三	同三十一年	二〇一	三	同三十八年	二三六	四
同二十五年	一七三	三	明治三十二年	一七〇	三	同三十九年	二五五	四
同二十六年	一七一	三	同三十三年	二二一	四	同四十年	二八六	四
同二十七年	一七五	三	同三十四年	二六七	四	同四十一年	三四二	五
同二十八年	一七〇	三	同三十五年	二二〇	四	明治四十二年	三六九	六

同 四十三年	三三四 _A	六	同 二年	四〇六 _A	八	同 五年	四七五 _A
同 四十四年	三七二	七	同 三年	四一五	七	同 六年	五一五
大正元年	三九三	八	同 四年	四三九	八	同 七年	五七八
							一〇九

大正七年末現在の概況を擧ぐれば學區域は全川四大字を以て學區域とす。通學距離最遠八町餘、平均三町餘なり。校地及校舎は校地一千百五十五坪、内運動場五百二十一坪、學校園五十五坪。校舎は木造平家建にして四棟なり。總坪數三百三十七坪、内奉安所、應接所、宿直室、運動用具室、教具室、職員室、唱歌教室、裁縫室各一、普通教室十一あり。然して其他納屋便所等二百九十七坪を有す。兒童及學級數は全町就學兒童男三百五十六人、女三百四十一人、計六百九十七人にして、就學歩合男九九・八八、女九八・六七、平均九九・二八、出席歩合男八九・三六、女九三・二〇、平均九一・一〇を示せり。然して學級數十一、學級外に簡易就學學級二學級を有す。職員は本科正教員男九名、女三名、專科正教員女一名、計十三名、俸給平均支出額二十六圓八十四錢とす。經費は教育費總額五千百三圓にして兒童一人宛七圓十七錢に相當す。

附設裁縫學校 田邊尋常小學校内にあり。明治四十年八月の創立にして、當時本校の一教室に於て教授を始めしが、同四十二年四月より村役場の一室を借受けて之に移轉し、更に四十四年七月本校々舎の増築なると共に、大正五年三月まで現在の唱歌教室に於て教授せしが、其の後又々本校生徒の激増のため再び役場會議室を充用して、大正五年度を終り、第三回校舎増築の結果小學校の一教室

に於て教授し今日に至る。職員は校長及專科正教員一名にして、學級數一、生徒數四十八名あり。(大正七年末現在) 修身、算術、家事、裁縫の四教科にして、主力を裁縫科に注ぐ。修業年限三ヶ年にして別に補習科一ヶ年を置く。

私立桃山中學校 本町大字北田邊四百三十七番地にあり。明治二十三年一月十四日の創立にして、最初は都下に於て初めて英語を以て高等普通の學科を授け、卒業後直ちに實業に就かんと欲する者に必要なる智識と獨修の學力を得しむるを以て目的とせり。經費は英國シ・エム・エス傳道會社の補助と有志の義捐とによりて維持し、校名を高等英語學校と稱したり。當時は一民家を假校舎にあてたることなれば、規模小に設備亦不完全なりしが、開校早々十九名の生徒を收容するを得、校長ダシ氏及内外人三名親しく教授の勞を取りき。是より先本校が前途の大發展を期し東成郡天王寺村中山(現赤十字大阪支部病院所在地)に工事を急ぎつゝありたる校舎は、明治二十四年一月竣功せしを以て其の三十日に移轉せり。舊校舎即是なり。明治二十五年前の桃山は附近一眸、維れ悉く桃園、都門の風塵を離れたる極めて閑靜なる土地なりき。加ふるに巍然たる洋風の校舎、亦當時他に比類なき建築物なりしなり。移轉後時勢の進運に鑑みて或は學科目を改正し、或は年限を増減按排し、基礎漸く鞏固に、校勢日を追うて隆盛に向ひたり。明治二十八年九月、校名を桃山學院と改め、同二十九年又桃山學校と更め、同三十年四月遂に文部省所定の尋常中學校程度とし、同三十五年四月

一日、更に桃山中學校と改稱して全く純然たる中學校となり、徵兵令第十三條の認定を受けて茲に本校は其の面目を一新するに至れり。校運は大阪市の膨脹發達に伴うて益々隆盛に向ひ、清新にして閑寂なりし桃山の別天地は、漸く都市の餘塵を受けて其の實を失ひ、且つ生徒數の激増につれて校地の狹隘を告げられたれば、愈々大正元年八月六日をトし、豫て東成郡田邊村(現在の本町)の西北清閑の地に新築中なりし校舍に移轉せり。現校舍即ち是なり。敷地總坪數一萬二千坪、内建坪六百二十二坪あり。現今(大正七年)學級數十五、教職員二十六、生徒總數六百七十八名にして、授業料一ケ年一人金三十三圓とす。卒業生年々百二三十名を出し、創立以來一千百二十二名なり。一ケ年の經費約二十五萬四千圓を要す。

大正三年十一月陸軍特別大演習を畿甸の野に行はるゝや、畏くも今上陛下を本校に駐めさせられ、大旗を田邊町の鎮守の杜に進めさせ給ひ、御統監前後本校の一教室を以て充てられたる便殿に入御遊ばされ、やがて校庭に設けられたる圓壇に出御御講評を聞召されたり。其の翌日閑院宮殿下には特に本校に成らせられ、記念樹を圓壇の傍に御手植あらせられたり。本校は斯くの如き空前の光榮に浴するを得たるは、校員一同の長く感泣する所にして、又環視者の等しく歎羨する所なり。

田邊町教育會 本會の權輿は明治三十六年一月十五日教育に熱心なる町内居住者有志相謀り教育後援會なるものを組織せしに始る、當時會員數僅かに十三名なりき。日露戰役後教育の進歩と共に教育

會と改稱し、明治四十一年一月十五日發會式を行ひ、町費の補助を受けて益々隆盛に赴き今日に至る。會長は阪本藤藏にして、事務所を田邊尋常小學校内に置く、經費は大正五年度までは年々町費より百八十圓、大正六年度より三十圓の補助を受け、其の他は有志者の寄附金を以て事業の費用に充つ。本會事業の重なるものを見るに青年補習夜學を實施し、年二回通俗教育談話會を開催して會員の智徳を研き、家庭教育の改善を行ひ、時々教育談話會を開きて社會教育の向上を圖り、運動會旅行、遠足等を催し、又常に家庭に於ける父兄の一般輿論と學校教育との中間に立ちて連絡行動を執る。現在會員數四百二十三名あり。(大正七年未現在)

社會事業 田邊町青年團 本町各大字には古來若中と稱する青年團體ありしが、時勢の進運に伴ひ四部落合致して一團を作るの急務なることを悟り、町内有力者の斡旋により田邊町青年會を組織し、大正五年十月二十九日發會式を挙げしが後、東成郡青年團の編成あるに及び、大正六年四月十三日田邊町青年團と改稱し、事務所を田邊尋常小學校に置き、會長は橋尙藏にして、二百二十有餘の正會員を有する一團となれり。大正七年十一月に至り會員の組織を一部變更し、從來二十歳以下の青年なりしを、更に二十五歳以下に擴張し、十二歳以上二十歳以下のものを普通團員と云ひ、専ら彼等に必要なる訓練を施し、二十一歳以上二十五歳までのものを正團員と稱し、正團員は自治的に事に當らしめ、普通團員を善導せしむることとせり。本團は青年をして忠孝の本義を體し、智徳を涵

養し、身體を鍛錬し、社會の風紀矯正を謀り、以て團員をして健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しむるを以て目的とし、是等の目的を達成する爲め實行し來れる事業は教育勅語成申詔書捧讀會、補習夜學、講演會、講習會、農事改良研究會、成績品展覽會、巡回文庫の設置、運動會、遠足會、角力會、惡習の矯正、良習の助長等なり。又本團の營利事業は其の筋の許可を得て農産物賣買、道路溝渠、橋梁等の修繕工事、青物市場の設置等をなす。

本團は團長副團長各一、各大字に支部を設け、支部長四、理事八、評議員三十、賛助員六十七の役員あり。團員は(大正七年末現在)普通團員二百十四名、正團員百十五名あり。經費は町費の補助金會費(會員一人宛一ヶ月金五錢)及有志の寄附金を以て之に充つ。

町内下層民窟 大字北田邊字西口にあり、俗に臺灣と稱す。明治四十二年一月、大阪市の人寺井三平此の地に裏長屋十四戸、表長屋五戸を建築す。一戸の大き裏長屋にありては間口一間半奥行三間、三疊敷と四疊半敷の二間表長屋は八疊一間なり。此處に住居するもの、職業を見るに荷車挽、青物行商、鍛冶職工、髮結、手傳、船人、植木職等にして相當の収入を得るも、清潔整頓の念なく、繼續的事業を厭ひ、轉職すること早し。

第三 産業

本町は今より二十年以前までは純農村にして、當時の俗諺に「嫁にやるまい天王寺、田邊、深い農井戸で水汲ます」と歌はれたる程ありて男女共に皆農に従ひしが、近年に至り、殊に歐洲戰亂以來大阪市商工業の殷昌は延いて影響し、賃金の騰貴は到底農業にては收支償はず、ために従來農を営みしものも翕然として大都市に吸収せられ、轉業するもの多く、偶々轉業せざるものも尙且漸次商工の兼業に移るもの多し。随つて將來農業は益々減退するの狀況を呈せり。

町民の職業戸數調左の如し。

年次	農業	商業	工業	自由業 其他	年次	農業	商業	工業	自由業 其他
明治三十六年	三二二	三三二	四	一一六	同 六年	四七五	一三八	二五	六八
大正四年	四六〇	一〇四	一八	七五	同 七年	四五八	一五〇	八二	二六七
同 五年	四六〇	一〇二	一六	七九					

自由業の内主なるものは會社員二四、官公吏二一、銀行員教員各八、地主二一、借家持七等なり。

農業 本町は土地平坦、地味肥沃にして特に蔬菜の栽培に適す。(大正七年十一月末現在)民有農業及宅地總計を示せば左の如し。

項目	田	地	畑	宅	地	山	林	原野	池沼	雜種地	土上場
筆數	一、三八〇	一、〇四八	四八七	四五	一五	三	三	三	二	三	二

面	積	一筆平均面積		同最平均價格	同買見込價格	同平均價格	本町民ノ所有筆數	本町以外ノ所有筆數	本町所有面積	本町民以外ノ所有面積	耕地トシテノ買價
		最高積	最低積								
一三一・九七二	一三五	九一七	二・四一	九四・五	九四・五	九四・五	九四・五	九四・五	九四・五	九四・五	九四・五
八八・九九一	八二五	八二五	一・〇三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三
二〇・九五二	四〇九	四〇九	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八
三・三九二	七二〇	七二〇	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六
一四三・六	一一一	一一一	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四
九一・三	三〇四	三〇四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四
三〇・八〇	一一一	一一一	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四
二二〇・九四〇	一一一	一一一	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四	一・一四

大正四年以後の耕地段別表左の如し。

年次	田	畑	地	合
大正四年	一一九・三二一	九三・四二〇	八八・九九〇	一一九・三二一
同五年	一一三・五四二	八八・九九〇	一一三・五四二	一一三・五四二
同六年	一一三・九五〇	八八・九九〇	一一三・九五〇	一一三・九五〇

自作及小作田畑段別左の如し。

項目	大正四年	同五年	同六年
自作地	七三・七〇三	八三・五二七	七三・七〇三
小作地	四・五八二	四・五八二	四・五八二
計畑田	七八・二八五	八八・一一〇	七八・二八五

合計	計畑田
一一九・三二一	一一九・三二一
一一三・五四二	一一三・五四二
一一三・九五〇	一一三・九五〇

以上の各表について見るに、山林原野は漸次減少し、之等は住宅地として珍重せられ、ために従来耕地よりはるかに低價なりしものが一般にこれより高價の狀況を示せり。畑地も同様耕地としては減少しつゝあり。

農業戸數調、大正七年十二月末現在左の如し。

種	類	純					兼					合計
		南田邊	北田邊	松原	大原	山	同雜貨商	同榨屋	農兼糸練	同青物行商	同白米商	
大田邊 <td>南田邊</td> <td>一四五</td> <td>二一九</td> <td>二六</td> <td>三〇</td> <td>四四〇</td> <td>一五六</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	南田邊	一四五	二一九	二六	三〇	四四〇	一五六	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>北田邊</td> <td>二一九</td> <td>二一九</td> <td>二六</td> <td>三〇</td> <td>四四〇</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	北田邊	二一九	二一九	二六	三〇	四四〇	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>松原</td> <td>二一九</td> <td>二一九</td> <td>二六</td> <td>三〇</td> <td>四四〇</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	松原	二一九	二一九	二六	三〇	四四〇	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>大原</td> <td>二一九</td> <td>二一九</td> <td>二六</td> <td>三〇</td> <td>四四〇</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	大原	二一九	二一九	二六	三〇	四四〇	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>山</td> <td>二一九</td> <td>二一九</td> <td>二六</td> <td>三〇</td> <td>四四〇</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	山	二一九	二一九	二六	三〇	四四〇	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>小計</td> <td>二一九</td> <td>二一九</td> <td>二六</td> <td>三〇</td> <td>四四〇</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	小計	二一九	二一九	二六	三〇	四四〇	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>南田邊</td> <td>一五六</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td> <td>一五六</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	南田邊	一五六	二四三	二七	三三	四五八	一五六	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>北田邊</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	北田邊	二四三	二四三	二七	三三	四五八	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>松原</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	松原	二四三	二四三	二七	三三	四五八	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>大原</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	大原	二四三	二四三	二七	三三	四五八	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>山</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	山	二四三	二四三	二七	三三	四五八	二四三	二四三	二七	三三	四五八	
大田邊 <td>合計</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td> <td>二四三</td> <td>二四三</td> <td>二七</td> <td>三三</td> <td>四五八</td>	合計	二四三	二四三	二七	三三	四五八	二四三	二四三	二七	三三	四五八	

本町農業の長短を比較考察するに、一、短所は第一農民の不勉強なることに於いて、本町の農民は之れを他に比して概ね怠惰の風あり。蓋し本町は地形平坦にして耕耘に勞力を要すること少く、且つ農

は收支相償はざるの状態なれば、轉業を考ふるもの多きに依るなるべし。第二に農民は一般に奢侈の風あり。本町は土地大阪市に近く、市民との交通頻繁なると、市民の郊外住居日に月に多きを加ふるに依り、之が奢侈の風自然に感染せり。例へば僅かに三四町歩を有する小地主と雖も、概ね長屋門を構へ、大なる玄關を扣へたる居宅に住し、身には常に絹布を纏ひ、諸般の遊藝を愛玩す。殊に大地主に至りては一層華奢に流るゝものあるを以て、其の風習自然下民に及ぼし、僅かに小作を以て一家の生計を立つるものと雖も、毎夜晚餐には酒盃を傾くるの類なり。第三は投機者の多きことなり。怠惰、奢侈の必然の結果として一家の經濟收支相償はず、漸次負債の嵩むより一攫千金の利を得んと欲し、才氣に富むものは資金を調べ、投機的事業に手を出し、家屋を失ひ困弊に陥るもの往々輩出す。第四は貧民の多きことなり。鰥寡、孤獨の類にして貧民の數多し。第五は農民の負擔僅少なからざることなり。以上は農民に對する缺點なるも、第六は山草の乏しきことなり。本町は地勢平坦山林無く、ために牛馬の飼料及田圃の肥料に供する山草に乏し。蓋し山草は農家の業暇に刈り來りて牛馬の飼料に供し、或は田畑に入れて肥料となすに其の効甚だ多きものなり。第七は用水の充分ならざることなり。用水は西南部は専ら井水に依るもの多く、畑地に於ては時々早魃に遭遇すること多し。第八は排水のよろしからざること等なり。二、長所として第一は交通運輸の便なることなり。本町は地勢平坦道路縱横に通じ、且電車は本町の略中央部を貫通し、大阪市に近

れば交通運輸極めて便利なり。依つて肥料の購入或は穀菜の移出甚だ自由なり。第二は肥料を得るに便なることなり。大阪市より農家肥料の大部分を占むる糞尿の如きは低價に之を購ふを得、其の汲取には古來の慣行にて農民市内の各戸につき、一年一人米八升の割合を以て糞尿汲取の契約をなし、尿汁は多くは無代價にして、一年の中蕪菁、蘿蔔の如きもの若干を與へて報酬となすのみ。或は溜滯困なる家を探り無代價にて汲取をなすものあり。其の他の肥料も交通便なれば移入容易なり。第三は蔬菜販路の便なること。本町の蔬菜栽培は年と共に増加し、農作物中第一の利益あるものとす。殊に蘿蔔は本町の名産なり。此等は大都市を控ゆるが故に販路頗る容易なり。農産物産額の増減大正四年以降左の如し。

年次	米	麥	食用及特用	果實	計
大正四年	四五、〇七一 ^四	一四、二六七 ^四	四八、九九九 ^四	五三八 ^四	一〇八、八七五 ^四
同五年	四四、五一九	一四、三二〇	一一四、四三三	五六〇	一七三、八三二
同六年	五九、〇三五	三二、八一四	一二四、七一五	八〇五	二一七、三六九

主要作物の變遷 米は本町農作物中其の首位を占め年々増收あり。麥は米について重要なるものにして從來盛に栽培せられしが、蔬菜栽培の區域擴張せらるゝと共に漸次減少の氣運に向り。菽類は其の産額少なからず且大阪市に近きたため年々増收あり。綿は今より百九十年前より栽培せられ、其の

後文政、天保年間に至り意を栽培に注ぐもの輩出せり。此の時住吉郡に松田佐二郎といへる者出で一種の田邊土佐(佐二郎は田邊村の人にして該人の發見に係るを以てかく命名せしものなり)と稱する綿を選出し、聲價を博せり。是より本町の綿作は益々盛大に赴き、明治二十七八年日清戦役頃までは盛にして、一戸にて七八段歩も作りしことあり。田邊土佐は綿木の幹青く、種子も亦青し、故に青木とも稱せり。本町は主として此の田邊土佐を栽培し、廣島種(幹及種子共に茶褐色)の栽培僅少なりき。然るに日清戦争後綿花の輸入増加し内地綿の價額低落し、ために收益少く、尙且内地綿は(本町も同じ)毛太くして三十二手の如き細き糸を紡ぎ出すこと能はず。外國綿は之れに反して四十手以上の細き糸をもよく紡ぎ出し得るを以て、需用者は自然外國綿に多し。従つて其の栽培とみに減少せり。現在に於ては大字北田邊二十餘戸の農家が一、二畝歩位自家使用のために栽培するに過ぎずして、昔日の盛大は其の面影を止むるのみ。

菜類も亦從來盛なりき。何年代にか町民淺村與次郎兵庫縣下伊丹地方より種子を取寄せ、之れを栽培せしに、一反歩に付一斗三升の増收穫を得たり。又同人は早稻を刈り取りたる田地に限り、移植法を用ひず、實蒔せしに、一反歩に付二斗乃至三斗の增收を得たりと傳へらる。然るに近年蔬菜の栽培盛になれると共に漸次衰頽せり。

蔬菜は近來年と共に盛に栽培せられ茄、胡瓜、蘿蔔、蕪菁、南瓜、大豆、豌豆、馬鈴薯、黍、甜瓜等あり。今重なるものにつき大正六年に於ける産額を示せば左の如し。

種別	作付段別	收穫高	價額	種別	作付段別	收穫高	價額
茄	三二〇	四四八、〇〇〇	三一、三六〇	蕪菁	四五	三八、二五〇	四、九七二
胡瓜	一〇八	三九、九六〇	八、三九一	南瓜	一八六	五五、八〇〇	六、六九六
蘿蔔	六七五	八四三、七五〇	六、七五〇				

尙少量づつ作らるゝものをあげれば左の如し。(大正六年調査)

種別	作付段別	收穫高	價額	種別	作付段別	收穫高	價額
大豆	一一反	一三石	二三四	黍	九	一八、〇〇〇	三〇六
豌豆	一六	一三石	九六	胡瓜	六〇	一八、〇〇〇	四五〇
馬鈴薯	一〇	五、五〇〇	六六〇				

當町に於ける蘿蔔は遠く三百年前より栽培せられ田邊蘿蔔の名は遠近に轟けり。今特記すべき特長を有せずと雖も、其の味頗る美にして、中流以上の家庭及料理店等に歓迎せらる。本地にかくの如き風味ある蘿蔔の産する所以は、栽培に好適なると、農夫の栽培法に熟練せるによるものとす。大正六年調査による主要作物の現状左の如し。

種別	作付段別	收穫高	一一反歩收穫高	價額	種別	作付段別	收穫高	一一反歩收穫高	價額
米	一、一六三反	二、二一〇石	一、九〇〇石	五三、〇四〇	糯米	一二五	二二二石	一、七〇〇	五、五二二

陸	一四	二一五	一、五〇〇	四八三	三二〇	一八〇	六三
米	一、二九六	二、四七八	三三、二一四	六〇〇	一、二〇〇	二、六五〇	平均單價三五
小	二〇	四〇	六〇〇	二、六五〇	七四二	二八	
桃							
葡萄							

備考 本表は前項蔬菜の産額を除きたる他の主要作物を載せたるものなり。

葡萄園は北股ヶ池の股ヶ池島に在り、大字北田邊内山宗助の經營なり。園内風光賞すべし。

施肥の變遷 本町の肥料は從來より綿糞、鰯、油糟等を多く用ひしが、近年に至り作物に變遷を生じ蔬菜を栽培するもの多きに至り、従つて大阪市より人糞尿を汲取り、施肥するもの多くなれり。

農作物賣買の慣習及青物市場 生産品賣買の方法を見るに、米穀賣出方の最も普通なるは、秋收より翌年四五月頃までの間に於て、仲賣人各戸につき購買す、又農家各自に米穀問屋に賣却するもあり。大抵十一十二の兩月に賣却するもの多く、餘は翌年四月頃に賣出すを例とす。蓋し此の十一、十二月頃は肥料代金支拂及通常貸借返済の期日なると、第一期納租の時期なればなり。本町は古來の習慣として農家自ら米穀問屋と取引販賣をなすこと稀にして、大抵は仲買人の手を經るを以て、好商人の爲めに不利益を受くること少なからざりき。近時自家の産米を以て白米商を營むもの漸次多きを加へたり。從來盛なりし綿の販賣法は米、麥等と略同一なるも、時としては曾て借入れたる肥料の代りとして肥料商人に賣渡すことあり。此の場合は買主は肥料を貸與し、綿を以て其の代金を償ふの約をなしたるものにして、一種の便益なる慣習なりしなり。

蔬菜類の販賣方法に二様あり、一は作付のまま、仲買人に賣り仲買人は市場に或は小賣商人に轉賣するものと、一は農家自ら青物市場に輸送し賣却するものとあり、小農者は主として後者の方法を大農者は前者の方法を取るを普通とす。

青物市場は二ヶ所ありて本町及其の近村の蔬菜を賣買す。

田邊青物市場(仲田組) 大字北田邊五百六十九番地にあり本郡北百濟村大字桑津仲田太三郎の經營にかゝり、敷地總坪數四百十八坪、内建坪四十坪あり。毎年七、八、九の三ヶ月間開場し、一日の賣買高平均二百圓内外にして、手数料は賣買價額の四分とす。主なる賣買物品は茄子、南瓜、胡瓜十八サ、ゲ其他蔬菜類とす。

田邊町農會青物市場 大字南田邊三百七十六番地の一にあり、大正七年七月五日の設立にして、經營者は本町青年團なり。敷地總坪數三百坪にして、横八間、縦四間の建物、及縦横各一間半の事務所を有す。毎年七月より九月まで三ヶ月間開場す。賣買高は一日平均五百圓乃至八百圓にして、手数料として賣買價額の五分を納めしむ。賣買品の重なるものは白瓜、茄子、胡瓜、南瓜、馬鈴薯、西瓜、蘿蔔、各種の芋、其他菜類とす。

農家の勞働と休日 農家の勞働時間、二季の收穫期及夏季最も多忙にして、星を戴きて出で星を戴きて歸るの有様なり。一月より四月までは午前六時に起き、朝茶を喫し、午前七時業を始め、午後六

時に業を終る。其の中間午前九時に朝飯、午後二時に晝飯、食後直に就業す。男子は十一月より三月まで午前四時、四月より十月まで午前三時に起床し、大阪市へ糞尿汲取及青物市場行をなす。四月より八月まで午前四時に起き、同五時に朝茶を喫し、五時半頃より始業、午後七時に終る。朝飯、晝食時間は前述に同じ。而して七月三日より八月二十日まで晝飯一時に食し、三時まで二時間午睡し、八月より十月までは午前六時始業、午後六時に終る、朝食、晝食は前同様なりとす。但し女子に限り晩食後二時間夜業をなす。近時は食事四回乃至五回は減少して、大抵の農家は四回となれり即ち朝食は起床後約一時間、晝食正午、夕食は日没後約二時間後とす。晝食と夕食との中間に「七つ茶」と稱して一回食事をなす。

休業日は従来正月三日間、盆二日間、節句、氏神祭禮、半夏生等なりしが、近年は三大節、七祭日、舊正月一日、盆、氏神祭日等を以て通常休暇日とし、又夏日旱天の際降雨ありし時、稻の植付結了せし時等は臨時休業をなすの習慣あり。此の外報恩講其他の諸講には各其の祖師の忌日に休業をなせしも、今は漸次すたれつゝあり。叙上の如くにして一ヶ年休業日数は五六十日より多きときは百二三十日に及ぶことありとす。

農家の雇人 農家の雇人は主に淡路及播磨等の者を雇ひ、稀には安藝、備後、伊豫、紀伊、丹波等の者をも雇入るゝことあり。其の方法は通常雇人口入屋受宿なるものありて之が紹介をなし、又身元

引受を業とするを以て、雇入るゝこと容易なりき。然るに近時工業の勃發と共に従前に比し雇人を得るの困難を感じ、又其の賃銀の如きも甚しく騰貴せり。加之幼年の頃より雇入れたるものも漸く十七八歳となれば、粗食にして身體を勞すること多き農人とならんよりは、青物行商或は工場の職工、輓夫等となるの優れるに若かずとの考へを起し、私に雇主の家を去るもの少しとせず。次に雇人の種類を述べんに、日雇、月雇、季雇、年期雇の四種あり。日雇、月雇は其の賃銀を一日又は一ヶ月若干と定め、農事繁忙の時に際し臨時に雇入るゝものなり。季雇とは尋常僕婢として雇入るゝ者にして、毎年十二月出代り目に於て契約をなし、受人をして雇證書に連署せしめ、通常半年の給金を何程と定め、其の雇期限は一ヶ年を例とす。重に中等以上の農家に行はるゝものなり。年限雇とは大抵三ヶ年乃至五ヶ年を期し雇入れ、雇人には通常傭主より年中の仕着せをなし、又盆、正月等には小使錢を與ふるを例とす。年期雇は概して其の身元引受人を立て、證書を雇主に差入れ置くもの多し。其の證書面には通常本人被雇中其身上の事件は證人に於て引受くべく、又約束期間中若し本人出去ることあらば、速かに代人を出し、決して雇主の迷惑とならざる様取計ふべし等の事を記載せり。雇人の賃銀は明治三十五年頃は左の如し。

農作物季雇	男	上	參拾圓	中	貳拾貳圓	下	拾五圓
同	女	上	拾圓	中	七圓	下	四圓

春季農作日雇	男	上	四拾錢	中	參拾錢	下	貳拾錢
同	女	上	貳拾錢	中	拾五錢	下	拾錢
秋季農作日雇	男	上	四拾五錢	中	三十八錢	下	參拾錢
同	女	上	貳拾五錢	中	貳拾錢	下	拾貳錢
右の如くなりしか現今にては							
農作季雇	男	上	百圓	中	八拾圓	下	七拾圓
同	女	上	五拾圓	中	四拾圓	下	參拾圓
春季農作日雇	男	上	壹圓八拾錢	中	一圓五拾錢	下	一圓
同	女	上	壹圓	中	九拾錢	下	八拾錢
秋季農日雇	男	上	貳圓	中	壹圓八拾錢	下	壹圓五拾錢
同	女	上	壹圓貳拾錢	中	壹圓	下	八拾五錢

又年期雇の内幼年の頃より雇入るゝものは、衣類其他日用品を雇主より給與して、最初兩三年は從來は小使錢を與ふる位なりしが、近年はかくして尙其の上に年十五六圓内外を支給し、其後一ヶ年に五圓乃至七八圓を増給す、已に長じたる者なれば其の給銀大抵季雇に同じ。尙本町には一種の勞役者あり、耕耘、除草手入等一段歩には何圓と賃錢を定め、其の手間を請負ふなり。其の賃銀明治三十年頃のを見るに麥、菜種は三回の手入をなして一反歩凡そ七十錢、米作は五回の除草にて凡そ九十錢、秋田鋤返しは凡そ十五錢位なりしが、近時は約其の五倍に向上せり。

小作慣例 維新前にありては地主と小作人とは互に德義を重んじ且二者の間其の權勢に著しき相違ありしを以て曾て紛争を生せし等のことなく、賃借の如きも多くは口約に止まり、小作證書の如きも取替すもの甚だ稀にて、且つ不作の年柄に於ても地主より地頭に申出で、其の檢見を得、相當減額の許を得て、始めて小作料を減宥せし有様なりしが、維新後に至り其の關係漸く變じたり。

小作料は一段歩につき左の如し。

田地 上田一石五斗乃至一石九斗、下田一石三斗乃至一石六斗。

畑地 葱、蘿蔔、菜類を作り得る地二石乃至二石三斗。豆類を作り得る地一石乃至一石一斗。

宅地 一石三斗乃至二石五斗。

農家流通資本 本町農家の資本を要する重なるものは夏毛及冬毛に要する肥料にして、其の季節は大抵春秋の二季なりとす。肥料に次ぐものは雇人の賃錢なり。即ち米作の插秧、除草、其他諸種の作物の灌水、採收等に使役するものにて、其の期節は五月より十一月に至る間最も多し。之れ等に要する資金の貸借に付多くは地所建物等を抵當として借入れ、期限は六ヶ月を普通とすれども、或は一年乃至三年に亙るものあり、金利普通一割乃至一割五分とす。近來肥料は問屋或は仲買人より現品を以て借入れるもの多し。其の貸借關係を見るに種々の慣例ありと雖も、最も普通に行はるゝ方法は問屋若しくは仲買人より信用借をなし、收穫後直に支拂ふもの是なり。是れに付豫め通帳を作り置き、購入の都度記帳す。其の記帳の時に方り收穫迄の日限を計り相當利子を見積り、之を代價

に差加へ置くものとす。故に此の分は別に利子の名を以て取立つることなし。而して代償支拂約定期限を経過すれば、借用證書に書換ふるを常とす。
 本町民有土地に附帶せる債務高左の如し。(大正七年十一月末現在)

金額	債務者別債務額			期間		月利	
	銀行	町内	町外	長期	短期	最低	最高
二百五十圓以上		一、六〇〇	四、二五〇	七年	一年	九	九
五百圓以上		六、四〇〇	七、五〇〇	四年	一年	九	九
千圓以上		一五、〇〇〇	一三、五〇〇	五年	一年	八	八
千五百圓以上	一、六〇〇	九、八〇〇	三、一〇〇	四年	一年	八	八
貳千圓以上	二、一〇〇	一九、八〇〇	一七、〇〇〇	二年	一年	七	七
五千圓以上		三二、五〇〇	一九、〇〇〇	二年	一年	七	七
壹萬圓以上	一、二、〇〇〇	一三、〇〇〇	一二、〇〇〇	一年	一年	七	七
壹萬五千圓以上	一五、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一年	一年	七	七
合計	三〇、七〇〇	一〇八、一〇〇	九四、三五〇				

備考 期間は一ヶ年最も多し、而して一ヶ年契約をなして實際は五年六年も返済せざるもの多し。

農家收支決算 田畑三町歩所有者にして、内一町歩を自作し、他の二町歩を小作せしむる農家の收支決算を示せば左の如し。(大農者)

収入之部 金壹千八百圓 米六十石(一石參拾圓) 金四百圓 麥二十石(一石貳拾圓)

支出之部 金七百五十圓 野 菜 金參百圓 副 菜
 合計金參千貳百五十圓
 金壹千圓 家族十人生活費(一人一ヶ年百圓) 金五百圓 肥料及農具購入並に修繕費
 金四百圓 租稅其他雜費 金三百圓 交際費其他
 金百圓 牛馬飼養料 金貳百圓 家屋修繕費
 合計金貳千九百圓
 差引利得金參百圓

田畑一町歩を自作せる農家の收支決算左の如し。(中農者)

収入之部 金七百圓 米貳拾五石(一石參拾圓) 金百四拾圓 麥七石(一石貳拾圓)
 金五百圓 野 菜 金貳百圓 副 菜
 合計金壹千六百四十圓
 支出之部 金四百圓 家族四人生活費(一人一ヶ年八拾圓) 金參百圓 肥料農具購入並修繕費
 金八拾圓 租稅其他 金百圓 牛馬飼養料
 金百五十圓 家屋修繕費 金百四拾圓 雇人其他交際費
 合計金壹千貳百七拾圓
 差引利得金四百七拾圓

小農收支決算左の如し。

収入之部 金參百圓 米十石(一石參拾圓) 金八拾圓 麥四石(一石貳拾圓)
 金貳百五十圓 野 菜 金百五十圓 副 菜
 第十九編 田邊町 第三 産業 一四四九

合計金七百八拾圓

支出之部 金參百五拾圓 家族五人(一人一ヶ年七拾圓)

金百圓

肥料其他農具

金百圓

交際費其他雜費

合計金五百五拾圓

差引利得金百參拾圓

農家の副業 二十年以前まで甚だ振はず、唯老女などが僅かに糸績ぎ或は撚糸の大かせを一錢二錢位に賣捌しものを、小かせに繰直す位なりき。然るに明治三十六年頃に至り當時農會長たりし三杉長兵衛、村内に訓示して餘業の利を説き、之を奨励したりしかは、漸次發達し現今真綿摘、藁末箒、藁櫃舂の製作、紙箱張、齒刷子毛植、楊子の製作、糸撚等盛なり。今各種副業につき詳記せば左の如し。

真綿摘 明治二十三年大宇南田邊森むめ真綿摘の賃仕事をなせしに始り、明治三十七年頃より益々盛となり、大正三年三月五日大阪府農家副業成績品展覽會の際には、同會長より褒賞を受領せり。現在これに従事するもの百名以上に及び、工賃真綿百匁に對し四十錢乃至五十錢、各一人一日の儲高十六七歳の女子にて六十錢内外を得るを普通とす。真綿は冬季に用ふるものなれば期間は毎年八月より翌年三月末までとす。

藁末箒、藁櫃舂等の製造 此の副業は二十年以前に始り、青年以上の男子は農閑の時期従ふものにて、従業者三十人内外あり。藁末箒は年中製作し、凡そ一本につき十五錢内外にて販賣す。櫃舂は十月頃より翌年三月頃まで製作販賣するものにて、價格は普通一升櫃舂にて一圓餘とす。

紙箱張 今より二十三年前、大宇北田邊松井キクエ、大阪市にて習ひ來り、當地に擴めたるものなり。爾來漸次これを業とするもの増加し、大正四年頃には三十戸内外の副職者を出せしが、其の後種々の内職入り來るに伴ひ減少して現在に於ては三四戸に過ぎず。

齒刷子毛植、竹楊子の製作 今より二十四年前大宇北田邊羽山ミツ、大阪市にて修業し、當地に擴めたるものなり。現今之れに従事するもの百六十名あり。賃銀は百本を單位として仕拂はる。普通百本の植付賃四十錢内外にして、一日に六十錢内外を得るを普通とす。

糸撚業 今より二十八年前大宇南田邊岡田午吉、中河内郡長瀬村にて習ひ來りて始めしものにて、一時盛んにして従業戸數十戸を數へたれども、現在四戸あるのみ。糸撚内職には糸操工と糸撚工とありて、専ら女子之に従事し、其の賃銀糸線工にて一日十二三錢、家事の餘暇にて従事し、糸撚工は終日従事して三十錢内外とす。

家畜及家禽 牛。本町の畜牛は概ね但馬、因幡、伯耆、美作、備前、備中より購入し單に運搬耕耘に使役し其の懷孕を嫌厭し、蕃殖の用に供せず。近時荷馬車の増加せしと農耕の減退に依り、飼養漸次減少せり。馬。明治初年頃は飼養者一戸もなかりしが、明治三十年頃より漸次飼養するものあるに至れり。大抵運搬用にして、最近道路の開鑿に伴れて荷馬車の運搬自在なるを以て、大に其の數

を増加せり。家雞 從來大抵の農家は二三羽の地雞、矮雞を飼養し來りしが、維新以來雞卵雞肉の需用者増加するに従ひ、雜種雞にて能く産卵し、且肉味の良好なるものを飼育するもの多きに至れり。今大正四年以降の家畜及家禽に關する統計を示せば左の如し。

種 類	大正四年			同 五 年			同 六 年		
	牛	雞	馬	牛	雞	馬	牛	雞	馬
牛	九八	一〇一	一〇五	二六二	三一三	二八三	一	一	一
雞	二六二	三一三	二八三	一〇一	一〇五	一〇五	一	一	一
馬	一	一	一	一	一	一	一	一	一

田邊町農會 農會令によりて明治三十二年に創立したる所なり。事務所を本町役場内に置く。會長は三杉長兵衛にして、事業の施行機關として其他に副會長一名幹事二名評議員五名あり。會員總數四百七十五名を有す。過去に於ける重なる事業の成績をあぐれば、明治三十六年大阪府農會の囑託を受け、田邊村々是の調査を遂げ、小冊子を調製し、第五回内國勸業博覽會に出品し、賞状を受領す。明治四十四年會員の栽培せる蔬菜を第四師團第三十七聯隊に特約共同販賣をなす。明治三十六年より毎年一回水陸稻及蔬菜立毛品評會を開催し又同じく生産物品評會を開き以て農事の改良進歩を計れり。本會の經費左の如し。

年 度	收 入		支 出 高	年 度	收 入		支 出 高
	町費補助	寄附金其他			町費補助	寄附金其他	
大正三年	一〇〇	七	一〇一	同 四年	一〇〇	九七	一八七
同 五年	一〇〇	一〇七	二〇六	同 七年	一〇〇	一〇〇	
同 六年	一二〇	四二	一四五				

工 業

本町は從來農村にして工業としては僅かに副業として糸燃位のものなりき。然るに大阪市の工業殷盛を極むると共に善良なる職工多數得易き故を以て漸次發達を見るに到り、最近に於ては染紙業、貝卸、水牛卸、木管、石鹼、白粉等の製造、鑄物業、捺染業等の諸工業發達せり。今大正四年以降の從來戸口の増減を示せば左の如し。

年 次	戸 數	人 口	増 減	年 次	戸 數	人 口	増 減
大正四年	一八	六〇	一	同 六年	二五	七七	一三
同 五年	一六	六四	四	同 七年	八二	一九七	一一〇

大正七年十月一日現在工業労働者年齢及教育程度を見るに、人員男百四十六人、女三十九人、年齢は十四歳以上五十歳にして、教育程度中等教育終了者七名、高等小學卒業者三十五名、尋常小學卒業者百三十名、無教育者十三名あり。又此等一日に得る賃錢を表示せば左の如し。

年 次	最 高		最 低		平 均		男 女 平 均
	男	女	男	女	男	女	
大正三年	九〇	四五	七	七	五九	四三	五一

同四年	同五年	同六年	同七年
九〇〇	一、二〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
五〇〇	七五〇	九〇〇	一、二〇〇
一〇〇	一三〇	二五〇	三〇〇
九	一一	一二	一五
七五	八三	九一	九二
五〇	六七	六五	七八
六三	七〇	七八	八五

大正七年十二月末に於ける該年度の主な工業につき産額及戸数を表示すれば左の如し。

種別	製産額	戸数	種別	製産額	戸数	種別	製産額	戸数
理髪業	九〇〇	七	骨卸製造	五〇〇	一	鑄工業	一、二〇〇	一
指物職	五〇〇	一	白粉製造	一五〇〇	一	染物業	一五〇	一
疊官職	一〇〇	一	石鹼製造	一三〇〇〇	二	製紙業	一五〇	一
左官職	二五〇	一	大工職	五五〇	二	水牛卸製造	三六、〇〇〇	一
貝卸製造	六九、〇〇〇	二	輪替職	七〇〇	三	水牛製造	一五〇、〇〇〇	一
染紙業	一七〇〇	一	鍛冶職	九〇〇	三	木管製造	一五〇、〇〇〇	一
製皮業	二〇〇	一	燃糸業	五〇〇	二	合計	三〇二、一〇〇	三二

〔會社及工場〕 水管製造合名會社 大字北田邊五番地にあり。大正五年四月の創業にして當初資本金五千圓なりしが大正六年六月十萬圓に増資せり。敷地一千百坪を有す。社長大西與三郎、従業員男七十名女三十名計百名。紡績用織布用木管を製造し、年産額十五萬圓四百八十萬本なり。製品は主として印度、上海、マニラ、カルカッタ及内地各所に販賣す。

谷口石鹼製造所 大字北田邊百三十九番地にあり。大正六年六月の創業にして洗濯石鹼及化粧石鹼を製造す。個人の經營にかゝり、所主谷口藤之助、従業員男五名女二名計七名なり。製造高年額一萬三千圓に上る。近々合資會社の運びに至るべし。

杉本白粉工場 大字南田邊山阪神社の南側にあり。大正四年十二月の創業にして白粉を製造す。場主杉本七兵衛、従業員十三名、一ケ年十二萬貫(二千四百樽)、其の價額十五萬圓。主としてペイント會社、化粧白粉製造業者、印刷用インキ等を製する工場に販賣す。

其の他小工場としては久米鑄物工場 目下工場擴張中なり。水牛卸製造業 年産額三萬六千圓、従業員八十六名。貝卸製造業 年産額六萬九千圓、従業員二十三名。染紙業 丸髻形紙染紙産額年二百六十圓、家庭工業にして従業者二名。紫紺紙染紙 産額年一千五百圓、従業者十五名等なり

商 業 本町の商業は副業的に日用品及雜貨を販賣する小賣店に過ぎず。即ち當町需用者に必要な商品の販賣と當町及其の附近の農産物を大阪市内に行商するにあり。大正七年十二月末に於ける該年度の主な商業につき賣上高及戸数を表示すれば左の如し。

種別	賣上高	戸数	種別	賣上高	戸数
飲食業	一、七五〇	七	土砂商	九五〇	七
酒醬油商	一、五〇〇	二	鶏卵商	七〇〇	一
麵類商	四〇〇	一	石油小賣商	一五〇	一
白米小賣商	二、三五〇	五	雜貨商	一五〇	一
			菓子薪炭商	四〇〇	一
			木綿小賣商	七五〇	二
			青物乾物商	六〇〇	一
			古物商	五〇〇	四

豆腐商	三〇〇	菓子、乾物商	一、二〇〇	金物商	一〇〇
文具商	一〇〇	材木商	一〇〇	果物商	一五〇
牛乳商	二〇〇	薪炭、古物商	六〇〇	小間物商	三〇〇
青物行商	一、九五〇	呉服太物商	七〇〇	牛肉小賣商	一五〇
薪炭商	四〇〇	荒物商	八〇〇	雜貨商	三〇〇
煙草小賣商	四五〇	乾物商	八五〇	×ド商	一五〇
藥種商	二〇〇	牛、馬賣買商	四〇〇	貨物商	三〇〇
貸本商	一〇〇	糸、薪炭商	三〇〇	合計	二、三、二五〇
湯屋商	八五〇	酒、薪炭商	二五〇		九三
酒、白米商	七〇〇	植木商	二五〇		

交通運輸業は專業者無く、農商業等より兼ねるものにして、土砂、農産物等を大阪市に運搬し、又大阪市より本町需用品を運送するに過ぎず。近時工業の稍々盛に赴くに從ひ、此れ等の原料及製品の運輸に從ふと雖も特筆すべきものなし。今其の従事者戸數を表示すれば左の如し。

年度	戸數
大正元年	九七
同二年	一二二
同三年	一二三
同四年	一二七
同五年	一三八
同六年	一四七
同七年	一五三

車輛統計左の如し。

種別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
荷馬車	三三三	六七	七〇	七七	八六	九七	一〇五

第四神 社 附御厩

牛車	六四	五五	五三	五〇	五二	五〇	四八
小車	三〇〇	三二〇	三二一	三二一	三二九	三四三	三五〇
大車	七	七	七	七	八	一〇	九
自轉車	四八	八九	七〇	四三	六六	八一	七七
人力車	五	一	一	一	一	一	一
計	四五七	五三九	五二二	四九九	五四二	五八一	五八九

山阪神社(村社) 大字南田邊字西ラ脇一千三百五十七番地に鎮座す。祭神は天穗日命なり。勸請の年代詳ならず。明治維新前は官幣大社住吉神社の末社として奉祀せしが、明治五年村社に列せらる。〔三代實錄〕に田邊西神とあるは本宮なり、貞觀四年十一月十一日從五位下を授けらる。境内官有地五反五畝四步境外地畑二反歩を有す。社殿は檜皮葺にて、桁行一間梁行五尺五寸、拜殿は瓦葺にて桁行五間梁行二間あり。當社には末社四社あり、(一)素盞鳴尊一柱を奉祀す。社殿桁行四尺妻三尺勸請年代不詳。(二)野見宿禰一柱を奉祀す。社殿桁行四尺妻三尺、勸請年代不詳。(三)猿田彦神一柱を奉祀す。此の神社はもと土公神社と稱し大字松原に鎮座せしを、明治四十年五月當社に合併せるものなり。社殿桁行一間半梁行一間、(四)宇氣魂神一柱を奉祀す。此の神社はもと稻荷神社と稱し、大字

猿山に鎮座せしを、明治四十年五月當社に合併せるものなり。社殿桁行一間四尺梁行一間四尺なり。當社の例祭は毎年十月十五日(舊九月朔日なりしを明治五年頃より改む)祈年祭は毎年二月十七日、新嘗祭は毎年十一月二十三日に行ふ。特別行事として例祭には角力の神事あり。之れ末社に野見宿禰を奉祀せるが故なり。氏子區域は田邊町全部及南百濟村大字砂子全部にして、其の戸數八百八十三戸餘なり。

稻荷神社 股ケ池稻荷神社と稱し、北股ケ池内の小島にあり。此の附近は數年前までは樹木蔚蒼として晝尙暗く、人影稀なりしかば、大蛇池邊に出沒すとて、世人之を懼れたりき。然るに某氏爰に一つの古塚を發掘せしに、其の後大阪市高津三番町の角田某、夜夢に「神主に依頼して祈禱を捧げしに、忽ち蚊龍の天空より降りて速かに祭事を營むべしと託言あり」と見て、深く崇敬の念を起し、親族と相謀りて塚の北側に社を建て、丸高、丸長の二龍王を祀れり。之を信仰するものは病氣平癒商業繁榮すと云傳へ參詣者多し。一説に攝陽群談に曰ふ退治せし大蛇を埋めて塚を作る里民大蛇の崇りを恐れ祀りたるものなりと。何れが信か。兎角該神社は大蛇に對する里人の迷信より來るものなり。

土公神社(廢) 大字松原字濱田に鎮座せり。祭神猿田彦命。享保三年三月の勸請なり。社格村社。境内八十一坪、民有地第一種に屬す。社殿は本殿桁梁各三尺兩覆桁一間半拜殿梁一間半なり。例祭六月三十日

氏子三十一戸。合併明治四十年五月十六日許可、村社山阪神社に合併せらる。

稻荷神社(廢) 大字猿山字柳ヶ原に鎮座せり。祭神宇賀御魂神。享保二年六月勸請。社格村社。境内百三十一坪、民有地第一種。社殿は本殿桁一間五尺拜殿桁三間梁一間一尺あり。境内神社一社荒川神社、祭神由緒詳ならず、本殿桁梁各四尺。例祭六月三十日、氏子二十八戸。合併明年四十年五月二十一日許可、村社山阪神社へ合併せらる。

御厩及神馬塚 住吉神社白馬の神馬を飼養する御厩二あり。南御厩は大字南田邊一千三百五十六番地にあり、面積一畝二步、官有地なり。地内に梁二間、桁三間の瓦葺木造平家あり。現在の神馬はこゝにて養はる。北御厩は大字北田邊一番屋敷にあり、面積二畝二十一步、官有地なり。地内に梁二間、桁三間の瓦葺木造平家あり。此の部は現在使用せず。

神馬塚は南北二ヶ所ありて、北御厩にて死せし神馬は北神馬塚に、南御厩にて死せし神馬は南神馬塚に埋むる定なり。老舍人橋忠三郎翁の話に依れば、住吉神社に葦毛の佐目を一匹献上されたるを先例として今に至る迄同神社には引續きて佐目馬を神馬とされ居れり。神馬奉獻の盛なりし時代は朝廷より四匹の神馬を獻せられて、代々六軒の舍人之れが飼養に當りしなり。然して其の舍人は北田邊に三戸、南田邊に三戸ありしを以て御厩及神馬塚も南北二ヶ所を有したるなり。然るに其の舍人も血統絶ゆれば其の儘御役免除となるとの口傳にて、其の後年月を経るに連れて最初の六軒は次

第に斷絶し、中古五軒、明治初年に四軒となり、三十年前二軒、今は橋忠三郎家一軒となれり。北神馬塚は大字北田邊五番屋敷にあり、元は大なる塚にて高さ二間、面積百坪ありしが、大正三年取拂はれて今は其の跡に松樹四本あり、現在面積二十四坪、官有地とす。南神馬塚は大字北田邊四番屋敷に在り。元は高さ三間面積百五十坪を有せしも、其の後漸次縮少せられて、現在は塚の形を存せず。平地草原にして六本の松樹存するのみ。面積僅かに二十五歩、官有地とす。此の兩塚は共に一時に四頭の馬を埋むることを得しが、現在は僅かに一頭を埋め得るに過ぎず。馬を埋むるには五六尺角に穴を掘り、中に馬を入れて其の上より土を覆ひ、土の上に更に青竹を細かく十文字にわたして蓋とし、更に其の上に土を覆ふものとす。之れ蓋し神馬の腹には妙藥ありて、之れを呑むときは百病癒ゆと云ふ傳説あり。之れを取らんとするものあるを恐れて、斯く町寧に埋むるなりと。

第五 宗 教

大念寺 大字南田邊一千三百五十四番地にあり、融通念佛宗にして無量山と號す。本尊は阿彌陀如來なり。舊記に「延寶二_寅年僧道圓、堂宇再建寺門中興す」とあり。境内地百五十五坪官有地にして境外に田地四段七畝二十二歩、畑地一反四畝二十一歩、宅地三畝十九歩を有す。本堂は建坪二十二

坪の木造瓦葺にして其他外庇一、平家一、庫裡一、倉庫一等の建築物あり。檀徒數百二十戸。寶物の重なるものに十一尊曼陀羅畫像大幅、涅槃像大幅、兩祖師繪史傳三幅、毘沙大王木像等あり。本寺年中行事の重なるもの例月十二、十八の兩日及春秋兩彼岸各七日間勤行説教を行ひ、又毎年四月七日より九日に至る三日間、萬靈供養法會説教を行ふ。

蓮花寺 大字北田邊百七十五番屋敷に在り。融通念佛宗にして、妙法山と號す。本尊は阿彌陀如來にして、木立像長さ四尺、今より約一千年前のものなり。舊記に「天和二_戌年五月、僧順禮、堂宇を再興す」とあり。境内地九畝二歩、官有地にして、境外所有地田地一反四畝歩、畑地一畝六歩、宅地一畝四歩を有す。本堂は建坪二十四坪の檜木造瓦葺にして其他庫裏一、山門一、地藏堂一等の建築物あり。寺内に文祿五年十月二十六日の小五輪石塔あり。檀徒數七十一戸。行事の重なるものは盆祭の施餓鬼、例月十三、三十の兩日及春季二日、秋季三日の説教等とす。

西元寺 大字北田邊九百七十九番地に在り。眞宗大谷派にして、慈雲山と號す。本尊は阿彌陀如來なり。舊記に「此の寺もと天台宗なりしに、自然衰微せるを以て、延寶五_丁年僧正元改宗す」とあり。境内地六十一坪、民有地なり。本堂は建坪四十坪五合の木造瓦葺にして、其他山門一、大鼓堂一等の建築物あり。檀徒數百四十三戸なり。

安樂寺 大字南田邊一千三百五十三番地に在り。眞宗大谷派にして慈雲山と號す。本尊は阿彌陀如來

なり。舊記に「天文年間（或は云ふ、慶長七年）^寅」當地の藤原惣兵衛といへる人顯如上人に歸依し、後改悔して我が家を上人の教へに従ひ寺となし、自らは僧となりて釋西乗と改名して創建せるなり。當時南田邊の北の道場といふ。其後上人より山號及寺號を受け慈雲山安樂寺となす」とあり。境内地百九坪の官有地、十坪の民有地を有す。檀徒數六十二戸。寶物の重なるものに顯如上人自筆の名號、南無阿彌陀佛、見真大師御影、聖德太子御影、珠如上人御影、七高祖御影等あり。

法樂寺 大字南田邊一千三百五十二番地に在り。古義真言宗泉涌寺末に屬し、紫金山小松院と號す。又黃蘗悅山書の額には紫雲山とあり。本尊は不動明王なり。當寺は時代によりて本尊一定せず。例へば如意輪觀音或は釋尊の時代ありしが如し。本寺は治承二年小松内大臣平重盛の開創なり、重盛曾て佛に志し宋國育王山佛照國師の德風を聞き一門菩提のため祠堂料として贈るに黄金三千兩を以てす。國師その篤志を感じ酬ゆるに佛舍利二顆を以てしたりしかば、重盛此の地に佛宇を創建して舍利を藏め、其の熊野參詣の時立寄りて落慶せり。殿堂巍然として聳え結構甚だ壯麗なりき。後、平盛家剃髮して快祐と號し寺職す、即ち中興の祖なり。降りて天正年中に至り兵燹に罹りて烏有に歸す。慶長十四年冬十月、豊臣秀頼、片桐且元に命じ檢地の際東西四十三間、南北五十三間半を除地とす。今の堂宇は後の建營なり。現在の境内地は官有地二反九畝四歩、民有地四反八畝三步を有し、内に堂坊相連る。其の中現存の方丈、書院及大門は中興以來六世普眼、再興の際、大和國宇陀

城より移し、もの、書院の鏡板は幅二尺餘長さ三間の唐桑一枚板にして奇材と稱すべし。襖は神足常庵の筆、天井は狩野家の筆、櫻水仙等の極彩色なり。本寺は兵火其他のため寶物の散逸せるもの多きも、今に傳へたる主なるものをあぐれば左の如し。

- 平重盛所持の陣銅鑼 一個 源義朝の念持佛なり、背面の銘に曰く「左馬頭源義朝一刀三禮久安二年丙寅二月十八日法眼漢幸作之」と、
- 如意輪觀音（木像） 一體 方丈に安ず、傳に弘法大師作、初めは東湖（近江の琵琶湖）安養寺村安養寺の退雲閣にありしを中古當寺に遷せしもの、
- 釋迦佛 一體 鎌倉執權西明寺入道時頼の作。
- 十一面觀音尊（木像） 一體 慈雲飲光の遺墨少なからず、當寺は眞言律の巨宗にして梵學の大家なる慈雲飲光の得度の地なればなり、慈雲は實に當寺中興の第三世なり。
- 梵鐘 一 當梵鐘は享保三年の鑄造にして東湖堪堂律師撰の銘ありて寺の由緒を示す

當寺には樟の大樹あり、周圍二丈五尺、高約三間。又開基平重盛御手植の松は地上周圍二十四尺、高さ二百間の大松なりしが、今より約百年前に枯死し、今は其の實生の小さき小松を植ゑ、傍に石に鐫して是を標せり。

恩樂寺 大字南田邊一千三百五十五番地に在り。眞宗大谷派にして紫雲山と號す。本尊は阿彌陀如來舊記に「天正癸酉年僧法永開基創建にかゝる」とあり。境内地二百十四坪の官有地にして、檀徒數二

十一戸を有す。寶物の重なるものに見真大師御影、乘如上人御影、聖德太子御影、三國七高祖御影等あり。

性應寺 大字南田邊三十番地に在り。眞宗大谷派にして護命山と號す。寺記に「享保元^甲年僧了吟開基創建にして、舊堂は昔時の建物なりしが、風雨のため軒傾きたれば、大正三年數萬圓を費して再建し、以て今日の結構を極むるに至る」と。境内地二百三十八坪の民有地を有す。

豐連庵 大字北田邊に在り。黄檗宗。本尊釋迦如來。由緒詳ならず。明治二十三年六月十一日、静岡縣志太郎島田町七十五番地より大阪市に移轉し、大正八年六月十八日附許可得て、大阪市南區天王寺大道一丁目三九五番地より現在の地に移轉す。

普門寺(廢) 寺址は北田邊八百八十五番地(三杉長兵衛宅)に在り。平重盛の創建にて阿彌陀堂不動院と稱したりと云。明應年間、住盛律師再興し、永祿年間黃河禪師の時、黄檗に改宗して瑞應山普門寺と改め、長崎聖福寺末となる。嘉永年間再興を謀りしが成らざりしと見え、明治初年廢絶せり。什寶は一時河内國岸田堂の長樂寺に保管したりしが、同寺も廢寺となり、今は所在詳ならず。寺内に重盛の石塔と稱するものありき。伊藤東涯の〔輪軒小録〕に「享保亥年……堀習齋氏物語に……此頃(普門寺の)圍炬古びたるに依り、造り變んとて開き見れば、その下に一尺程の方石あり、之れを取のけ爐をしつらひ、方石を庭に出し置ける所、久しく土に埋れ、初は文字の跡も見えざりき。數

日の後、雨かゝり土少し落たれば、小松の二字隱然顯はる。寺僧とくと洗みれば、小松内府證空公己亥、治承三年、八月朔日とあり。堀氏歸りて平家物語を考ふれば、重盛は法名淨蓮と號して證空とは無し。如何なる故にて此處に納め置き、法名もかくの如くなる事量りがたし。是亦訂古の一端ならずや」とあり。同塔の由來これにて詳なり。其後五輪の小塔に組み改めたるが如し。什寶と同じく長樂寺に移し、後には同所伊達氏の庭園に建てたりしが、同家退轉して亦所在詳ならず。

第六 舊蹟墳墓

今上天皇陛下御野立所 大字南田邊八百六番地にあり。大正三年十一月、攝河泉の地に於て陸軍特別大演習を舉行せらるゝや、今上陛下御便殿を當町桃山中學校に設けさせられて親しく御親閱遊ばさる。町民永く之れを記念せんため、大正四年十一月垣を設き碑を建てたり。

後醍醐天皇御車寄舊址 大字南田邊一千二十九番地にあり。大字南田邊淺村勝の所有に屬し、面積一畝二十六歩。里人此處を三本松と稱す。明治維新頃までは松林なりしが、漸次枯死して、三本の大本のみ残りしが、其の後全く枯死し現在は畑地となれり。口碑に後醍醐天皇の御車寄なりと傳ふ。其の來歴に至りては詳かならず。

金子塚 大字南田邊二百八十五番地にあり、馒头状をなし高さ二間、周圍約十間、攝津志に曰ふところの「荒墳一處」とあるは之れに當るか、蓋し如何なる塚なるか詳かならず。

第七 風俗

本町は大都市に接近するを以て、近時彼我の來住する者多きを加へ、從て古來淳朴なる農民の風習も一變し、都會の習俗に染み、生活程度も自然向上しつゝあり。明治維新前にありては、富農と雖も多くは麥飯を食したりしが、現今にては殆ど米飯のみとなり、家屋も明治の早き年代に於て敷物のみなりしが、全部疊を敷くに至り、時計の如き、茶器の如き、相應の器具を使用せり。本町の住宅は全部木造にして、一部には藁葺の者あり。倉庫には土藏造を用ふ。建造物の統計を擧ぐれば左の如し。

年次	住宅		二階以上住宅		倉庫		雜建物(工場を含む)	
	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
大正三年	五五〇	一一、四八六	六七	二九九	四八	五〇七	二八三	三、四七五
同四年	五八七	一二、二七八	六八	四〇五	四九	五一三	三〇一	四、〇一三
同五年	五七七	一、二四六	七〇	四一二	五〇	五三五	三〇五	四、二二三

藁葺戸數調(大正七年十二月末現在)

同六年	六五七	一三、一四七	七二	四五〇	五一	五七四	三一五	五、一三四
同七年	八五〇	二五、九五二	七〇	一、一〇五	一〇三	七五三	六二五	一〇、五二七
同十一月								
同現在								

信仰 住民は一般に信仰の念深く、各種の講を設け、それ〴〵神佛の祭祀を怠らす。遊藝 上流のものは一般に嗜好高尚なるも、中流以下の家庭に至りては野卑にして、浪花節流行歌等を好むもの少なからず。今その遊藝の種類を見るに、淨瑠璃稽古場二ヶ所練習するもの三十人、三味線稽古場二ヶ所練習者二十人、琵琶稽古場一ヶ所練習者十二人、茶花稽古場三ヶ所練習者二十五人、謠曲稽古場一ヶ所練習者五人とす。

年中行事 一月一日は門の左右に松筠を立て其間に注連繩を飾り、又根曳松を門に立て、背戸、井、竈、神棚、湯殿、厠等にもすべて松を立て輪飾として注連繩を輪にして結びたるを懸く。又三方臺に齒朶、榊葉を搔敷として米を盛り、松が枝を立て海老、熨斗、鮑、昆布、橙、九年母、串柿の類を盛り添へて、賀客來れば先づ此れを供じて新年を祝す。町民は全部休業して此の日は特に早朝起出で若水を汲みて顔を洗ひ、歳徳の神を拜す。この神は惠方としてその歳の方を選び、其の方角に向ひて神棚をつくりて祭り、或は初日出を拜せんため、日出前に家を出で、遠望に適したる處に

至りて日出を拜するもの多し。かくして後屠蘇酒を飲み、雜煮餅を食ふ。屠蘇は戸主より初め次第に低き者に及ぶ。雜煮は餅、葡萄、豆腐、早芋(小芋)を入れ味噌を加へて煮たるものとす、又、大服オオフクと稱じて白湯サユに梅干を入れて戸主より漸次飲み初め、一家に及ぶ、之れを飲めば其の年感冒に侵されざる禁厭と傳ふ。此の日又惠方詣とて惠方に當りたる方角の神社に參詣し、産土神に詣づるもあり。元日より十五日までは年禮とて親戚知人の家に至りて新年を賀し、家々にては節振舞とて酒食を供して客を饗す。一月二日は全町休業す。兒童は書初シラハツとて筆を試み、商家は店肆を開きて賣初をなし、工人は初めて其の道具を試む。又農家へ肥料商人より初荷とて肥料を送り來る。一月七日は七日正月と云ひて七草、餅、飯、味噌を入れて煮たるものを食す。一月十日は十日夷とて業を休み、大阪市今宮の戎神社に詣するもの多し、一月十五日は小正月と稱し早曉昨日まで飾りたる松注連繩等を取片付けて之れを焼焼、休業して小豆粥の祝をなす。一月十六日は藪入と稱し他家にあるもの一日乃至五日里家に歸る。一月二十日は二十日正月と稱し、以前は餅團子を祝ふ習慣なりしが今は全く行はれず。然して此の日を以て正月の儀式すべてを終るものとす。一月には此の月の上旬小寒に入るを以て、寒三十日間老人の信仰者相集り寒行カンギョウと稱し「南無妙法蓮華經」或は觀音講なれば詠歌をとなへ、夜間町内を練り歩みしが、近時漸次頽れつゝあり。二月節分には依維村我孫子觀音に參詣するもの多く、家々には大豆を炒りて「福は内鬼は外」と叫びつゝ大豆をまき、門口には鱧

の頭ヒシロギの葉を挿して鬼の入るを防ぐ。當夜は麥飯、鯀を食す。かくて炒豆を各自の年齢数だけ食す。二月十一日は紀元節なれば全町休業す。二月十七日は祈年祭なれば町内半日休業す。三月三日は桃の節句と稱し蓬餅、白酒等を備へ、女子ある資産家にては雛人形を祭る。現今雛人形を祭る家僅かに十戸に充たず。三月十六日は伊勢講を行ふ、伊勢講は毎年輪番につとめ、當日は講中の者當屋の家に集りて各々持ち來れる糯米によつて餅を搗き宴を張る。三月中旬より下旬にかけて七日間は彼岸とて此の時彼岸團子を作りて親族近隣の家に贈答せしも今は全く行はれず。老人は頸に袋をかけ供養米を入れて大阪市天王寺に參詣する者多し。之れ蓋し彼岸功德經に、この七日間には數萬の菩薩其の法を説きて衆生に樂を興ふるとあり、即ち現世の苦を逃れて彼の極樂の岸に到らんとして參詣するなりと聞く。四月三日は神武天皇祭にして町民一般に業を休む。四月十六日は俗に春ごとと稱し本町年中行事中正月に次いで最も殷ふ一日なり。町民皆業を休み、親戚知己を招き、辨當を手にして野外に出で、花見をなすもの多し。五月五日は端午の節句にて戸毎に軒に菖蒲を挿し、菖蒲湯に浴し、旗幟を樹て、粽チマキを作りて食ふ習例あり。此の日より農家は一般午睡を行ふ。六月二十日山阪神社夏祭なれば町民一般に休業し、學校生徒は參拜す。七月二(三)日は半夏生なれば町民休業し餅を搗く。八月七日、此の日を七夕タナバタと稱し星祭を行ふ。又各戸毎に井戸の掃除をなす。八月一日は住吉神社の南祭なれば町民休業し參拜するもの多し。八月中旬、八月一日より中元と稱し親戚

故舊相互に贈品をなす。八月十三、四、五の三日間は盂蘭盆にして祖先の靈を祭る。先づ十二日に佛壇を清め、十三日早朝より花、線香を持ちて墓参し、墓地を清めて歸る。これを「佛を迎ふ」といふ。斯くて墓参により先祖を迎へて十五日まで之を祭る。八月十六日は藪入と稱し一日乃至五日間の暇を得て他家にあるものは里家にかへる。八月二十四日は地藏尊を祭る、御供物は町内有志の寄贈により美しく供へられ、翌日これを戸毎に配布す。九月九日は重陽チウウヤウとも菊の節句とも俗に栗の節句ともいひ祝日として休業するも他の節句の如く盛ならず。九月二十三(四)日は秋季皇靈祭にして彼岸の中日なるを以て町民一般に休業す。十月十四日は村社山阪神社の宵宮祭とて町民半日の休業をなす。十月十五日は山阪神社の秋祭なれば町民休業参拜す。十月十七日は神嘗祭なれば業を休む十月三十一日は天長節祝日なれば業を休み聖壽の萬歳を祝す。十一月二十三日は新嘗祭につき午後より休業。十一月三十日は山阪神社冬祭なれば参拜するもの多し。十二月十五日此の日を「定メ」と稱し、各字に於て其の字に於ける歳入出の決算を行ふ。十二月下旬、十二月二十日頃より三十日までの間に於て歳暮と稱し親戚故舊相互に贈品を行ふ。十二月三十一日は大晦日とも大歳ともいひ、當夜蕎麥を食ひ、最後に福茶を飲む。今夜は床に就かず徹夜して新年を迎へたるも今は漸次頽れ行く。

講 行者講

起原詳ならず。方法としては年六回講内の者輪番にておつとめをなし、年一度大峯に登山

す。報恩講 十一月二十八日は眞宗の開祖親鸞上人の忌日なれば、其の寺院に於て同月二十二日より此の日まで七日間、報恩講をつとむ。現今最も盛なり。行基講 報恩講に同じ大念佛宗に限る。

伊勢講 年一度三月十六日に行ふ。以前は年一回伊勢大廟に参拜せしも、小學校の卒業記念旅行に伊勢参宮を初めてより其の事止みたり。地藏講 昔は地藏講を組織し、講中の者にて地藏尊を祭りしが、現今はすたれて年中行事の一となれり。和讃講 昔は眞宗信者に於て行はれしが、現今は其の影をだに止めず。佛講と稱し京都本願寺に参拜す。観音講 大念佛信者にのみ行はれ、老人のみを以て組織す。年に數回寺院に於て開講し極なり。

冠婚葬祭 婚姻の年齢は一般に早婚にして上流の家庭程其の傾多し。媒約人は厚意に依るもの多く、所謂媒約を業とするが如き人の手に依りて成るもの少し。婚姻成立の順序を述べんに、先づ雙方聞合を濟まし、次に見合みあひを成し、議熟すれば縁談申入れの印として結納(たのみとも云ふ)を納む。結納の交換は縁談確定の發表なり。支度は結納の多少に依り三荷、五荷、七荷、九荷等其の身分に應じて一定せず。儀式は近時神前結婚によるもの多きを加へたり。元服及壽賀 生兒三歳に至れば髪置の祝を行ひ、男兒五歳に達すれば袴着の祝を爲し、女兒には紐落しと稱して初めて帯をなす。男子は二十五歳と四十二歳、女子は十九歳と三十三歳とを厄年とし、多く災厄に罹るものとす。女子は十九歳に結婚を避く。男女共六十一歳に至れば還暦の祝をなし、赤色の頭巾、衣服を着

けて諸客に會す。喪葬 喪葬の際は親戚、知己相集まりて飲食をなし、大混雜たりしが、近年は大
阪市の風に倣ひ、會葬者には粗供養を呈し、漸次簡略に向ひつゝあり。

第二十編 依羅村

第一 地理

位置及廣袤 本村は東成郡の東南隅に位し東は中河内郡矢田村に、西は墨江村に、南は大和川を隔て
て泉北郡五ヶ莊村に、北は本郡長居村に隣接す。東西約十五町、南北約二十町、總面積三百三十二
町七反三畝十六歩あり。その形平扁なる五角形をなす。

地勢及地味 一帶の平野にして高低の差極めて少なし。然れども仔細に之れを観察すればや、丘陵狀
態をなせる大字杉本字森(村の南部)の山林に於て、海拔四十五尺五寸、耕作地の最高たる大字山之
内字内山(村の西部)に於ては三十一尺、最低地の大字苧田字垣外(村の東部)に於て十四尺なりとす
役場學校所在地は本村大字我孫子字美濃邑三十八番地にして、殆んど本村の中央に位し、海拔三十
尺とす。地味、土質は砂質壤土にして、有機物(中性腐植質)に富み、米麥蔬菜根菜類の栽培に適す
區劃 村内を六大字に大別す。東方なるを苧田、西方にあるを杉本、山之内、中央部を我孫子、南
東部を庭井、南部にあるを杉本新田と稱す。各大字の小字名及地番左の如し。

大字 杉本

東口	至自三一	松本	至自六三	佛生田	至自二〇八	鷺取	至自一〇七
ミヘモ	至自八六七	西側	至自二〇七	一條分	至自四二七	午房池	至自二六四
長淵	至自二〇八	西磯丸	至自四〇〇	磯丸	至自一六三	東尼	至自一五〇
野神	至自四七六	廣垣外	至自二六六	谷端	至自三二〇	奴野田	至自三〇五
塚ノ本	至自三九七	久之田	至自三五一	西ノ口	至自四二九	松平	至自四八〇
山林之部	至自一二	森野	至自四三三	矢ヶガ	至自四四九	有斗	至自五四六
山林之部	至自八〇	北堺道	至自三五七	北浦	至自四三六	シルケ	至自四七三
内山	至自一六	住吉道	至自八七	長サ	至自一〇九	池ノ向	至自一〇六
喰違	至自七五	段ノ上	至自四三	ユスルヘ	至自一五七	高野道	至自一五八
乙池	至自一三七	中奥	至自一七〇	奥	至自一八四	口奥	至自二〇〇
五反畑	至自一六三	萬鶴	至自二〇一	山内	至自二四四		
南榎津	至自二七三	西之口	至自二二七	カイト	至自二四三		
大字 我孫子							

萬鶴	至自二〇一	美濃邑	至自四二八	瓦樋	至自八一
南榎津	至自二七三	乾角	至自三一九	柳ベリ	至自一七〇
大字 我孫子		八反	至自一八三	中切	至自二二八
山ノ内	至自二六八	奥山	至自二九〇	北池	至自三〇三
山之間	至自三三四	中山	至自三五七	東山	至自三八一
供物田	至自三八六	堂尼	至自四〇二	上分田	至自四二五
伊勢島	至自四三七	中ノ池	至自四二四	鎌田	至自四九一
城之内	至自五〇七	ヲタリ	至自五三七	流作	至自五九七
城之内	至自五三六	見附畑池開	至自五九六		

大字 荊田

北池	至自 二五番	鹿友	至自 八〇番	坊塚	至自 九八番	北野	至自 一三九番
鍵田	至自 一七四番	宮前	至自 一七五番	池	至自 二〇二番	橋上	至自 二八〇番
白塚	至自 三〇七番	針ヶ池	至自 三〇八番	仁池	至自 三〇二番	橋上	至自 二八〇番
垣外	至自 三七六番	安土	至自 四二八番	野神	至自 三五〇番	横枕	至自 三五五番
垣外	至自 四二七番	依網	至自 六三九番	中池	至自 五五二番	追手	至自 四八二番
榎ノ裏	至自 五〇八番	イセ島	至自 五三〇番	宮添	至自 四四三番	田	至自 五八〇番
戎田	至自 六一番	酒造田	至自 一七番	正徳	至自 一九番	後藤	至自 三〇七番
茶屋ノ脇	至自 三三番	四ノ宮	至自 三九番	大山	至自 一〇四番	依羅	至自 七〇番
山ノ間	至自 七一番	西垣外	至自 九〇番	上後藤	至自 一三二番	藤	至自 七〇番
依羅池開	至自 四四番						

大字 庭井

大字 杉本新田

昔枕	至自 五五番	高ノ森	至自 五六番	森野	至自 一一番
----	--------	-----	--------	----	--------

各大字名の起源は大字杉本は歌枕に大依羅神社の神域にある森は松杉とあれば、此樹に限りて多く繁茂せしを以て、定家の歌にも「松と杉とや千年榮えむ」とあるなり。されば之に縁みて起りたる名なるべし。

〔松葉集住吉梅園家々記〕に曰く、依羅神社に杉を詠するは、彼の森の神木なるにやあらん。其の邊に杉本村の名あるも必ず幽深の子細あるべきものなり云々。

大字山之内は大字杉本に隣接せる地にして、往昔は淺香丘の裾端なれば此稱ありしならん。

大字我孫子は大依羅神社の主神建豊波豆羅和氣王の子孫依羅吾彦氏の居住せられしところなるによりて、地名となりたるなり。小字城ノ内は其居住地なりと稱せらる。

大字荊田は往昔阪上荊田麿の住居せられたれば、其の名を取りて村名となせしなりと傳ふ。

大字庭井は大依羅神社の御庭に在る依羅の井戸に縁みて、地名とせしなりと傳ふ。

大字杉本新田は某年住吉村の者二戸移住せしに始り、現今二百餘戸に及べり。元杉本の地を開發したるなれば新田の二字を加へたるなり。

戸口 明治四十四年以降の戸口統計左の如し。

年次	戸数	本籍者人口		計	現住者人口		
		男	女		男	女	
明治四十四年	六〇九	一、六七六	一、五七三	三、二四九	一、六四九	一、五四五	三、一九四
大正元年	六〇九	一、六九二	一、六〇四	三、二九六	一、六七三	一、五七四	三、二四七
同二年	五七八	一、七五一	一、六四七	三、三九八	一、七〇五	一、六一五	三、三二〇
同三年	五八〇	一、七五五	一、六五四	三、四〇九	一、五〇七	一、三七三	二、八八〇
同四年	五九六	一、七九六	一、七二五	三、五二一	一、七六四	一、六九二	三、四五六
同五年	六一七	一、八二八	一、七六五	三、五九三	一、七六八	一、七〇二	三、四七〇
同六年	六二六	一、八三八	一、七六七	三、六〇五	一、七六五	一、六九六	三、四六一
同七年	六二一	一、八六四	一、七九五	三、六五九	一、七三四	一、六九六	三、四三〇

又人口動的状态を示せば左の如し。

年次	出寄留者		入寄留者		出生	死亡	結婚	離婚
	男	女	男	女				
明治四十四年	五三	七〇	二六	四二	一一	八五	二九	五
大正元年	六二	七七	四三	四七	一四	五八	四一	四
同二年	九七	八二	五一	五〇	一三	六〇	四〇	一
同三年	二六九	三〇六	二一	二五	一四	五九	四二	三
同四年	七〇	六三	三八	三〇	一四	七二	四〇	三
同五年	一一四	九九	五四	三六	一五	七六	四二	三
同六年	一二〇	一〇〇	四七	二九	一四	七七	四四	二
同七年	一八八	一六五	六一	六六	一六〇	一〇八	六一	四

交通〔道路〕 本村には鐵道軌道又は國府道無し、補助道路及里道の主なるものを擧ぐれば左の如し。

阿倍野街道支線(府費補助里道) 長居村より起り本村東北を過ぎ、苅田村を通じて中河内枯木村に至る。延長六百間、道幅一丈。中河内郡矢田・天美村より住吉・天王寺村に出づる要路にして、牛馬車の往復比較的多し。

我孫子街道(村費補助里道) 墨江村より起り本村我孫子を通じ、大字苅田の北部を過ぎ中河内郡矢田村字山に至る。延長八百間、道幅九尺なり。

奴能太道 本村大字杉本より起り、大和川松林に至る里道にして、延長三百間、道幅六尺。

大和道 墨江村遠里小野より起り、本村大字杉本を経て庭井に至る。延長七百間、道幅六尺。

墓地道 本村大字我孫子より起り、八尾街道に至る里道にして、延長三百五十間、道幅五尺。

庭井道 本村大字苅田より起り、庭井の東端を通じ大和川堤防に至る里道にして、延長二百間、道幅六尺。

佛生田道 大字杉本より起り大字杉本新田に至る里道にして、延長三百五十間、道幅六尺。

〔通信〕 本村は住吉郵便局区内にして、各大字に郵便投入函一個並に切手賣捌所各一箇所づつあり、

集配は杉本・山之内・我孫子・蒔田・庭井の五大字は一日二回、大字杉本新田のみ一日一回なり。なほ電報の直配達は本村全部にわたり、電話は本村役場にありて住吉局内に属す。

水利〔水系〕 大和川 水源は大和國王寺附近並に河内の國金剛山に發し、上流は中河内郡矢田村字枯木の界より本村東南端を西流して本村大字杉本の南端に於て墨江村の境に至る。本町貫流延長十町餘、川幅廣きところ百間、狭きところ二十間餘にして、常水は深きところ六尺、淺きところ三尺なり。常に底砂を顯し、水色最も濁く、水質亦良く、飲料に適し、流れ急にして小舟にても上るに困難なり。堤防高きところ三間乃至四間、馬踏三間敷十三間あり。根堅めに柳及び「ススキ」を植う。修繕は府費にて支辨す。豆砂利採集場は大字庭井に一箇所、大字杉本新田に於て一個所あり、川中の豆砂利採集を業とせるなり。何れも人夫日々二十餘名を使役して採集に従事しつゝあり。豆砂利は主として本郡道路修理用に供せらる。灌水吸上ポンプを本村大字杉本大字蒔田及大字庭井の川端に設備し、杉本は三十馬力、蒔田は五十馬力、庭井は二十馬力モートルを備へ、夏期田畠用池水の不足を補ひつゝあり。

〔池沼〕 本村には水利組合なけれども各大字委員を選出して池水の監督を爲しつゝあり。今主なる池を擧ぐれば左の如し。

名	稱	面	積	所	在(大字)
北	池	四反七畝	積	蒔田第二十五番	北
野	稱	面	積	所	在(大字)
北	野	三反四畝二十六歩	積	蒔田第二十二番	北

鍵	田	九反四畝十六歩	積	蒔田第三十九番	仁	池	四反八畝九歩	蒔田第二十三番		
針	ヶ	池	四反六畝二十六歩	蒔田第三十九番	野	上	四反六畝	蒔田第三十四番		
垣	外	一反四畝八歩	積	蒔田第九十八番	追	手(甲)	九反五畝十歩	蒔田第四十五番		
追	手(乙)	二町一反二十二歩	積	蒔田第九十七番	荒	池	三十六歩	蒔田第二十三番		
杉	本	六畝二十五歩	積	蒔田第九十九番	ミ	へ	モ	二町八反八畝十八歩	杉本第七十二番	
東	尼	二反三畝四歩	積	杉本第六十二番	長	淵	三反二畝十二歩	杉本第二十九番		
牛	房	池	二反四畝十七歩	杉本第六十五番	廣	垣	外	三反三畝十八歩	杉本第三十番	
西	磯	丸	一町五反五畝十九歩	杉本第四十二番	佛	生	田	一町三反三畝十八歩	杉本第二十番	
依	羅	池	一町六畝十六歩	庭井第六十五番	段	之	上	池	一町三反二畝八歩	山之内第四十七番
瓦	種	二歩二畝二十六歩	積	庭井第六十三番	瓦	種	八反八畝十七歩	我孫子第八十四番		
柳	ヶ	田	八反八畝	我孫子第七十六番	廣	大	道	一反一畝十六歩	我孫子第二十一番	
蓮	田	一町一反三畝三歩	積	我孫子第七十番	中	ニ	カ	イ	七反一畝十八歩	我孫子第四十五番

前記池は總て村有なり。然れども池水は全部各大字毎に監督す。尙ほ前記の大部分は養魚を兼ね得るを以て有志に使用せしめ使用料を徴收す。養魚は主として鯉鮒なれども、むしろ農家の樂樂的にして魚利少し。

官公衙 本村には官公衙として左の二あり。

依羅村役場 大字我孫子字美濃邑三十八番地にあり。廳舎は平家建なり、現在吏員は村長東野修一郎外三名なり。

本町歳出決算額表 (圓以下切捨)

年 度	歳 出	年 度	歳 出	年 度	歳 出	年 度	歳 出
明治三十五年	一、九九三 ^四	明治三十九年	七、八〇六 ^四	明治四十三年	七、二四〇 ^四	大正三年	六、〇一八 ^四
同 三十六年	二、二五七	同 四十年	四、四二七	同 四十四年	五、七九〇	同 四年	八、五四九
同 三十七年	一、八六一	同 四十一年	四、二四九	大正元年	七、一五五	同 五年	六、一八〇
同 三十八年	三、一五〇	同 四十二年	五、四二〇	同 二年	五、九四五		

衛生及消防 本村衛生状態は概して良く行き届けり。又村民の身體強健なれば病者も少数なり。従つて學校衛生状態も之れに伴ひ良好なり。本村には明治十八年以來出火無し。従て消防組合及消火用器具の設備なし。

飲用水 本村の飲用水は大部分は掘井の井水にして水質悪しく、俗に黒金氣と稱するもの多し。全村掘井數二百八十一ヶ所中、飲用に適するもの僅に參拾六ヶ所あるのみ。其の他煮沸適一ヶ所、濾過適二ヶ所を除く外は皆飲用不適なり。大和川堤防上の大字杉本新田の如きは戸數二百餘戸あれども掘井戸數唯三個あるのみ。而も其の水質悪しく、大部分は大和川の水を以て飲用水となす。然れども傳染病とは何等の干繋なし。

隔離病舎 本村大字我孫子字根腐源左衛門受所百四十九番地に在りて、四ヶ村組合にて之を設け、墨江村之を管理す。(住吉村誌參照)。累年費用分擔額は左の如し。

年 度	分擔額	年 度	分擔額	年 度	分擔額	年 度	分擔額
大正元年	七九 ^四	大正三年	七九 ^四	大正五年	九〇 ^四	大正七年	一七四 ^四
同 二年	七九	同 四年	七九	同 六年	一〇一	同 八年	一七三

傳染病も比較的少なく本村八種傳染病に關する最近の統計を掲ぐれば左の如し。

年 次	大 字 名	病 名	男 別		女 別		全 治	死 亡
			男	女	男	女		
大正四年	新 田	赤 痢		五				四
同 五年	我 孫	赤 痢		一				一
同 六年	田	實布埜利						
同 七年	田	腸室扶斯		八				七
計				二				四

衛生組合 明治三十一年九月七日組合を組織し、事務所を依羅村役場内に設けたりしが、何時の間にか有名無實に歸せしかば、大正四年六月、更に規定を改正し、新に依羅村衛生組合と稱し、事務所は同じく役場内に設け、現村長東野修一郎會長たり。事業として例年八月、衛生講話會を各大字に開催す。

兵 事 壯丁検査 本村に於ける大正元年以來の成績左の如し。

壯丁検査成績表

年次	受検者	合格者		丙	丁	花柳病	トラホーム	無教育	在郷軍人 會員數
		甲種	乙(第一)						
大正元年	三二	一〇	一三	六	二	一	二四	六	一三三
同二年	二八	五	〇	六	三	一	一九	二	一四〇
同三年	三一	七	四	一	一	二	二七	一	一五五
同四年	三六	八	七	一	四	一	二〇	二	一七八
同五年	三五	九	四	一	二	一	二一	一	一九六
同六年	三五	〇	六	一	二	二	一六	一	二〇八
同七年	三六	七	三	四	一	二	一八	二	二一八

帝國在郷軍人會依羅村分會 本會は明治四十三年四月の設立にして綿密なる規定を立て、分會の目的とする事業を定め、且つ分會の區域を六班に分ち各班長を置き以て分會の目的を達しつゝあり。現在分會長は豫備輜重兵上等兵今井八郎にて、會員二百十八名、基本金三十五圓、(大正七年末現在)年々村より五十圓の補助を受けつゝあり。事務所を村役場内に置く。

氏名	階級	位勳功級	戦病死場所	同上年月日
河本 巳之助	陸軍歩兵一等卒	勳八等	清國油蟲堡	明治三十七年十月十一日

辻本 米吉	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	清國金山臺	同三十八年三月二日
今井 鹿三郎	同	勳八等	豫備病院	同三十八年九月十三日
辻川 千太郎	陸軍歩兵一等卒	—	嘉義野戦病院	同二十八年三月二十五日
荒木 鶴松	陸軍砲兵一等卒	—	清國沙家店	同二十八年五月十二日

教育 本村寺子屋時代の教育は審に知るあたはざれども、大字蒔田に伊藤東涯の高弟稻桓秋莊(秋月斜明樓主)あり、西光寺に於て又は自宅に於て久しく村民の教育に努力せられたり。明治六年始て小學校を創置してより以來既に五十年に近からんとすれども、本村の教育は未だ充分なりといひ難し。義務教育の如き未だ村民に徹底せざるか、中途より永缺兒童となり、數度の督勵も効果容易に現はれざるは頗る遺憾なりとす。青年教育には夙に着眼して之を行ひ、現今に在りては各大字とも稍々進歩の域にあり。

依羅尋常小學校 當校は明治六年の創立にして、當時大字蒔田西光寺、大字我孫子圓満寺の二箇所に假教場を置きたり。明治十七年これ等二教場合併の議起りしも成らず、蒔田西光寺、山之内金林寺の二本堂を假教場となせり、明治十九年に至り前記二箇所を合して、我孫子引接寺に假教場を置く明治二十一年依羅小學校を依羅簡易小學校と改め、明治二十六年依羅尋常小學校と改稱す。明治二十九年六月、大字我孫子美ノ邑三十六・三十七番地に校舍を新築し、翌三十年五月落成せしを以て、引接寺より現在の新校舎に移れり。當時學級は二學級なりしも、三十一年には四學級に、四十一年

には六學級に、四十二年四月二教室増築と共に八學級に、四十三年九學級に編成す。大正三年一月三教室の増築成り、翌四年五教室の改築を行ふ。學級は大正四年八學級に、同五年七學級に、同七年復八學級となす。學區域は依羅村全部にして校地の面積千六十八坪、土地高燥、人家に接せず、頗る閑静なり。校舎の總坪數二百二十五坪、内教室八、職員室、應接室各一、外に納屋一棟あり。通學狀況につき各大字中最も通學距離の遠きは杉本新田の約八町餘、庭井、苅田の約七町之に次ぎ杉本、山之内は約四町、我孫子の一町餘は最も短距離なり。就學歩合は未だ良好ならず。職員の現在數九名にして、大正七年度經費、金三千五百三十五圓、之を前年に比すれば、百五十二圓の増加を示せり。今左に最近六ケ年間につき就學歩合、學級數、教員數並に經費總額を示さん。

年 度	學齡兒童數	就學兒童數	學齡兒童 百中就學歩合	學級數	教員數	經 費 總 額
大正三年	六二一	六二一	一〇〇・〇〇	八	九	二、八九五、〇〇〇
同 四 年	五八五	五七七	九九・一五	八	九	二、九五九、〇〇〇
同 五 年	五二七	五一二	九七・一六	七	八	二、三一六、〇〇〇
同 六 年	五四九	五四五	九九・四四	八	七	二、三八三、〇〇〇
同 七 年	六六〇	五二八	八〇・〇〇	八	八	三、五三五、〇〇〇
同 八 年	六六三	五四七	九九・四五	八	九	四、四七一、〇〇〇

兒童には全部授業料を徴收せず、現今までの卒業生は概ね家庭にありて農業に従事す。然れども大字杉本新田よりは専門學校、中學校、高等女學校の卒業生を出したり。

本校創立以來の學校長左の如し。

氏 名	就 退 年 月	氏 名	就 退 年 月	氏 名	就 退 年 月
今井八三郎	自明治三十一年九月 至明治三十二年六月	的場 深諦	自明治三十五年八月 至明治四十一年四月	松本 恒徳	自明治四十四年十月 至大正元年十二月
的場 深諦	自明治三十二年六月 至明治三十三年二月	奥田 定憲	自明治四十一年四月 至明治四十二年四月	永戸 爲美	自大正元年十二月 至大正四年三月
佐々木正吉	自明治三十三年一月 至明治三十四年四月	上田定太郎	自明治四十二年四月 至明治四十三年四月	次田 幹也	自大正四年三月 至大正六年十二月
野崎 道爲	自明治三十四年六月 至明治三十五年六月	端山 文伸	自明治四十三年十月 至明治四十四年十月	大崎佐次郎	自大正六年十二月 至現在

依羅村教育會 明治三十四年一月二十四日の創立にして、大正九年四月組織を改め、會員を増加し基金を集むること、せり。現在會員壹百參十五名、基金は村有志者の寄附により金五百圓を積立てたり。

り。會長は村長、副會長は校長是れにあたり、各大字一名の理事を選び、會務を處理しつゝあり。

社會事業 依羅村青年團 大正三年五月の創立なり。團員は目下二六六名(大正八年三月調)にして、本部を依羅尋常小學校に置き、各大字に分團を置く。各分團には理事一名、幹事數名、副幹事若干名を置き、分團の事務を處理せしむ。各分團には夜學會場を有し、毎夜七時より九時迄小學校職員指導の下に智徳の啓發に努めつゝあり。其他擊劍、銃槍、器械體操を隨時行はしめて體育に資し、

或は毎月一回講話會を開催して精神修養の料となし、或は道路修繕を行はしめて公益を圖らしめ、或は年一回以上の旅行を催して各自智徳の修養に資する等各種の事業をなす。本部には會長一名、副會長一名を置き、各分團を統督し、毎年一回總會を開催する外、臨時講演會を開催す。經費は基本金八百四圓に對する利息並に村費より補助金として年額五十圓の支給を得て之に充つ。(大正八年三月調) 目下本村長東野修一郎本團長の職にあり。

自彊會 本會は戊申詔書の大旨を奉體し、隣保共助の公義に則とり、困厄者の援助又は篤行者を表彰するを以て目的とし、大正七年八月二十五日創立する所なり。事務所を依羅村役場内に置き、村長東野修一郎會長たり。その他役員には評議員十九名、幹事二名、書記一名を囑託す。會員壹百拾二名、基本金壹千〇八圓(大正七年末現在)あり。

第三 産業

本村は交通稍不便にして比較的大都市に離れ、且つ人口稠密ならざれば、工業商業の如きは全く發達せず、唯土地肥沃にして、農業の盛に行はるゝのみ。

商業としては各大字に二軒乃至三軒の日用品雜貨乾物類を賣る店舗あり、然れども其は寧ろ副業と見るべきものなり。

工業的方面は全く發達せず、工場會社皆無なり、唯家庭の副業として營めるもの二三あるのみ。今本村民職業別戸數を掲ぐれば左の如し。

年次	農 業	商 業	工 業	勞 働	其 他	計
大正四年	四五八	三三	三	九七	二五	六一六
同 五年	四五九	四二	三	九七	二五	六一六
同 六年	四六〇	三六	三	九七	二五	六一一

農 業 全部普通農業にして果樹、苗木、養蚕、養雞、牧牛馬は皆無なり。今大正七年度調大字別普通農業戸數を示さば。

我孫子	杉本	山之内	荻田	庭井	新田
七五	九五	四五	八九	四五	一一一

東部即ち大字荻田・大字庭井・大字新田の東半部は米麥作を主とし西部即ち大字山之内・大字我孫子・大字杉本は主として蔬菜の栽培を業とし菜菔、蕪菁、胡瓜、南瓜、茄子等を産出す。

民有農業地及宅地表

種別	田	畑	山林	原野	宅地
筆數	一、二二三	九五四	一四〇	九	三四五
面積	一、三五一・一二七	八一八・〇〇〇	七七・八〇二	一・九一八	三九、九〇八・五五
最高見込買價格	八〇〇	八〇〇	三〇〇	二〇〇	八二〇
最低見込買價格	四〇〇	四〇〇	二五〇	一五〇	四三〇
平均	六二〇	六三三	二七五	一七五	六四〇
本村民所有筆數	六二六	六三三	一三五	一七五	三〇八
同面積	七六五・九〇九	四六〇・九八二	七五・三一六	一・〇二〇	三四、九九〇・九七
他村民所有筆數	四七九	三二一	五	二	三〇八
同面積	五八五・二一八	三五七・〇一八	二・四一六	八・二八〇	四、九一七・五八

蔬菜栽培の收支は大根一反歩に付て肥料豆粕五圓下肥十七圓種子代八合一圓二十錢驅除煙草粉二回分三圓賣上高一百五拾圓なり。茄子一反歩に付て肥料平均十圓苗代壹本七厘十六圓拾錢石鹼三打三十六錢賣上高一百參拾圓なり。

これ等茄子、胡瓜の苗は、初め總て他より購入したりしが、大正元年頃より各家毎に栽培するに至り、現今は副業として稍盛になりつゝあり。苗床一坪の株數茄子六百、南瓜三百五十、胡瓜二百六十を普通とし、一戸の栽培する坪數二十五坪乃至十二坪にして、苗移植は一反歩につき南瓜は七百本、胡瓜は一千三百本、茄子は三千二百本位を標準とす。本春の買價格は障子一枚(半坪)にて金二

圓二三十錢にして、栽培を副業とせる戸數四十六戸(大正七年)あり。

又肥料は昔より人肥、豆粕、綿實粕を用ひて現今に及べり。其價格は豆粕七貫二圓四十錢、綿實粕六斗入五圓、人尿百荷拾圓、而して豆粕、綿實粕は主として堺市より供給せられ、人尿人糞は總て大阪市より供給せらる。

現今人尿の供給は杉本・山ノ内・我孫子・遠里小野・澤ノ口・殿辻・千體・上住吉・道北・濱口・安立・島・北島・加賀屋の部落組合組織となり、各部落に二名、杉本のみ三名の委員を選出し、賣買價額は總て委員立會の上、二ヶ月に一度確定することとなり。

組合に給せらるゝ人尿は總て毎朝住吉浦に於て受渡せられ、毎日着船二十五六艘、一艘四十荷積にして、毎日一千二百荷、住吉浦へ荷上げしつゝあり。

耕地價格、田は畑に比し稍安く平均一反歩田は金五百四五拾圓、畑は金五百七八拾圓を普通とす。被雇農業勞働につきては、歐洲大戰開始頃迄は、農家被雇を以て家業としたる者少からずして、賃金一日自食して金六拾錢なりしが、歐洲大戰と共に工業勞働に轉するもの次第に多く、現今農家被雇を以て職とするもの殆んど無きに至れり。目下雇人すれば一日壹圓參拾錢乃至壹圓五拾錢を支拂はざるべからざれば、農家としても雇人するまでに多く作るの不利を知りて、全くこれをなさず。又本村農民住宅と耕地との距離は左の如し。

種別	一町以内	三町以内	五町以内	十町以内	十五町以内
戸数	1	四七	二七〇	一一二	三二

農家使用道具 犁、馬鍬、鋤、熊手、金鍬、金耙^{カサハラ}、穴突、ハラ、條引、鎌、脚(稻干用)、稻扱、春筵、フォーク、杓、茄子擔桶、穴掘、穴浚、唐箕、萬石、淘板、スクイタルミ、唐篩、押切、臼、押木、麥摺、水車、荷車、如露、萬能、油障子、木匡、提携用噴霧器、苦、俵、舟形除草器。

農家の副業 本村は戸数の割に耕地面積少なければ、勢ひ副業の方面に其の發達を見るに至り、甚だしきは何れが主業なるか見分け難きもの少なからず。特に東半米麥作地にありて一層發達しつゝあり。

(一)養雞。副業中最も廣く行はるゝは養雞にして、戸數六百戸中四百九十戸まで之を行ふ。飼養雞數四五羽より多きは四五十羽、本村通計雞數三千四百羽、産卵數年二四四、五五〇個以上にして、一個の賣買五錢乃至八錢を普通とす、これらは總て大阪市へ販賣す。

(二)手傳職 農家の餘閑を利用して天下茶屋・住吉・堺附近に出で手傳職となる者多く、日給一日金壹圓參拾錢、大字荻田村の如き農閑期に至らば日々五十人以上此手傳職に従事す。

(三)牛馬車仲仕。これ又農閑期を利用して行はるゝものにして、現今(大正七年末)牛馬車數一九二

臺、主として大和川砂石の運搬及家屋の壁を造る土、煉瓦を造る土の搬出を以て業とす。牛馬車仲仕平均一ヶ月收入八拾圓ありと、然れども馬一匹一ヶ月飼料貳拾七八圓を要する由。

(四)齒刷毛植。主として婦女子の内職にして各戸殆んど従事せざる家無き程盛なり。今學校兒童につき調査すれば、調査人員女兒二百人中、本職に従事せるもの六十五名あり。

本村車輛の數は左表の如し。

年次	荷馬車數	牛車數	荷車數	人力車數	自轉車數
大正四年	七	一一五	二三八	二	二三
同五年	一三	一一〇	二六八	一	四八
同六年	一八	一一五	三〇四	一	五八
同七年	三四	一五八	三一五	一	六〇

第四 神社

大依羅神社(郷社) 大字庭井字四ノ宮無番地に鎮座す。祭神は建豐波豆羅和氣王及住吉三神を主神とし、相殿に大己貴命、月讀命、垂仁天皇、五十猛神を配祀し、合祀相殿に草津大歲大神、努能太姬

大神、素盞男大神、^三櫛名田姫大神、八柱御子大神、大山咋大神、八衢比古神、八衢比賣神、久那斗神を祀る。主神四座は延喜式内の神社にして従來は大己貴命、月讀命、垂仁天皇、五十猛命日本書紀通説其他神社叢書住吉三神及猿田彦命とせり。として傳へられたるも〔大日本史〕神祇志には住吉三座及建豊波豆羅和氣王なるべしとあり。今は同四神とせり。建豊波豆羅和氣王は依羅阿毘古氏の祖先なり。大依羅神社は依羅氏の祖先を奉祀したる社なるべし。建豊波豆羅和氣王の裔依羅吾彦男垂見、神功皇后に仕へ、征韓の日、旨を奉じて住吉神を奉祀せり。是の縁にて本社に住吉神三座を祀しなり。天平神護元年、本國及備前封十八戸を本社に充てらる。承和十四年、官社に列せられ、神殿を修造せしめらる。貞觀元年正月、從五位下勳八等より從四位下に進められ、九月奉幣ありて風雨の災を祈らる。元慶元年六月、奉幣して雨を祈らる。同三年六月、勅使下りて神財を献す、延喜九年九月、正二位を授け奉る。〔延喜式〕の制には四座とも名神大社に列し、四度官幣及相嘗、祈雨、八十島祭に預れり。大日本書紀正曆五年四月、伊勢以下諸社に奉幣して疫癘救済を祈らる。本社亦預かる。本朝世紀本社は住吉神社と同じく一代一度大神寶使の奉幣に預れり。大神寶使の事は住吉村住吉神社條參照すべし。〔拾遺愚草〕に依羅社に求子の歌よみて奉るべきよし祠官申しかば

君が代はよさみの森のことはに松と杉とや千年榮えむ

定家

とあり。依羅の森とは本社のことなり。この歌より本社を産の神とせるならんか。古來庭井村の氏

子には難産なきは大神の加護なりとて深く崇敬しつゝあり。往古の社域は廣大なるものなりしが如し。現社域の西部に字二ノ宮四ノ宮と云へるあり。本社之二柱の宮居の跡なるべし。(今の本殿の地を一ノ宮と云ふ、豊波豆羅和氣王墳墓地と稱す。)東部には後藤、御酒田と稱する地あり。後藤は御燈なるべく、本社を廻れる耶摩地も縁ある地なるべし。口碑によれば本社は何時しか荒廢して小祠を一ノ宮址に建立して漸くその祀を存したりとぞ。又往古の境内社たりし大黒(大己貴命ならん)月天(月夜見命ならん)天王(垂仁天皇ならん)木神(五十猛命ならん)等の社殿も破壊したれば本殿に合祀したりと云ふ。その年代素より知るべからざれども、吉野朝時代ならんとの口碑なり。其後本社は住吉神社の攝社として津守氏社務を兼攝せり。萬治二年、社殿祝融の災に罹る。當時その礎を掘りしに大小の石室あり、内より白骨刀鎗の類を得たりと云ふ。同八月村民協力して境内地の松樹一株を伐採して資とし、本殿を造營す。〔攝陽群談〕に今俗に吾孫子の毘沙門とす混合の所なりとあり。毘沙門は我孫子大聖寺に在りて明治十四年焼失せり。同寺は或は本社の社僧たりしか、今兩部の事實詳ならず。明治の初年、無格社に列せられしが(當時社地の多くは村有或は民有に歸せり)同十二年、郷社に列せらる。當時一村の崇敬する所たりしも、未だ氏子と稱するものなく、同村の井澤氏等五六名にて崇敬者總代として徴々たる式祭を奉仕し來れり。同二十四年の暴風にて社内の樹木の倒れたるものを賣却して拜殿を修造せり。四十年一月、神饌幣帛料供進し得べき神社に

か廢絶して、維新以前より村社八阪神社の境内社として小祠を存せしを、明治四十年十一月、八阪神社と共に大依羅神社に合祀せらる。〔神祇志料〕に杉本村に努能太と唱ふる塚あり、本社の舊墟なり、又野々田池其傍に存すとあり。〔攝津志〕にも野々太池傍に在りとあれども、今はその池存せず池址も詳ならず。

八阪神社(廢) 大字杉本に鎮座ありき。祭神素盞男尊、櫛名田姫大神、八柱御子大神なり。由緒詳ならず。明治の初に村社に列せらる。明治四十年十一月、大依羅神社に合祀せらる。舊社地三百七十坪あり、大字杉本に賣却し、今に同部落有たり。敷地代カ百八拾圓は大依羅神社基本金に蓄積す。

我孫子神社(廢) 大字我孫子に鎮座せり。祭神建速須佐之男大神なり、由緒詳ならず。本大聖寺内にありて牛頭天王と稱したるを見れば、同寺の鎮守なりしなるべし。明治の初に村社に列せらる。明治四十年十一月大依羅神社に合祀せらる。舊社地三百七坪は今に大依羅神社有なり。

山内神社(廢) 大字山之内に鎮座ありき。祭神素盞男尊なり。明治の初に村社に列せらる。明治四十年十一月、大依羅神社に合祀せらる。

大山咋神社(廢) 大字庭井に鎮座ありき。祭神大山咋大神なり。由緒詳ならず。明治初年村社に列せらる。明治四十年十一月、大依羅神社に合祀せらる。舊社地百六坪は賣却して個人有となり。今は畑地となる。賣却代金貳百參拾九圓は大依羅神社基本金として蓄積す。

第五 宗 教

西光寺 大字苧田字苧田六〇五番地にあり。眞宗大谷派本願寺末に屬す。的場才門太郎と云へる者、正安年中、淨土眞宗に歸依し、邸内に第舎を建て本寺を草創せり。弘治年間寺號を公稱して西光寺と稱す。當時の住職淨圓は天正四年石山合戦の時、單身泉紀に逃れ、戦亂のため古記録散逸せしが猶淨圓を中興の祖として今に及ぶ。

薬師寺 大字苧田字垣外四一〇番地にあり。眞言宗京都嵯峨大覺寺末にて瑠璃峯醫王院と稱す。護摩堂の本尊薬師如來は、大歳大明神の御本地佛と云ふ。延暦二十三年、弘法大師渡唐し、大慈恩寺に參籠の時、如來夢中に告げ給ふに、日本は吾有縁の地なれども神國にして佛法に近づき難き故、吾衆生に縁を結ばん爲め鶴に化し稻の一穗を銜へ渡り攝津欠郡依網の里に其穗を落し土民に與ふゆゑ田を作らしめ、住吉明神の御供米とし、又其穗を落せし所を穗落の社と稱せよ、實は吾は大歳大明神の本地佛なり、佛は無相空寂にして定むる相なし故に吾は鶴に化し相應の機縁に應じ日本を守ると告ぐ。大師夢覺て寺僧に語る、寺僧も前夜同夢を蒙り奉れり云々。其後大師歸朝せらる、時萬里の遠路は十二神將日夜に擁護し、漫々たる海上忽ち照耀して金色の靈蛇現れ如來を守護し奉り、無